

官報

号外 昭和三十三年四月二十五日

○第二十八回 参議院會議錄第二十八号

昭和三十三年四月二十五日(金曜日)午
前一時三十二分開議

議事日程 第二十七号

昭和三十三年四月二十五日

午前零時五分開議

第一 核原料物質、核燃料物質及
び原子炉の規制に関する法律の
一部を改正する法律案(内閣提
出、衆議院送付)

第二 北海道地下資源開発株式會
社法案(内閣提出、衆議院送付)

第三 相続税法の一部を改正する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 日本開發銀行法の一部を改
正する法律案(内閣提出、衆議
院送付)

第五 日本電信電話公社法の一部
を改正する法律案(内閣提出、
衆議院送付)

第六 お年玉つき郵便葉書等の発
売に関する法律の一部を改正す
る法律案(内閣提出、衆議院送
付)

第七 法務省設置法の一部を改正
する法律案(内閣提出、衆議院
送付)

第八 農林省設置法の一部を改正
する法律案(内閣提出、衆議院
送付)

第九 厚生省設置法の一部を改正
する法律案(内閣提出、衆議院
送付)

第一〇 運輸省設置法の一部を改
正する法律案(内閣提出、衆議
院送付)

第一一 国家公務員共済組合法の
長期給付に関する施行法案(内
閣提出、衆議院送付)

第一二 防衛庁設置法の一部を改
正する法律案(内閣提出、衆議
院送付)

第一三 自衛隊法の一部を改正す
る法律案(内閣提出、衆議院送
付)

○副議長(寺尾豊君) 諸般の報告は、
朗読を省略いたします。

昨二十四日議長において、左の常任委
員の辞任を許可した。

内閣委員 西田 信一君

地方行政委員 久保 等君

同 武壽君

同 白木義一郎君

同 横山 フク君

同 林田 正治君

同 佐藤清一郎君

同 岡 三郎君

同 秋山 長造君

同 井上 清一君

同 井上 清一君

同 井上 清一君

同 井上 清一君

同 井上 清一君

同 井上 清一君

同 秋山 長造君
同 柴谷 要君
同 森田 義衛君
同 森田 友敬君
同 野田 俊作君
同日外務委員会において当選した理事
は左の通りである。

理事 井上 清一君(井上清一君の
補欠)

同日議長から左の議案を提出した。
よって議長は即日これを社会労働委員
会に付託した。

結核医療法案(坂本昭君外七名発
議)

同日議長は、左の衆議院提出案を文教
委員会に付託した。

国民の祝日に関する法律の一部を改
正する法律案

同日議長は、衆議院から予備審査のた
め送付された左の議案を委員会に付託
した。

水質汚濁防止法案(中村英男君外十
三名提出)

同日議長は、左の議案を予備審
査のため衆議院に送付した。

恩赦法の一部を改正する法律案

同日議長は、左の議員提出案を予備審
査のため衆議院に送付した。

結核医療法案(坂本昭君外七名発議)

同日議長から左の報告書を提出し
た。

北海道地下資源開発株式会社法案可
決報告書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉
の規制に関する法律の一部を改正す
る法律案可決報告書

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提
出案を可決した旨衆議院に通知した。

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正
する法律の一部を改正する法律案

自治庁設置法の一部を改正する法律
案

建設省設置法の一部を改正する法律
案

文部省設置法の一部を改正する法律
案

相統税法の一部を改正する法律案可
決報告書

日本開發銀行法の一部を改正する法
律案可決報告書

日本電信電話公社法の一部を改正す
る法律案可決報告書

法務省設置法の一部を改正する法律
案可決報告書

農林省設置法の一部を改正する法律
案可決報告書

厚生省設置法の一部を改正する法律
案可決報告書

お年玉つき郵便葉書等の発売に関す
る法律の一部を改正する法律案修正
議決報告書

運輸省設置法の一部を改正する法律
案可決報告書

国家公務員共済組合法の長期給付に
関する施行法案可決報告書

防衛庁設置法の一部を改正する法律
案可決報告書

自衛隊法の一部を改正する法律案可
決報告書

内閣委員会請願審査報告書第一号

大蔵委員会請願審査報告書第一号

商工委員会請願審査報告書第一号

文教委員会請願審査報告書第一号

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提
出案を可決した旨衆議院に通知した。

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正
する法律の一部を改正する法律案

自治庁設置法の一部を改正する法律
案

建設省設置法の一部を改正する法律
案

文部省設置法の一部を改正する法律
案

總理府設置法の一部を改正する法律
案

昭和三十三年四月二十五日 参議院會議録第二十八号

會議 社会労働委員会において審査中の日本労働協会法案について、本日速かに社会労働委員長の中間報告を求めることの動議

五八八

恩給法等の一部を改正する法律案
旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案
内閣法の一部を改正する法律案
国防会議の構成等に関する法律案
一部を改正する法律案
航空機工業振興法案
同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。
水洗炭業に関する法律案
同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。
行政機関職員定員法の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
日本貿易振興会法案
同日衆議院から、左の本院提出案は同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。
調理師法案
けい肺及び外傷性せき腫障害の療養等に関する臨時措置法案
同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案
自治庁設置法の一部を改正する法律案
建設省設置法の一部を改正する法律案
文部省設置法の一部を改正する法律案
総理府設置法の一部を改正する法律案
恩給法等の一部を改正する法律案
旧令による共済組合等からの年金受

給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律案
内閣法の一部を改正する法律案
国防会議の構成等に関する法律案
一部を改正する法律案
水洗炭業に関する法律案
航空機工業振興法案
同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
行政機関職員定員法の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
日本貿易振興会法案
調理師法案
けい肺及び外傷性せき腫障害の療養等に関する臨時措置法案
同日衆議院において採択した名古屋利務所移転に関する諸般外二十五件の請願は、即日これを内閣に送付した。
○副議長(寺尾豊君) これより本日の會議を開きます。
木島虎蔵君外一名から、賛成者を得て、社会労働委員会において審査中の、日本労働協会法案について、本日、すみやかに、社会労働委員長の中間報告を求めることの、動議が提出されました。
本動議に対し、討論の通告がござい
ます。発言を許します。平林剛君。
〔大臣がいないと呼ぶ者あり〕
〔平林剛君登壇、拍手〕
○平林剛君 私は、日本社会党を代表し、日本労働協会法案に關し、中間報告を求める動議に對し、反對の討論を行おうとするものであります。(拍手)
反對理由の第一は、中間報告を求める動議は、国民に公約した国会正常化を破る行為で、多數議席を利用した、

不当な措置であるからであります。第二十八国会は、明日に予定せる国会解散を前にし、重要法案もほば順調に進みまして、今、岸内閣が今日まで、国民の意思を問わず、民主主義のルールを無視した政権担当にかじりついた行為と、国民生活と日本経済を混乱に導いた政策の失敗を、主権者たる国民の判断を求めようとするときに、一体何のために、日本労働協会法案を、この深夜の国会で中間報告を求めようとするのでありますか。(拍手)突如、かくのごとき無謀な挙に出たことは、いずれ来たるべき総選挙で厳正峻烈な批判にさらされることは当然のことではあります。国民批判をおそれぬ不当な措置は、われわれの断じて許すことのできない行為であります。(拍手)
この動議が、多數横暴の行為であるばかりでなく、国会運営の上における従来の慣行を破り、物事の道理をわきまえないものと言ふべきであります。なぜかと言へば、日本労働協会法案の母体とも言うべき、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に關する法律案は、まだ衆議院の段階において審議中で、その成立を見ておられないからであります。いわゆる経済基盤強化法案は、御承知のように、昭和三十三年度における四百三十六億に上る税金の取り過ぎを、たな上げするともいえないアジア開発基金の出資財源として、五十億を日本輸出入銀行に、また、十五億を日本労働協会に出資しようとするものなどで、国民一般からは、特に批判の強い法律案であります。このため衆議院の大勢は、今議會に成立させることは適当でないとし

て、自由民主党でも、その成立を断念しているものであります。基本法たる経済基盤強化基金法が成立しない以上、日本労働協会に対する十五億円の出資は認められないのであります。財源がなくて、一体、日本労働協会の運営をどうして行おうとするのでありますか。このようになわたり切った理論を無視して強行突破をはかることは、自由民主党の本領を遺憾なく発揮したものであります。議會政治のよい慣行を守る日本社会党は、断じてこれを認めることはできないのであります。(拍手)
反對理由の第三は、日本労働協会法案が、従来、その他の重要法案の後に隠れて、一般の関心に薄かったためであり、その内容を検討してみるとき、きわめて重要な意味を持つ法律案で、なお慎重な審議を必要とするからであります。民主的な労働運動に對して、絶えず反動的な労働政策を強行した岸内閣が、労働問題に対する研究と、労働者、使用者並びに国民に對して、労働問題に対する理解と良識をつちかためるために、啓蒙、教育、宣伝をする機關を設置して、民主的ペールをかぶせながら、国民の批判を誤まつた方向に指導し、やわらかに権力的弾圧を行おうとするもので、その目ざすところは、日本の労働組合の運動を分裂、支配するところにあると思ふのであります。私はこのような時代に逆行する反動法案には、国民とともに、慎重な検討を要するもので、委員会において、なお十分慎重な審議を強く要望するものであります。
今、十分の審議のない段階で、あえて強行突破をはかろうとすることは、

この日本労働協会法案の性格が、いかなるものかを雄弁に物語るものであります。私はそのゆえに、中間報告を求める動議の反動性に對し、強く反對し、中間報告を求める動議を、皆さんの良識で否決せられんことを心から期待いたしまして、討論を終るものであります。(拍手)
○副議長(寺尾豊君) これにて討論の通告者の発言は、終了いたしました。討論は、終局したものと認めます。
これより木島虎蔵君外一名提出の中間報告を求める動議の採決を行います。表決は記名投票をもって行います。本動議に賛成の諸君は白色票を反對の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。
議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。
〔議場閉鎖〕
〔参事氏名を点呼〕
〔投票執行〕
○副議長(寺尾豊君) 投票漏れはございませんか。――投票漏れないと認めます。投票箱閉鎖。
〔投票箱閉鎖〕
○副議長(寺尾豊君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。
〔議場閉鎖〕
〔参事投票を計算〕
○副議長(寺尾豊君) 投票の結果を報告いたします。
投票総数 百七十八票
白色票 百九票
青色票 六十九票
〔拍手〕
よって社会労働委員会において審査中の日本労働協会法案について、本

日すみやかに社会労働委員長の中間報告を求めることに決しました。

賛成者(白色票)氏名 百九名

中山 福蔵君 田中 茂穂君
杉山 昌作君 島村 軍次君
手島 栄君 中野 文門君
佐藤 尚武君 河野 謙三君
松平 勇雄君 武藤 常介君
永野 護君 迫水 久常君
田中 啓一君 梶原 茂嘉君
奥 八三三君 石黒 忠篤君
森 八三三君 藤野 繁雄君
早川 慎一君 谷口 弥三郎君
新谷 寅三郎君 木内 四郎君
森田 義衛君 加賀山之雄君
後藤 文夫君 村上 義一君
本多 市郎君 鶴見 祐輔君
笹森 順造君 江藤 智君
仲原 善一君 成田 一郎君
西田 信一君 堀本 宜實君
鈴木 万平君 大谷 藤之助君
稲浦 鹿蔵君 吉江 勝保君
塩見 俊二君 前田 佳都男君
三木 英雄君 雨森 常夫君
小西 英雄君 館 哲二君
山本 米治君 小林 武治君
山本 米治君 大谷 賢雄君
木島 虎蔵君 有馬 英二君
大谷 登潤君 近藤 鶴代君
小柳 牧衛君 井上 清一君
小澤 久太郎君 斎藤 昇君
小山 邦太郎君 木暮 武太夫君
石坂 豊一君 廣瀬 久忠君
西郷 吉之助君 植竹 春彦君
草葉 隆圓君 安井 謙君
大野 秀次郎君 川村 松助君
黒川 武雄君 小林 英三君
野村 吉三郎君 平井 太郎君

反対者(青色票)氏名 六十九名

増原 恵吉君 松村 秀逸君
榊原 亨君 白井 勇君
最上 英子君 柴田 栄君
宮澤 喜一君 平島 敏夫君
後藤 義隆君 高橋 衛君
西阿 弘君 横山 フク君
小幡 治和君 伊能 芳雄君
宮田 重文君 三浦 義男君
高野 一夫君 高橋 進太郎君
古池 信三君 岡崎 眞一君
佐野 廣君 石井 桂君
関根 久蔵君 野本 品吉君
秋山 俊一郎君 上原 正吉君
伊能 繁次郎君 石原 幹市郎君
左藤 義隆君 井野 碩哉君
杉原 荒太君 郡 祐一君
堀本 謙三君 青木 一男君
泉山 三六君 林屋 龜次郎君
横川 信夫君 吉田 萬次君
勝保 愁君 吉田 萬次君

○副議長(寺尾豊君) 委員長の報告準備のため、三十分間休憩いたします。

午前一時五十一分休憩

○副議長(寺尾豊君) 休前に引き続き、これより会議を開きます。

日本労働協会法案について社会労働委員長の中間報告を求めます。社会労働委員長阿具根登君。

○阿具根登君(拍手) たいい議題となりまして日本労働協会法案の中間報告を行います。この報告は、先ほどの平林委員の討論にもありましたこと、本案と密接不可分の関係にある、すなわち、日本労働協会の運営財源たる基金として十五億円を政府より出資せんとする経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案は、い

荒木正三郎君 市川 房枝君
長谷部ひろ君 竹中 恒夫君
安部 清美君 鈴木 壽君
大河原 次君 伊藤 顕道君
北條 篤八君 光村 基助君
秋山 長造君 加瀬 完君
坂本 昭君 阿部 竹松君
松澤 靖介君 榎 繁夫君
田畑 金光君 中村 正雄君
矢嶋 三義君 横川 正市君
小酒井義男君 河合 義一君
松浦 清一君 天田 勝正君
高田 正子君 片岡 文重君
永岡 光治君 重盛 壽治君
羽生 三七君 曾根 益君
栗山 良夫君 山下 義信君
棚橋 小虎君 内村 清次君
山田 節男君

また衆議院において審査中であり、今期国会での成立は全く望みがないといふことは明確な事実であります。しかし、この基金に関する法案と関連関係にある日本労働協会法案を、何ゆえに突如として委員長の中間報告を求めるといふ手段をもって本会議に取り上げ、強引にその成立をはからんと意図するかは、委員長として全く了解に苦しむところであり、最も遺憾とするところであり、しかしながら、私は委員長としての重責を自覚し、本院の決定に従い、以下、私情を交えず、公正に報告せんとするものであります。

いよう明文を設けたこと等であり、す。 本法律案は、二月十一日、予備審査のため本委員会に付託せられ、四月九日、衆議院送付案を本委員会に付託せられたのであります。

委員会におきましては、予備審査のため、三月十三日、石田労働大臣より提案理由等を聴取いたしました。次いで、本案の重要性にかんがみ、審議の周到を期するため、質疑に入るに先立ち、四月二十一日、次の学識経験者より、参考人として意見を聴取いたしました。明治大学教授松岡三郎君、国立国会図書館長金森徳次郎君、早稲田大学教授野村平爾君、慶応義塾大学教授藤林敏三君、労働経済評論家岡田十男君、読売新聞論説委員樋口弘其君の各氏であります。次いで、四月二十三日、本委員会及び社会労働、大蔵委員会連合審査会を開きました。

その内容のおもなるものは、第一に、協会は法人とし、これに十五億円の基金を設け、政府が全額出資して事業の継続性を確保すること。第二に、協会の役員として、会長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置き、労働問題について公正な判断を下すことができる学識経験者の中から任命すること。第三に、十五人以内の学識経験者をもって組織する評議委員会を設けること。第四に、協会の業務として労働問題に関する研究、資料の整備、出版、放送、講座の開設及び労働組合、使用者団体等の行い教育活動の援助等を行うこと。第五に、協会の財務、会計、監督等について所要の規定を設け、特に、労働大臣の監督命令については、協会の運営の自主性に不当に干渉しないこと。

両委員会における質疑応答のおもなるものは、次の通りであります。

社会労働、大蔵委員会連合審査会において大矢委員より、日本労働協会法案は、政府の労働行政に直接関係ありとして、労働大臣の労働情勢の判断について質問されたのに対し、石田労働大臣は、「わが国の労働運動は、戦後の混乱期を脱して、漸次健全な方向に進んでいくが、労働運動の歴史の浅さから、一方において使用者側の無理解があり、地方、労働組合側においても、労働組合運動の目的を社会秩序の改変に向けようとするもの、あるいは客観的な諸情勢と離れて逸脱した行動に走るものあり云々」との答弁がありました。これに対し大矢委員から「社会秩序の改変に向って活動している労働

労働組合や客観情勢から離れた労働運動を行なっている労働組合がどこにあるか」との質問に対し、石田労働大臣は、「自分の所管である労働行政について、具体的な名前をあげることは好ましくない」と答弁し、さらに重ねて、「労働組合が、その団結力及び組織力をもって、社会秩序等を改変しようとする傾向が随所に見られる」と発言されました。随所という言葉は訂正されましたが、この見解は、非常に重大問題でありまして、関連して、小笠原委員は、さらにこの問題を追及して、かかる労働組合の具体的な実例を聞いたたしまたところ、石田労働大臣は、「たとえ、争議の行き過ぎのために経営自体を崩壊に導いた例もあるし、また、争議手段が適当でなかったために、組合の本来の目的が達せられなかった例もある」と言い、さらに「現在すでに解散になっておる産別会議のごときは、その綱領において、社会改革を目標にしている」という答弁がありました。

小笠原委員は、争議の行き過ぎとか、争議手段が適当でなかったという点、経済秩序や社会秩序を改変する意図を持つことにはならないし、産別会議はすでに解体しており、それをもって議会活動によらずして社会秩序を危殆に陥れるような労働運動がどこどころに見られるという見解を、労働行政を担当されておる石田労働大臣が持つておられることを重大視し、重ねて質問しましたところ、石田労働大臣は、「社会秩序、経済秩序という言葉は、使用者側の態度について言った言葉で、そのまますべての表現になったが、労使あるいは国民の間に労働運動に対しての十分な認識と知識があるよ

うには思われないので、それを持たせることが必要であるという意味で言ったのである」という旨の弁解答弁がありました。しかしながら、後に至つて、さらにこれを追及すると、労働大臣は、このときの答弁で、適当ならざるものを全面的に取り消され、労働組合に関する認識に全く自信のないことを明らかにしたのであります。

また、大矢委員の、「大臣は、衆議院の社会労働委員会、労働協会は教育活動を行うものではなくて、普及運動をするのだ」との答弁をしているが、教育活動と普及運動とは、多少の相違があるのか、全く同じものであるのか」との質問に対し、石田労働大臣は、「この協会の目的は、内外の労働情勢、労働問題に関する調査、研究を行い、その結果を世間に知らせる、また、先進国の状態や、国内において、より労働慣行が樹立されている状態、それに至る経過等を世間に紹介することによって、労使関係を近代化し、産業の平和をもたらし、国の経済力の増強をはかるにある」と旨の答弁がなされました。次に、平林委員より、「大臣は、協会の政府が自分でやるのは適当でない旨の答弁をされておるが、法律案の中には、労働大臣がいろいろな権限を持つていろいろな監督上必要な命令を出すことができるようになっておるか、実際上は、政府が民間のペールをかぶせて大衆的、民主的な性格を持つておるかのような誤解を持たせておいて、その実、政府がこれを監督し、労働教育を行うのではないか」との質問に対し、石田労働大臣から、「労働に

性で乏しく効果が十分に期待できないので、民間の人々にやっていただくというもので、大臣の協会に対する監督権は、一般の政府の出資に基づく特殊法人の示す当然の条件であり、協会の中立性、独自性を失わしめなため、にその範囲は経理、財政の面、及び目的に逸脱した行為をなさない程度にとどめ、その業務、この法律の差示す範囲内の業務の遂行については、中正を維持せしめる規定を別に設けてある」と旨の答弁がありました。

次に、栗山委員から、「日本の近代的労使関係を確立するために労働協を作るといふが、その前にすべき重要な仕事を労働省は落しているのではないか、労働組合法と並んで重要な労働基準法が動行されてない、逆の言葉でいえば、基準法はあつてなきがごとき状態にしておいて、近代的労使関係の樹立などということは、少し言葉が過ぎはしないか、従つて、こういうことをやる前に、いささかでも労働省が使える金があるならば、労働省の役人でもふやして、労働基準法の完全な実施のために努力をするという決意があるかどうか」という旨の質問があり、これに対し石田労働大臣から、「労働基準法をいかなる事業にも完全に適用していくことが、近代的労使関係樹立の基本であると思つておる、就任以来積極的に改善の方途を講じておるが、労働基準法の要求するものうち、産業界の一部については現状に即しない面もあるもので、経営者、使用者の中には基準法を現状に合うように改正すべしとの議論もある。しかし、わが国の産業界全体のレベルの上から見て、そのギャップは、指導、啓蒙によつて、でき

るだけすみやかにこれを埋め、基準法の要求する線へ全産業が近づくように努力することが、労働省の現実に即したやり方であると考えておる」と旨の答弁がありました。

さらに、平林委員から、「日本労働協会が労働問題について研究、調査を行い、その結果によつて教育、啓蒙、宣伝を行う、この教育、啓蒙、宣伝が、政府の意思と反しておる場合であつても、労働大臣は業務上の監督、命令をしないか」との質問に対し、石田労働大臣は、「政府の意図と違つたことを協会がしても、それはやむを得ないことで、政府の意図と違つた理由で業務上の命令を下すことは、第三十五条第三項の協会の業務の運営の自主性に不当に干渉してはならないとの規定に違反することになる」との答弁があり、さらに平林委員から、「自主的に行わないというが、協会の事業の中に放送を行うという項がある。たとえば総評が資本家と対立して一大争議が行われおるときに、日本労働協会がいろいろ研究して、その所見を放送するとする、これは自主的に行つておる場合でも、そういう時期に行つておる議論がある。たとえば河野企画長官が私鉄の争議で賃上げを認めるならば、これは運賃値上げに関係があると、争議の最中に言明したことがあるが、争議をやつておるときに、かかる発言をすることおるが、一体どういふ政治的な影響を与えらるかに問題がある。同じように労働団体が争議を行つておる最中に、日本労働協会がかかる放送を行うとすれば、問題があるし、さらに政府が、その時期に行つておる効果があると判断し

て、業務命令でやりなさいということになれば、大いに問題がある。その点はどうか」という質問に対し、石田労働大臣は、「この協会の目的は、そういう個々に起つておるジャーナリスティックな事象をとらえて、それについて見解を発表するがごときものではない。また争議の最中に協会が質問のような筋の放送することも、政府が業務命令を出して放送せしめることも、その両方とも、第三十五条第三項に規定してある自主性に対する不当干渉と考える」と旨の答弁がありました。

また社会労働委員会におきましては、山本委員よりの、「労働大臣は新聞社等報道機関の論説委員や学識経験者等を集めて懇談会をしておる。その懇談会の内容は、報道機関を通じて国民大衆に流れていく。これは協会法の中で言つておる労働問題に対する理解と常識を国民全体に浸透させるという目的と合致しておると思ふ。そうすると、協会がなくても、現在の労働教育行政の中でも、かなり有効になし得るのではないか」との質問に対し、石田労働大臣から、「新聞の論説委員等と懇談会を持つことは、結果的には労働行政の方針を広く国民に伝えることにもなるが、同時にこれらの人々の意見を聞いて、労働行政の参考にも供するのであつて、宣伝活動を直接の目標としておるわけではない。また、啓蒙宣伝には多くの分野があり、たとえば出版物にしても、問題の取り上げ方、扱い方が大衆性を持つた持たないかということは、編集者、執筆者の長い経験、知識、立場に影響されるところが大きい、役所の文書は資料としての価値があつても、労働問題の理解を深め

るためには不十分だと思ふ。いわゆる民間人的感覚で編集し、執筆し、映画を作成することが必要であると思ふ」との答弁がありました。さらに山本委員からの「労働使問において、どういことが良識なのか」との質問に対し、石田労働大臣から、「労働運動の歴史及び現状、わが国及び諸外国の法制、現在の労使関係、これらについての知識、理解及びその上に立つ判断力というものが良識である」との答弁がありました。さらに山本委員からの、「大臣の強力な監督権のもとで、協会が果して自由、はつらつとした教育、啓蒙、宣伝活動が行えるか」との質問に対し、石田労働大臣より、「政府の考え方と協会の意見が食い違ふこともやむを得ないと思ふ。それに対して労働省がいろいろ干渉することは、第三十五条の三項に規定する不当干渉ということに当る」との答弁がありました。

また藤田委員からの、「外国で国の費用によつて、こういう労働教育はあまり行われていないのではないか」との質問に対し、亀井労政局長から、「諸外国の例としては、日本労働協会のように全額国費で行うという実例はないが、たとえばイギリスの労働者教育協会、アメリカ、スエーデンの労働者教育協会、フィリピン、オーストラリアの労働者教育協会、これらに對し亀井労政局長から、「法律案を要綱の形式で提出する」との答弁がありました。

その際、木島委員より「私は本案の質を打ち切り、この際、採決に入ることの動議を提出いたします」と発言がありました。

委員会はこのために紛糾いたしましたので、やむを得ず委員会を散会したのであります。時に午後九時四十一分であり、(ずいぶん審議したじやないか)とつぶやきあり、その他発言する者多し。委員会を再開してより、約一時間四十分を経過したときでございます。ただいまのヤジで、「ずいぶん審議したではないか」とおっしゃいましたが、わずか一時間四十分というところが、十分の審議とお思ひになるならば、あなた方は何を審議されておるか、私は思ひます。(拍手)

翌四月二十四日、委員長及び理事打合せを開き、事態の收拾に努めました。以上が、社会労働委員会の審議の経過であります。

委員長といたしまして、本案審査の経過を願ひます。四月九日、本案が衆議院より送附されて以降、何ら不当なる取扱ひをした覚えはないのであります。直ちに、委員長及び理事打合せに諮り、参考人の意見聴取及び総理大臣の出席を求めて、本案に關して、総括質問を行うことと決定いたしておりました。次いで、諸般の事情を考慮し、国会の解散を間近に控えた今日ではあります。本案の重要性にかんがみ、慎重に審議を行うとともに、会期内に何らかの結論を得るべく、鋭意努力してきたものであると確信いたしております。

当委員会は御承知のように、去る昭和三十年第二十二回国会におきまして、労働、厚生両委員会を合併して今日に至つたものであります。従つて、当委員会における案件は、常にきわめて多く、今期国会におきましても、四月二十四日までには付託された案件は、法律案二十九件、決議案一件、合計三十件であります。このうち、すでに審査を終つたものは十五件に達しております。また一般調査事件に關しましても、厚生、労働の両行政の範圍にわたつておりますので、調査すべき重要案件も、またきわめて多いのであります。なお、諸般につきましても、すでに四百件をこえております。

以上のごとき、当委員会は、法案、決議案及び重要調査案件等、数多くの審査しなければならぬ案件を付託されておりますので、委員各位の協力を求め、委員会の運営、議案の審査等も、常に委員長及び理事打合せに諮り、正常な委員会の運営、及び議案審査の促進に努めて参つたのであります。しかるに四月二十三日、日本労働協

会法案審査のときに及び、突如として質疑打ち切りの発言があり、委員会は混乱したのであります。参考人を呼び、最後には、内閣総理大臣の出席を求めて、総括質問を行うことも交渉中であるにもかかわらず、本案に対する質疑も、わずか一時間半、審議に資するため要求した資料について説明を求め、さらに資料の不備の点に關連して、一部資料を追加要求している発言中に、かかる事態を引き起し、本案の内容全般にわたつて、質疑すべき点が多く残されているにもかかわらず、委員会の運営が阻害されたことは、まことに遺憾であると申さねばなりません。

(拍手)

本院におきましては、すでに数回にわたり、委員会における審査中の法律案に對して、委員長より報告を求め、引き続き本会議の審議に移し、強引に可決成立せしめた先例があります。社会労働委員会におきましても、いわゆるスト規制法成立当時、及び同法施行後三年を経過して、同法の効力の延長をはかつたとき、二回にわたる先例が残されております。しかるに、社会労働委員会において、三度、委員長の中間報告を求められる事態に至りましたことは、まことに遺憾のきわみであると思ひ次第でございます。

(拍手)

以上、御報告申し上げます。

○副議長(寺尾豊君) 木島虎藏君外一名から、賛成者を得て、社会労働委員長から中間報告があつた日本労働協会法案は、日程に追加し、直ちにその審議を進めることの動議が提出されました。

これより本動議の採決をいたします。表決は記名投票をもつて行います。本動議に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

○副議長(寺尾豊君) 投票漏れはございませんか。(ある)と叫ぶ者あり。すみやかに御投票をお願いします。(やれやれ)秩序を保つてと叫ぶ者あり。その他発言する者多し。すみやかに御投票をお願いします。(がんばれよ)と叫ぶ者あり。その他発言する者多し。投票漏れはございませんか。投票箱閉鎖。

○副議長(寺尾豊君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場開演〕
〔参事投票を計算〕
○副議長(寺尾豊君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百七十八票
白色票 百七票
青色票 七十一票
よって日本労働協会法案は、日程に追加し、直ちにその審議を進めることに決しました。(拍手)

賛成者(白色票)氏名 百七名

中山 福蔵君 田中 茂穂君
杉山 昌作君 島村 軍次君
手島 榮君 中野 文門君
佐藤 尚武君 河野 謙三君
武藤 常介君 永野 護君
迫水 久常君 松岡 平市君
田中 啓一君 梶原 茂嘉君
奥 むめお君 石黒 忠篤君
森 八三三君 藤野 繁雄君
早川 慎一君 谷口弥三郎君
新谷寅三郎君 木内 四郎君
加賀山之雄君 後藤 文夫君
村上 義一君 本多 市郎君
鶴見 祐輔君 笹森 順造君
江藤 智君 仲原 善一君
成田 一郎君 西田 信一君
堀本 宜實君 鈴木 万平君
大谷藤之助君 稲浦 鹿蔵君
吉江 勝保君 堀見 俊二君
前田佳都男君 三木與吉郎君
雨森 常夫君 小西 英雄君
館 哲二君 山本 米治君
小林 武治君 山本 亨弘君
大谷 賛雄君 木島 虎蔵君
有馬 英二君 大谷 榮潤君
近藤 鶴代君 小柳 牧衛君
井上 清一君 小澤久太郎君

反対者(青色票)氏名 七十一名

森中 守義君 北村 暢君
鈴木 強君 藤田藤太郎君
相澤 重明君 松永 忠二君
山下 友敬君 平林 剛君
山本 經勝君 阿 三郎君
湯山 勇君 龜田 得治君
久保 等君 柴谷 要君
大和 与一君 安部キミ子君
江田 三郎君 近藤 信一君
東 隆君 大倉 精一君

○副議長(寺尾豊君) 日本労働協会法案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

日本労働協会法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月九日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 松野鶴平殿

日本労働協会法案
日本労働協会法

目次

- 第一章 総則(第一条―第八条)
- 第二章 役員及び理事会並びに職員(第九条―第二十一条)
- 第三章 評議員会(第二十二条―第二十四条)
- 第四章 業務(第二十五条)
- 第五章 財務及び会計(第二十六条―第三十四条)
- 第六章 雑則(第三十五条―第三十八条)
- 第七章 罰則(第三十九条―第四十一条)
- 附則
- 第一章 総則
- (目的) 第一条 日本労働協会は、労働問題について研究を行うとともに、広く労働者及び使用者並びに国民一般の労働問題に関する理解と良識をつちかうことを目的とする。
- (法人格) 第二条 日本労働協会(以下「協会」という。)は、法人とする。
- (事務所) 第三条 協会は、主たる事務所を東京部に置く。
- 2 協会は、必要な地に従たる事務所を置くことができる。
- (基金) 第四条 協会の基金は、十五億円とし、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律(昭和三十三年法律第 号)第十條第五号の規定により、政府がその全額を出資するものとする。
- 2 前項の基金については、経済基

盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律の定めるところによらなければならない。

(定款)

- 第五条 協会は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。
- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 基金及び資産に関する事項
- 五 役員及び理事会に関する事項
- 六 評議員会及び評議員に関する事項
- 七 業務及びその執行に関する事項
- 八 会計に関する事項
- 九 定款の変更に関する事項
- 2 定款の変更は、労働大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。
- (登記) 第六条 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。
- 2 前項の規定により登記しなければならぬ事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。
- (名称の使用制限) 第七条 協会でない者は、日本労働協会という名称又はこれに類似する名称を用いてはならない。
- (民法の準用) 第八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)、第五十条(法人の住所及び第六十七条第二項(主務官庁の検査権)の規定は、協会について準用する。

第二章 役員及び理事会並びに職員

(役員)

第九條 協会に、役員として、会長一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

(理事会の設置及び任務)

第十條 協会に、理事会を置く。

2 理事は、会長及び理事をもつて組織する。

3 理事会は、業務運営の基本方針、この法律により労働大臣の認可又は承認を受けなければならない事項その他定款で定める重要事項を審議し、決定する。

(理事会の会議)

第十一條 理事会は、会長が招集する。

2 会長は、理事会の議長となり、会務を総理する。

3 理事会は、会長及び理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

4 理事会の議事は、出席した会長及び理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員の職務及び権限)

第十二條 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、会長の定めるところにより、会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

(役員の任命)

第十三條 会長及び監事は労働大臣

が、理事は会長が労働大臣の認可を受けて、それぞれ、労働問題に関し、公正な判断をすることができ、かつ、深い学識経験を有する者のうちから任命する。

2 会長及び理事の任命については、そのうちの二人以上が同一の政党に属することとなつてはならない。

(役員の任期)

第十四條 会長及び理事の任期は、四年とし、監事の任期は、二年とする。

2 役員は、再任されることができない。

(役員の欠格条項)

第十五條 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

- 一 国務大臣、国會議員、地方公共団体の議員又は地方公共団体の長
- 二 政府又は地方公共団体の職員(教育公務員で政令で定めるもの及び非常勤の者を除く。)
- 三 政党の役員

(役員の解任)

第十六條 労働大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号の一に該当するに至つたとき、又はその行為によつて第十三條第二項の規定に抵触するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

2 労働大臣又は会長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適用しない非行があると認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 会長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。

(役員兼職禁止)

第十七條 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、労働大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第十八條 協会と会長との利益が相反する事項については、会長は、代表権を有しない。この場合には、監事が協会を代表する。

(代理人の選任)

第十九條 会長は、理事会の決議により、理事又は協会の職員のうちから、従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第二十條 協会の職員は、会長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)

第二十一條 役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(評議員会)

第二十二條 協会に、評議員会を置く。

2 評議員会は、十五人以内の評議員をもつて組織する。

3 評議員会は、理事会の諮問に応じて、協会の業務に関する重要事項を審議する。

(評議員)

第二十三條 評議員は、協会の目的を達成するために必要な学識経験を有する者のうちから、労働大臣が任命する。

2 評議員の任期は、二年とする。

3 評議員は、再任されることができ、

4 労働大臣は、評議員が心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき、又は評議員たるに適用しない非行があると認めるときは、その評議員を解任することができる。

(評議員会の会議)

第二十四條 評議員会は、会長が招集する。

2 評議員会に、評議員の互選による議長を置く。議長は、会務を総理する。

3 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

4 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第四章 業務

(業務の範囲)

第二十五條 協会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 労働問題に関する研究及び資料の整備を行うこと。

二 労働問題に関し出版及び放送を行うこと。

三 労働問題に関する講座を開設すること。

四 労働組合及び使用者団体等の行う労働教育活動に対して援助を行うこと。

五 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

第五章 財務及び会計

(事業年度)

第二十六條 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(予算等の認可)

第二十七條 協会は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、事業年度開始前に労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(決算)

第二十八條 協会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日まで

(財務諸表)

第二十九條 協会は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下この条において「財務諸表」という。)を作成し、決算完了後二月以内に労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 協会は、前項の規定により財務諸表を労働大臣に提出するとき、該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第三十條 協会は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失

失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 協会は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(一時借入金)

第三十一条 協会は、労働大臣の認可を受けて、一時借入金をすることができる。

2 前項の規定による一時借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた一時借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(余剰金の運用)

第三十二条 協会は、業務上の余剰金については、銀行その他労働大臣の指定する金融機関への預金又は郵便貯金にするほか、これを他に運用してはならない。

(財産の処分等の制限)

第三十三条 協会は、労働省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。

(労働省令への委任)

第三十四条 この法律に規定するもののほか、協会の財務及び会計に關し必要な事項は、労働省令で定める。

第六章 雑則

(監督)

第三十五条 協会は、労働大臣が監督する。

2 労働大臣は、この法律の適正な施行を確保するため特に必要があると認めるときは、協会に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

3 前項の規定による命令は、協会の業務の運営の自主性に不当に干渉するものであつてはならない。

(報告)

第三十六条 労働大臣は、必要があると認めるときは、協会に対して業務又は財産の状況に關し報告をさせることができる。

(大蔵大臣との協議)

第三十七条 労働大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第二十七条又は第三十一条第一項若しくは第二項ただし書の規定による認可をしようとするとき。

二 第二十九条第一項の規定による承認をしようとするとき。

三 第三十四条の規定により労働省令を定めようとするとき。

(解散)

第三十八条 協会の解散については、別に法律で定める。

第七章 罰則

第三十九条 第八条において準用する民法第六十七条第二項の規定に違反して検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第三十六条の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合は、その行為をした役員又は職員は、三万

円以下の罰金に処する。

第四十条 次の各号の一に掲げる違反があつた場合は、その行為をした協会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により労働大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第六条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十五条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第三十二条の規定に違反して業務上の余剰金を運用したとき。

五 第三十五条第二項の規定による労働大臣の命令に違反したとき。

第四十一条 第七条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(協会の設立)

第二条 労働大臣は、協会の会長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された会長又は監事となるべき者は、協会の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ会長又は監事に任命されたものとする。

第三条 労働大臣は、設立委員を命じて、協会の設立に關する事務を処理させる。

2 設立委員は、定款を作成して、労働大臣の認可を受けなければならない。

3 設立委員は、前項の認可を受けたときは、政府に対し、出資金の払込の請求をしなければならない。

4 設立委員は、出資金の払込があつた日において、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された会長となるべき者は、前条第四項の規定による事務の引継を受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 協会は、前項の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)

第五条 第七条の規定は、この法律の施行の際現に日本労働協会に類似する名称を使用している者で、この法律の施行後三月以内に労働大臣の許可を受けたものには適用しない。

2 この法律の施行の際現に日本労働協会という名称又はこれに類似する名称を使用している者(前項の許可を受けた者を除く)は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。この場合において、第七条の規定は、当該期間内は、これらの者には適用しない。

第六条 協会の最初の事業年度は、第二十六条の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和三十

四年三月三十一日に終るものとする。

第七条 協会の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第二十七条中「事業年度開始前」とあるのは、「協会の成立後遅滞なく」と読み替へるものとする。

(登録税法の一部改正)

第八条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「労働福祉事業団」の下に、「日本労働協会」を、

「労働福祉事業団法」の下に、「日本労働協合法」を加える。

(印紙税法の一部改正)

第九条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五十六条第六号ノ十一ノ二の次に次の一号を加える。

六ノ十一ノ三 日本労働協会ノ発スル証書、帳簿

(所得税法の一部改正)

第十条 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第十号中「日本放送協会」の下に、「日本労働協会」を加える。

(法人税法の一部改正)

第十一条 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第四十三条第三号中「日本放送協会」の下に、「日本労働協会」を加える。

(地方税法の一部改正)

第十二条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の四第一項第三号中「日本放送協会」の下に「日本労働協会」を加える。

(労働者設置法の一部改正)

第十三条 労働者設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第十九号の二の次に次の一号を加える。

十九の三 日本労働協会法(昭和三十三年法律第 号)に

基いて、日本労働協会に対し、認可、承認その他監督を行うこと。

第七条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 日本労働協会の監督その他日本労働協会法の施行に関すること。

○副議長(寺尾豊君) 本案に対し、質疑の通告がございます。順次、発言を許します。藤田藤太郎君。

〔藤田藤太郎君登壇、拍手〕

○藤田藤太郎君 たいま議題となりました日本労働協会法案に対し、日本社会党を代表して、政府に対し質疑を行います。

まず第一に、質問しなければならぬのは、なぜこの労働協会法案を、今このようにして成立を期さなければならぬかということであり、

御承知の通り、この法案によれば、日本労働協会は、経済基盤強化資金の中から十五億円を取り出して、経済基盤強化に資するために設けられたものでな

のであります。しかるに、この親法案

ともいへば、経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案が、衆議院大蔵委員会において上らず、今国会における成立が不可能と断

定されている現在において、しかも、社務委員会が十分な審議を尽くしてお

ないのに、このような中間報告という非常手段をとったのは、一体どういう理由なのか、理解に苦しむところであり

ます。この点、明確にお答え願いた

い。

以下、私は総論的に幾つかの点につ

いて質問を行いたいと思ひます。その

最初に問題としたのは、この日本労働協会法案の提出の目的なものであり

ます。政府の労働協会法案の設立の目的は、労使、一般国民に労働問題に関する理解と良識をつちかためと

あります。本法に言う労働問題の理解と良識をつちかめというものは、何を指しているか、また、政府自身が、労働問題に

対して理解と良識をどのようにつけて

いるのか、御答弁を願ひたい。(拍手) 第二点、ここで政府の言う労働教育とは何をさすのか、この点について、

モデルとは、具体的に何を考へてい

るか、この日本労働協会法は、生産性向上運動へ協力せよと大宣伝するために

生まれたのではないのか。この法律によつて、日本労働協会が経営者に対し

て教育を行ふとすれば、これは、労働組合に対する理解を是正させるための

ものでなく、争議対策その他を教育するものであると、労働者が懸念をいた

しております。この点が、今の労働者の真実の声ならば、教育宣伝を目的と

して生まれるこの法律が、その適用対象から、全く不信の念で迎えられるの

は、全然その出発点から政府の失敗ではないか、この点を伺ひたい。元来、

労働者の教育は、労働者みずからの意識の向上を助長させること以外に、

労働教育の根本義はないのであります。労働者の意識のこぼこは、労働者自

身の手で行わねばならないという、この良識が、なぜ政府にわからないので

あるかお聞きしたい。

第三点、政府の労働行政は、労働者に無理難題な態度であり、ILOの批准状況を

とし、先日質疑の中では、具体的争

議その他には、協会は関係しない。また、今まで労働省がやってきた新聞、

雑誌の発行、映画、幻灯の作製、次官通牒その他教育行政を続けていくと

いっている。この協会のやることは、平常における労働問題の調査研究、教

育活動をやるといふが、そのような重要な問題を、万人に期待されるような

教育がやれると思ふのか。会長以下役員は、労働大臣の任命であり、いかに

主観をはさまないといつても、時の政府の政策を、民間団体という擬装の中

で、公平なように見せかけて、労働者、一般国民に教育を押しつけるというこ

とにならぬと思ふが、この点についてはどうか。(拍手)

質問の第五点、私は、岸総理にお尋ねしたい。私たちが社会党は、この法律

によつて生まれる日本労働協会が、戦前の協調会と同質であるのではないか

という点について反対してきました。そこで総理にお尋ねしたいのは、岸総

理は、たしか満州におかれて、満州国勞工協会法というものを、あなたが産

ざるを得ないのであります。われわれ

の心配は杞憂かもしれませんが、この点における総理の忌憚ない決意のほど

が御答弁ない限り、この法律が成立するに當つて、国民に深い傷を与えたと

考へざるを得ないのであります。総理の心境をお聞かせ願ひたい。

第六点、私は、十五億の税金を使つてお説教するよりは、今困つておる

労働者にパンを与えよと言いたいのではありません。労働者の憲法に保障された

権利は、政府の抽象論議でどう解決されるであらうか。今日の労働

情勢を見るに、百万をこえる失業者、これに政府の経済政策の失策から、不

況、操業短縮によつて失業者は増加の一途をたどつておるのであります。き

びしい生活苦にあへる千百万三万人のボーダー・ライン層の存在、この人々の生活を守ることが先ではないか。

政府の失業対策や生活困窮者の保護等、社会保障は見るべきものがない。政府は、この法案より先に、労働者に職を与え、満足な賃金と労働条件を保つための保護を行うことによつて、労働者に不由の不安、勤労の喜びを生み出さなければならぬと思

ひが、政府の見解はどうか、お伺ひたい。

質問を終ります。(拍手) 〔国務大臣(岸信介君) 答へを申し上げます。 本法は、その第一条にはつきりと目的が明示されております。日本労働協会の運動は、戦後非常な発達をいたしておりますけれども、今、藤田議員の御質問のうちにもありましたように、まだ労働組合を頭から否定して

るような使用者もありますし、また、労働組合自体の行き過ぎもある、また、国民全般も、十分な労働問題に対する認識と理解を欠いておる、こういう状況でありますから、いわゆる近代的労使関係を作り上げるためには、労働問題に対する総合的な研究機関を設けて、いろいろな資料を集め、これを公表して、十分な労働問題に対する正しい理解と、これに対するところの考えを普及することの必要は、日本におきまして、きわめて重要であると思ふのであります。これを速するため、この法案を制定したいというわけであります。

従つて、御質問のうちにもありましたように、労働組合の組織活動を弾圧するとか、あるいは個々の労働者に介入するといふようなことは全然考慮しておらないのであります。この労働教育について、労働組合が行なつておる自主的の労働教育といふものは、もちろん、これを進めていく必要があると思ひます。また、労働教育について経営者の認識の不足の点も、あるいは一般国民の認識の不足の点も、この協会の活動によつて、これが是正されていくことを私は望んでおります。また、戦前の協同会や、あるいは戦時中の産業報国運動等々、これが同じような思想に由るものではないかという御懸念に基づくところの御質問でありまして、それは全然杞憂に属するものでありまして、そういう考えは全然持っておりません。(拍手)

〔国務大臣石田博英君登壇、拍手〕
○国務大臣(石田博英君) ただいまの御質問のうち、総理にお答えをいたさしました以外の点についてお答えを申し上げます。

私は、近代的労使関係といふものは、労使が対等の立場と力を維持しつつ、その間に生じた労働問題を解決することにあると存じておる次第であります。同時に、わが国の労働問題につきましては、その歴史の浅さから、まず第一に、一般的に国民の理解が薄い面がございますので、この協会の活動によつて、そういう欠点を除去したいと考えておるわけでございまして、業務の運営につきまして、その公正さを維持せしめずためには、この法におきまして最大限の処置を講じますとともに、責任大臣といたしまして、良心に著つて、その公正を維持するつもりでございます。

それから、この法律に多額の支出をするよりは、その費用をもつて具体的な、言いかえれば、パンを与える施策を行へという御議論でございますが、私は、具体的な政策、経済政策や、あるいは保障政策と同時に、かくのごとき文化的、啓蒙的活動も、また結果的には、労働者諸君の生活の向上に役立つものとかたく信じておる次第でございます。(拍手)

○副議長(寺尾豊君) 片岡文重君……〔答弁がない〕「再質問々々々」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。藤田藤太郎君。

〔藤田藤太郎君登壇、拍手〕
○藤田藤太郎君 私は、政府に対して、今度の労働協合法案は、経済基盤強化法案の中の一つの金によつて運営する。その肝心の規法案である経済基盤強化に關する法案が衆議院でまだ通つていないのに、なぜ、このように中間報告という強力な非常処置をとらなければならぬかといふことを聞いています。これを明確にお答えを願ひたい。(拍手)

〔国務大臣石田博英君登壇、拍手〕
○国務大臣(石田博英君) 指名を受けましたので……(違ふ違ふ、総理だ)と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。

○副議長(寺尾豊君) 岸内閣総理大臣。

〔国務大臣岸信介君登壇、拍手〕
○国務大臣(岸信介君) 本法案に關係の深いところの経済基盤強化に關する法案につきましては、政府としては、各位の御協力を得まして、極力これが成立について努力する考えでございます。(拍手)「再質問」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。

○副議長(寺尾豊君) 藤田藤太郎君。
〔藤田藤太郎君登壇、拍手〕
○藤田藤太郎君 ただいまの岸総理の答弁ではわかりません。もう少し明確にお答えを願ひたいと思ひます。あす解散という問題を控えて、今のような答弁では、われわれは理解できません。明確にお答えを願ひたい。

〔国務大臣岸信介君登壇、拍手〕
○国務大臣(岸信介君) 私としては、この法律案の重要性にかんがみ、この法律案はぜひこれを成立させていたいただきたいという考えがおります。同時に、これに關連性の深い法案につきましては、なお、審議中であるものにつきましては、最後まで極力それが成立に努力をいたします。

〔答弁にならぬ〕と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。

〔小笠原二三男君発言の許可を求め〕
○副議長(寺尾豊君) 小笠原君、何ですか。

○小笠原二三男君 先ほどの藤田藤太郎君の質問に対する総理大臣の答弁に關して、議事の進行について発言を求めます。

○副議長(寺尾豊君) 小笠原二三男君。

〔小笠原二三男君登壇、拍手〕
○小笠原二三男君 ただいまの総理大臣の答弁に關して、私は、総理大臣のわが党に対する、特にわが党の鈴木茂三郎と自民党総裁としてのいわゆる党首會議の真意に關して質問をいたしたいと存じます。

一昨日以来、正しくは十八日の党首會議以来、重要案件その他に対する話し合いの問題が山積みで、そして、参議院もこれが運営に協力する姿勢をとつて参つたのであります。しかし、その際の基本問題として、岸総理からわが党首に對して申し入れのあったことは、話し合いの結果としては、確定に申ししますならば、不信任案を衆議院で上程する、しかる上に賛否の討論があり、採決に入る前に解散をする、こういうことのために、重要案件についてのその審議を促進してもらいたいといふことで、わが鈴木茂三郎もこれを了承されて、それぞれ、参議院あるいは委員会において、その審議の日程等を組むことにきまつて今日に至つておる。

しかるに、今夕刻、とりきめになりました重要法案については、委員会の審議、採決を終り、あるいは衆議院における本會議の議事を終つておるのであります。そこでわが党は、不信任案を本夕刻、衆議院事務局に提出しておるのであります。——昨夕刻でありまして、従つて、本日二十五日、岸総裁と

の約束通り、衆議院本會議において、この不信任案が上程になる運びでありますから、従つて、不信任案が上程になるに先だつて、ただいまお話しになるような経済基盤強化に關する法律案等が大蔵委員会その他において審議せられて、そして委員会審議は終つても、この不信任案上程の前に、法案の審議は、国会法上できないのであります。(拍手)

従つてこの不信任案が、衆議院本會議に本日上程になり、賛否の討論が行われる、このあげく、岸総理が解散のそれを国会に出すといふことになれば、直ちに解散になるもので、どこから考えられても、この法律案の審議の機会は、昨夕以来衆議院においては、これは葬られてしまつておるのであります。(拍手)しかも、わが参議院の大蔵委員会におきまして、この法案が昨日衆議院大蔵委員会において審議せらるることなくして済んでおります。關係から、参議院の大蔵委員会におきまして、これが本案の通過は、もうあり得ないものとして、われわれは日程を措置することを、自民党の諸君とこれは意見が一致しておるのであります。(拍手)

そこでありますならば、ここに経済基盤強化に關する法案の観念これが成立に努力をしたいといふ、岸総理の先ほどの発言は、ただ可能性のあること、鈴木茂三郎との約束を破つて、あす不信任案が上程されても、これを否決して去つて、解散を、それは、あとに延ばすといふだけのことなんです。それでなくしては、この経済基盤強化に關する法律案は、参議院に回つてこないものであります。

昭和三十三年四月二十五日 参議院會議録第二十八号 日本労働協会法案

従つてこの点は、党と党とのいわゆるトップ・レベルにおける会議として、この信義の上に、この国会運営が運ばれて今日まで参つた経過からいたしまして、岸総理としては、そういうそのつない答弁というところではなくて、全くそつが、これは最終段階においてはあるんですから、従つて、答弁のいかんというところを、われわれは拘束するのではないのであります。党首会議の線に沿わない答弁というものは、岸総理は、信義にこれはもとることであります。二大政党対立後、初めての話し合い解散という、大きな約束にとるものである。従つて、わが党に対するこれは侮辱であるのか、あるいは解散を明日するのであるのか、この点を明らかにせられなければ、今後の国会におけるわれわれの各種の審議、あるいは取扱いの問題について、重大な態度の決定があるわけなのであります。従つて、多分岸総理としては、これは何かお間違ひになつて御答弁になられておるかもしれない。従つてこの点は、私は、わが党としては、うそでない答弁を求めたいのであります。以上、議事進行として発言した次第でございます。(拍手)

○副議長(寺尾重君) 小笠原君の議事進行に関する発言に關し、岸内閣総理大臣から発言を求められました。これを許可いたします。岸内閣総理大臣。

〔国務大臣岸信介君登壇、拍手〕

○国務大臣(岸信介君) 日本社会党の鈴木委員長と私が会議をいたしましたことにつきまして、これを信義にとるような行動をする考えは、毛頭持つておりません。ただ、これに關連いたしまして、多少、小笠原議員の、

私と鈴木委員長との話し合いの筋合の、大筋については、今おっしゃった通りであります。その具体的取扱い等につきましては、両党の幹事長や、あるいは国会対策委員長において、この議案の取扱い等のこまかい問題をきめて、そしてスムーズにこの問題をとり運ぶということになつております。必ず二十五日にこうしてやるといふことまでは、実は鈴木委員長とは、はつきりしてきめておいたわけではございません。これらの点につきましては、私としては、本案の成立及び経済基礎確立に關する法案の成立を熱望する余り、最後まで努力をいたすといふ、私の決意を申し上げたのであります。私の決意を申し上げたのであります。すけれども、ただいま小笠原議員のおっしゃる通り、これがすでに不信任案も出ており、成立しないという事態でございます。すけれども、しかし、私は本案の重要性にかんがみ、これを議決して成立させなければ、公布いたしまして、諸種の準備を進めて、これが財政的基礎につきます。次、最も早い機会においてこれを成立せしめて、十分活用して参りたい、こういう考えでございます。(拍手)

○副議長(寺尾重君) 片岡文重君、御登壇を願います。(議長々々) 議事進行と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。片岡文重君、御登壇を願います。

〔片岡文重君登壇、拍手〕

○片岡文重君 私はこの際、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となつております日本労働協会法案の内容につきまして、二、三関係大臣諸君に御質問をいたします。

すでに、同僚藤田君から総論的な質問がなされましたから、その一部につ

いて各論的な問題で御質問申し上げます。その質問に入ります前に、一言申し上げておきたいのですが、すでにいただいたの紛糾によつて、岸総理大臣は、鈴木社会党委員長との会議の信義を重んぜざるを得ない言明をされましたけれども、かくのごとく、今や天下周知の事実であるにもかかわらず、しかもなお今日、すでに時計は、暁四時を指しております。解散まであと幾時を残すであります。この段階において、なおかつ、罷免を弄するがごとく、この信用できない政府が、国民の多くが不満を持ち、不安を持つところの本法案を上程し、しかも、中間上程をするがごとく、この不信義なやり方こそ、私どもの強く追及しなければならぬところであり、今、国民が政治に対する不信を表明している最大の原因であると言わなければならない。(拍手)

さらに、岸総理を初めとして一萬田大蔵大臣、石田労働大臣は、労働者、使用者並びに国民一般に対して、労働教育の公正な普及をはかり、公正な労働教育を行ふなど言つておりましたが、今日、春眼を覚えずといふ今日、一睡も手はずに、うら若い婦人職員を徹宵酷使して顧みないこれらの諸君こそ、労働教育が必要であると、私は思ふのであります。(拍手)

そこで、どうぞ、質問を申し上げます。いと存じますが、第一条において、この法案の目的を明記して、「広く労働者及び使用者並びに国民一般の労働問題に關する理解と良識をつちかうことを目的とする。」と述べております。しかも、この目的を述べに當つて、石田労働大臣は、從來やり来たところ

の労働者の役人の感覚と技術と知識とをもつてしては、政府の意図する労働教育が十分に行われないうで、国民に親しみやすくすることができなかったから、それぞれ専門の知識を持ち、専門の技術を持つ人々を網羅して、これをもつて、わかりやすく国民大衆に政府の方針を伝えしめると述べております。このことは、いかに政府が罷免をもつて説明をいたしましうとも、今日考へておる、意図するところの政府の方針を、わかりやすく申しますならば、だましやすいう方法をもつて国民に徹底せしめるといふその機会を作らんとすることが、あまりにも明瞭であります。先般の公聴会の席上において、温厚篤実をもつて鳴り、政府の諸君ですら、おそろくや尊敬されておるのであるところの国立国会図書館長金森徳次郎先生は、「イノシシを幾ら飼つても豚にすることはできない」と喝破されました。「出版や放送には、何らかの安全弁を設けよ」と喝破されておるのであります。もし、真に石田労働大臣並びに岸総理大臣が、この法案において不安を感じしめるところがない、政府の考へておるところと国民の不安とするところとは、全然根柢のないものであるとするならば、その根柢のないという保証を、この法案のどの条文によつて証明されるのか、石田労働大臣の明快なる答弁をお願いをする次第であります。

次に、第四条の基金について何うのでありますか、これは先ほど藤田君からも述べられましたので、簡単に申し上げますけれども、大蔵省に対する労働省の当初の要求予算は三十億であつたはずであります。この数字は、い

じくも総評が日刊紙発行の予算として計上された金額と同じであります。しかも、その後において関西における経営者団体のある席上において、この総評の日刊紙発行に対して、政府並びに使用者団体は、何らかの措置を講ぜねばならないという強い要望があり、石田労働大臣が、これに裏書きを与える言明をされたとかしなかつたとかという新聞の報道もあります。もし、この総評日刊紙発行によつて刺激を与えられたことが動機でないとかりにするならば、この三十億の基金をなぜ労働省は要求をしたのか、この三十億の積算の基礎並びにその資料を示して御説明をいただきたい。大蔵省は、この三十億の要求を十五億に削つたその理由と、積算の資料を示して、御説明をいただきたいのであります。

さらにここで、金の問題ですから、総理大臣に一言御聞きをしたいと思います。御承知の通り昨年健康保険法の改悪に當つて、政府は、三十二年度予算に健康保険の国庫補助金三十億を計上いたしました。しかるに、この三十三年度予算に當つて、早くもその二十億を削除しておるのであります。貧乏を遣放せんとして、のろしを上げた現在の岸内閣が、わずか一年にして、被保険者患者諸君の負担を増額せしめたまま、早くも二十億を削つて国民をベテンにかけたような不誠意なやり方で、どうして円満な労働者教育ができるでしょうか。労働者の望みでおるところは、上手な説教よりも、まずくとも、まずパンを与えよと叫んでおるのであります。もしこれに十五億の金が与えられるくらいならば、何の必要があつて健康保険国庫補助金二

昭和三十三年四月二十五日 参議院會議録第二十八号 日本労働協合法案

十億を削減したのか、この削減をした理由を述べていただきたいと思うのであります。(拍手)

さらに、本法案の最も奇怪とする、自主性に関する問題についてお尋ねをいたします。この法案を見ますと、協会の役員は、会長と監事と理事であります。で、「協会を代表し、その業務を総理する」ところの会長は、労働大臣が任命するのであります。「協会の業務を監督する」ところの監事も、また労働大臣が任命するのであります。つまり、業務の遂行並びに運営の最高責任者と、この責任者の行なった業務を監督する監事の、そのいずれをも労働大臣が任命するのであります。さらに、「業務を掌理」する理事は、労働大臣の認可を受けて会長が任命することになっております。加えて、会長と理事をもって構成する理事会の諮問機関であるところの評議員会の構成メンバーである評議員は、これもまた労働大臣が任命するのであります。すなわち、業務を行う者、監督をする者、諮問をする者、諮問をされる者、ことごとくこれ労働大臣の任命にかかわるのであります。これで一体どうして労働大臣の容喙を排除することができようか。(拍手)かのごとき例は、いかに特殊法人といえども、例を見ないところでありましょう。しかも大臣、会長は、何ら諮問をする必要もなく、相談をするところもなく、みずからの判断に基いて、これら役員、評議員を解任することができることになっております。大臣は、おそらくはこの質問に対する答弁に当って、この法案十六条の二項の二号、すなわち役員の解任の条項を引用され

てありましよう。そこには、大臣または会長は、次の各号の一に該当するときは役員を解任することができるとして、「職務上の義務違反があるとき」と規定してあります。果してしからば、一体職務上の義務違反であるかいかどうか認定、この推認は、だれが行うのか、いかなる機関で行うのかということ。直接であると間接であるかを問はず、ともかく理事会も評議員会も、ことごとく労働大臣の任命にかかわる人々によつて構成されているのですから、法案中のどこにも解任をされる役員または評議員の弁明を聞く機会をすら与えてはおられないのです。かつて、早稲田大学教授野村平爾君は、労働省の某諮問機関の一員として丁重に迎へられたのが、政府の政策の批判が、時の労働大臣のお気に召さないので、いつの間にか構成員から削られておつたといふようなまじい事実は、そう遠い過去のことではなかつたのです。役員、評議員の自由な意思の表明と、業務運営の自主性はいかにして保障されるのであるか、明確に条文を示して承わりたいのであります。真に、もし政府が公正を約束をし、信義を表明されるならば、少くともこの諮問機関である評議員会くらいは、労働者・使用者・公益の三者構成ぐらいにはすべきじゃないか。あえて三者構成にしなかつた理由、これまた明確に示してもらいたいと思うのであります。

疑問とするところ、将来への不安を残す条文は、ことごとくいつて差しかねないほどであります。この法案に關する連合審査ではありませんでしたが、刑法の一部改正に當つての法務委員会と社会労働委員会の連合審査会の席上で、唐澤法務大臣は、「法律は、起案者の意思のいかんにかかわらず、説明者のいかにかわらず、法律として成立すれば、一人歩きをするものである」と、いみじくも喝破された。この法案を、いかに石田労働大臣が龍弁を弄してまゐるにせよ、石田労働大臣が、良心に誓つて公正なる運用を行うことをお誓いになられまして、石田労働大臣の労働大臣としての任期は、大へんお気の毒ですけれども、はや命数が尽きておるのではないでしやうか。後任者の人々にまで、石田労働大臣が良心に誓つてこれを申し伝え、労働省官僚諸君に、これをけんけん服膺せしめるといふ保証が、もしあるならば承わりたいと思うのであります。

私は、以上の諸点を御質問申し上げ、三大臣の、条文を示し資料を示して、明快に御答弁のあることを期待して、質問を終ります。(拍手)

〔國務大臣岸信介君登壇、拍手〕
○國務大臣(岸信介) 片岡議員の御質問中、特に私を指名して御質問があらました点についてお答えをし、他は関係大臣からお答え申し上げます。それは、この労働協会に対して十五億円を出資することになっておるが、一方また、健保の三十億のうち繰入額を減らしておる、このことについての御質疑でございます。言うまでもなく、私も、この労働協会の出資は、いわゆる剰余金のたな上げ分から、これを出そうと考へるものでありまして、健保の、今御指摘の金とは、何らの関係がないのであります。健保のこのうらふに減らしたことについて

ては、いろいろの御意見があると思いますが、それは、この健保会計の実情や、あるいは社会保険制度に対する経費の全体の配分等から見ておることでありまして、本件とは何らの関係がないのでございます。(拍手)

〔國務大臣石田博英君登壇、拍手〕
○國務大臣(石田博英) お答えを申し上げます。

まず第一に、本協会の行います啓蒙宣伝活動に關連をいたしまして、政府の方針を、本協会を通じて啓蒙宣伝するといふような御発言をございましたが、私は、しばしば委員会においても申し上げました通り、政府の方針を本協会をして宣伝啓蒙せしめるような意思は全くございません。これは労働問題の基本的知識を普及せしめ、その基本的諸問題について研究調査を行うことによつて、労働問題についての良識を涵養するところに目的があるのでありまして、政府の一定の方針を強制したり、また、ときどきの事件について見解を表名したりすることを目的とするものでないことは、先ほどの委員長御報告の中にも、明確になつておると存じます。

それから、次に、いかにしてこの法律の中に協会の公正さを表明するか、条文をあげて説明しろという御質問でございます。まず、最もこつこつと特殊法人といたしまして異例なことは、三十五条の三項でございます。それは労働大臣の監督権について制限を加えておるのでありまして、「前項の規定による命令は、協会の業務の運営の自主性に不当に干渉するものであつてはならない」と明記をいたしております。労働大臣の監督権は、この法律の目的に反した行為があるかないかといふことと、それから、もう一つは、経理財政の面だけに限られているのでございます。

それから人事について、会長及び監事を労働大臣が任命することは、この協会の自主性を妨げるのではないかと、御質問であります。政府が出資をいたしまして作り上げるこの種法人におきましては、この特殊法人として、この会長及び監事の任命を労働大臣がいたすことは、その所管大臣がいたすことは、政府としての責任上、やむを得ないことであると考へます。ならば、この種の人選を政府が責任をばかりでなく、おそく、こつこつと人事を適當な機関に諮つて行ふやうにしようとする御希望がもしもせられれば、この種の事業の会長になつていただくような重要人事を決定する場合におきましては、これを大衆討論、あるいは公開に人事を議論することが、私は、むしろかえつてその自主性を妨げるものと考えるのでございます。(拍手)

それから、評議員を少くとも三者構成にしうといふお話でございます。私も、この協会の行います仕事を、労使、公益の三者構成によつての運営と申しますよりは、使用者側、労働者側、それぞれに労働教育をおやりになつておる現情勢の中にあつて、いわゆる公益の立場にある人々、第三者によつて、この協会が運営されること、この協会に対する信望と、国民の信頼を勝ち得るゆゑであると考へておる次第でございます。しかしながら、この協会の事務と關係がある方面に著しく不信を招くことがありまし

営者に対して、このたびのベース・アップを、中労委のあっせんを線の上回って認められるような場合には、運賃の値上げについては許可をいたさないうえに強迫をしたという事実さえも伝えている。そういうことをあわせ考えて参りますと、そういう経営者あるいは暴力団、それに政府、こうしたものが自らが争議の解決をおくらせ、国民に対して迷惑を及ぼす行為を行なっている。そうしますと、良識をつちかるといふことが必要なのは、経営者や労働者や、そして国民一般大衆ではなくて、まず、岸内閣の閣僚であると断言するを得ないのであります。(拍手)

昔から夫婦げんかは太もも食わないといふのでございしますが、それにはその夫婦げんかとしても、それなりの、それ相当の原因があるものでございします。先ほど引例した、電車で乗ろうとしたお客さんが、ストライキで電車が動かないという実情を知った瞬間に、それにはそれらしい理由があるであらうといふことを、うがって考えるようになってきた。しかもそれを冷静に判断するようにになっており、そのときにこそ、知識と理解の真髄に触れて、ほんとうに人々の血となり肉となるものであって、決して、労働協会ができたならば、そういう目的が達せられるというふうな単純なものではないといふことを、はつきり政府は知っていたべきなのであります。

労働大臣が口にされる常の言葉は、自信と確信をもって、よき労働慣行を確立するといふのは、うぬぼれであり、一人よがりであると言わなければなりません。あるいは国民一般に理解

を深めるといふ名で労働協会は、自然に成長しつつある、国民一般の良識を攪乱し、あるいは労働戦線を分断しようとする意図していると考え、判断せざるを得ない実情にあることは、まことに遺憾に存する次第でございします。かくして、この労働協会なるものは無用であり、かつ有害であり、あたかも昔の協調会に、まさるとも劣らないものである、こういうふうに断じて、決して誤まりでない確信をいたしております。(拍手)

第二の問題点は、現在の労働教育行政の実情でございします。これは、第一番にあげて参りますというところ、中小企業労働相談所というのがございします。あるいはまた、労働大学講座と称するもの、夏期大学講座といふもの、あるいはまた婦人労働講座、巡回労働講座、労働教育通信講座、労働教育ニュース映画、労働組合体育大会、勤労者美術展、各種コンクールなどがございします。さらに、その他定期の刊行物が、これまた相当に発行されておる。あげてみますならば、主要なものだけでも数種類に上る。すなわち週刊労働、中小企業労働関係資料集、労政日報、壁新聞等々でございまして、おおよそ現在の労働行政の分野においても、盛りだくさんに実際に活動をしておるわけにございします。その年間の予算を見ますと、三十三年度の予算においても、一億円に近いところの予算をもって行われておるのであります。そのようにいたしまして、これを

行政がどうしてもうまくいかない、労使並びに国民一般への啓蒙宣伝教育が

できなければならぬはずのものができないという、このことについて、委員会が労働大臣の所見をお伺いしたのであります。大臣は、お役所仕事で、どうもうまくいかないのである。こういうお答えである。そこで、そのために、第三者の立場にある専門の学識経験者を網羅した協会によってやるのが最も有効であると考えて、協会の立案制定を希望しておるわけである、こういうふうに述べられておる。これは私は、聞いてあきれることなんだ。むしろ無責任きわまる態度と言わなければなりません。

いやしくも、国の予算をもって労働教育行政をやつて、もし、それらの教育行政の中で一つの例をあげますなれば、新聞雑誌等の編集に当って、そのような業務の専門家や、労働問題に関する労働者の代表者を身につけて、いろいろな学識経験者を選んで配置するようになり計らって参ります。十分これらの機関を通して、労働教育行政はやれていくと考えられる。こうしたこと、労働行政を担当する労働大臣の当然の職務であると言わなければなりません。

さらに、お役所仕事がいけない理由は、もう一つ他に大きなものがある。それは、現在の労働省だけではなく、総じて現在の内閣は、保守党内閣でありまして、これが、悪い言葉で言え、資本家や官僚の立場によつて、いわゆる使用者側の援護をする性格で行政を行なつて、いつも労働者を抑圧してきたという長い経験から、保守政権を信用しないというのが、現状である。従つて、いかなる呼びかけ教育にしましても、これをすなおに労働者が

受け入れる気になれない、こういう事実を見ればしてはならぬと考えます。特にこの種の労働問題には、この立場上の相違が相当大きなウェイトを占めていることは、政府当局といえどもよく御承知である。

そういうならば、大臣は、それであるからこそ、公正な第三者によつて作つた協会がけつこうなものである、こうしなればおつしやつてきた。事実上、労働大臣の監督指導下に置かれておるこの労働協会が、今申し上げましたような、現在の保守政権というものと、その行政、それとの一貫したつながりが、いわゆる保守反動政権である限り、どうしても労働者、革新陣営は納得がいけないから、教育をしても、まともにそれを受け入れない、こういう状態になっていることを忘れてはならぬと考えるわけにございします。

しかも、申し上げる通りに、あるいは本法案の中に盛り込まれておる労働大臣の監督指導のもとに置かれる人事にせよ、あるいは業務上の監督監督にせよ、すべて労働大臣の一手に掌握されておる。先ほど同僚藤田あるいは片岡両議員が質問の中にも述べておりました通り、むしろ労働省に設置されている調査、統計等の機能を強化して、労働大臣が、口を開けば主張されている完全雇用の政策を確立するためには、非常に大きな仕事に労働省に課せられておる。それは日本の働く労働人口の実態を正確に把握することができないければ、決して合理的な産業配置あるいは労働配置は不可能である。働きたい者を働く場所に、そうして最低の生活を保障するように働かせるという前提がございします。それについては、少く

とも労働省が持つてゐる総機能を發揮して、実態を把握することが、まず前提である。しばしば私も強調をして参りました。こういうところに、もし、この十五億円のこの協会の基金なり、あるいはその基金は基金として生かしておきましても、九千万円の金にしましても、使つたならば、この調査機能あるいは統計の整理機能、こういうものは、さらに一段と強化されることは、申すまでもないのであります。

次に、第三の問題でございします。この協会の人事と業務に關する点でございします。先ほど片岡同僚議員から指摘いたしました、会長並びに業務を監査する監事は、直接労働大臣の任命である。理事、評議員は、会長が大臣の認可を受けて任命する、こういう手続になっている。評議員会は、ただ単に理事の諮問機関にすぎない、こういう構成でありますから、勢ひ、これは労働大臣の意中で自由自在に利用ができ、運用されていく、そうすると、だれがどのようない理屈をこね回してみても、この役員は、労働大臣のお気に召さなければ、任命されることは不可能である。このことについて、委員会が労働大臣の所見をただしたのでございします。が、こう言われる、「十分責任を持つて、公平無私に協会の運営ができる第三者を選任する自信と確信がある」と大いに力まれた、こういうことほど、世にも危険なものは、私はないと言わなければならぬ。法務大臣の御意見によれば、一度法律が成立、施行になるといふと、ひとり歩きをするものであると言われた。この労働協会法案は、一たび法律となりますというところ、ひとり歩きをしないのである。うしろの方

から、労働大臣がひもをつけてあやつるようにできている。このことが將來、労働協会のいわゆる政府の労働政策を、国民大衆に浸透させるための窓口であったり、あるいはまた、反動的な労働研究機関の、いわゆる思想的統一を生み出すとする試みの端緒にはかならない。こういふふうに断ぜなければならぬと考えるのでございます。

われわれはここで、労働関係の問題でありますから、この評議員あるいは理事にいたしまして、また、それぞれが労使、公益というより各種団体、もしくは個人から推薦をされて集まつた良識ある人々の合議によつて運営されるような民主的な機構でなければ、公正な立場における第三者的機関とは、とうてい言いがたいということ、強く確信するものでございます。このようなひもつき御用機関を、第三者的立場というヴェールで宣伝効果を上げようとするところに、まことに忌まわしいこの協会の本質があるというところを見逃してはなりません。(拍手)

第四の問題でございます。以上三點にわたつて、問題点を指摘いたしました。ところが、役に立つ点が二つあるように感じます。(いいじゃないか)と呼ぶ者ありいいでしょう。その一つは、労働大臣の自己宣伝に役立つ、第二番は、官僚のうば捨て山に役立つ、この二つであります。私はこのような特質があることを、これは見逃すわけにはいかない。そこで、次のことをさらに指摘しておきたい。

億、この金の支出と目的が重大でありますから、われわれは、委員会の同意を得て連合審査をやつたのでございませうが、この基金の十五億は、三十一年度の決算結果、たな上げ資金四百三十六億三千万のうち、新しい経済基盤の強化のために、二百二十一億三千万をもつて一般会計に属する資金とし、残りの二百五十五億を資金運用部に預託をして、そのうちの十五億をこの協会の資金に充当した、この十五億の金、九千万円なるものが、協会の運転資金に充てられてゐる。ところが、このように剰余金が、極度な不況に見舞われて、今、皆様の目の前に、中小企業の経営困難が相次ぎ、あるいは大企業においても生産の制限、経営規模の縮小等が行われてゐる。そのために、僅々二カ月の間に四万に近しいところの失業者の増大を見ておるといふことでございませう。この種の無用の長物、すなわち労働協会等に、十五億円の金を寝かせるよりも、こうした失業者を救済する方法、あるいは倒れて行く中小企業に、資金を回して助けるといふような仕事こそが、必要な仕事である、この断ぜざるを得ないわけでございます。この種の無用の長物に多額の資金を投ずるといふようなやり方は、今の岸内閣は、これが当り前と思つておいてもわかりませんが、しかし、私どもは国の金を使うのであるから、あるいは国の金の利子をかきと、その利子を使うのであつても同様であると言わなければならぬ。それを自己の政策の宣伝の道具に使つたり、あるいは官僚のうば捨て山にするといふようなことは、断じて許すことができないのでございませう。(拍手)

いま一点申し上げておきたい。すでに社会労働委員長から御報告があつたので、皆さま方十分御承知いただいたと思ひます。いやしくも、国会における法案に対する審議権は、個々の議員が平等に持つてゐる。そこで、すなわち社会労働委員会において、労働協会の法案の審議が続けられてきた。しかしながら、事実、社会労働委員会が付託を受けて審議をした時間は、一時間と三十分にとつと余つたくらいな時間でございます。このうち状態の中に、四月二十三日、自民党の方から質疑打ち切りの動議を持ち出した。私はこの際、昭和二十四年の乱闘国会と言われた当時のさまを、はうふつと呼び起しました。しかも、こつそりと委員長席にメモを持ち込んでみたり、あるいは、いわれもなく質疑の最中に質疑打ち切りの動議を出すというやうなことは、議會を正常化するという両党間の話し合いや、あるいはまた、われわれがお互い議員としての面目にかけて守つて行こうとした信義が、ことごとくにここに踏みじられて、こういう実情に追い詰められたといふことでございませう。

しかも、今申し上げますやうな事態の原因がどこにあつたか、自民党の皆さんといへども、これを無理して通さなくてもいいのではないかという御意見があつた。ところが、一生懸命拍車をかけて推進したのは、石田労働大臣であつた。そして、おれの面子にかけても、これは通すのだと豪語をされたといふことですが、それは、私は聞かない。そこで、ことに閣僚間でも、總理に対して、石田労働大臣が、この法案を通してくれないければ、よし解散の期日を延ばすことも、またやむを得ぬことであるといふ、強い進言をなされたといふことも聞いたのであります。これは事実を私存じませんが、少くとも、そういう話は偶然に路傍にころがっている話ではないと思ふ。でありますから、少くともそういう状態で、この重大法案の審議が意を尽さなかつたといふ点は、委員長とともに残念でたまりません。

ところが、すでに事はこの本会議で採決の段階になつて参りました。ここでも、ただ一つ警告を申し上げておくのは、採決の結果は明らかである。そこで、五年後には、私が今申し上げました事柄が、この労働協会の実態となつて国民の前に姿を現わすであらう。私は少くとも自民党あるいは保守政権が續いて参りますならば、あの協調会が歩んだコースにもまさるコースを新しく作り出し、そして歴史を逆転させるための片棒をになうであらうといふことを、十分警戒をして参らなければならぬことを付加いたしました。私の討論を終ります。(拍手)

○副議長(寺尾豊君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は、終局したものと認めます。

これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案の表決は記名投票をもつて行います。本案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票をお願いします。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参事氏名を点呼〕

〔投票執行〕

賛成者(白色票)氏名 百七名

中山 福蔵君	田中 茂穂君
杉山 昌作君	島村 軍次君
手島 榮君	中野 文門君
佐藤 尚武君	河野 謙三君
松平 勇雄君	武藤 常介君
永野 護君	迫水 久常君
田中 啓一君	梶原 茂嘉君
石黒 忠篤君	森 八三一君
藤野 繁雄君	早川 慎一君
谷口弥三郎君	新谷寅三郎君
木内 四郎君	加賀山之雄君
後藤 文夫君	村上 義一君
本多 市郎君	鶴見 祐輔君
笹森 順造君	江藤 智君
仲原 善一君	成田 一郎君
西田 信一君	堀本 宜實君
鈴木 万平君	大谷藤之助君
稲浦 鹿蔵君	吉江 勝保君
塩見 俊二君	前田佳都男君

投票総数 百八十票

白色票 百七票

〔拍手〕

青色票 七十三票

〔拍手〕

よつて本案は可決せられました。

○副議長(寺尾豊君) 投票の結果を報告いたします。

昭和三十三年四月二十五日

参議院會議録第二十八号

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案外一件

六〇二

三木與吉郎君	雨森 常夫君
小西 英雄君	館 哲二君
山本 米治君	小林 武治君
齋藤 亨弘君	大谷 實雄君
木島 虎蔵君	有馬 英二君
大谷 登潤君	近藤 鶴代君
小柳 牧衛君	井上 清一君
小澤久太郎君	斎藤 昇君
小山邦太郎君	木暮武太夫君
石坂 豊一君	廣瀬 久忠君
西郷吉之助君	植竹 春彦君
草葉 隆圓君	安井 謙君
大野木秀次郎君	川村 松助君
黒川 武雄君	小林 英三君
野村吉三郎君	平井 太郎君
増原 恵吉君	松村 秀逸君
神原 亨君	白井 勇君
最上 英子君	柴田 栄君
宮澤 喜一君	平島 敏夫君
後藤 義隆君	高橋 衛君
西岡 ハル君	横山 フク君
小嶋 治和君	伊能 芳雄君
宮田 重文君	三浦 義男君
高野 一夫君	高橋進太郎君
古池 信三君	岡崎 眞一君
佐野 廣君	寺本 廣作君
石井 桂君	関根 久蔵君
野本 品吉君	秋山俊一郎君
上原 正吉君	伊能繁次郎君
石原幹市郎君	左藤 義詮君
杉原 荒太君	郡 祐一君
堀本 謙三君	青木 一男君
泉山 三六君	林屋亀次郎君
横川 信夫君	吉田 萬次君
勝保 裕君	
反対者(青色票)氏名	七十三名
森中 守義君	北村 暢君
鈴木 強君	藤田藤太郎君
相澤 重明君	松永 忠二君
木下 友敬君	平林 剛君

山本 経勝君	岡 三郎君
湯山 勇君	龜田 得治君
久保 等君	安部 要君
大和 与一君	安部キミ子君
江田 三郎君	近藤 信一君
東 隆君	大倉 精一君
竹中 勝男君	阿具根 登君
藤原 道子君	吉田 法晴君
中田 吉雄君	松澤 兼人君
藤田 進君	小笠原三男君
成瀬 晴治君	小林 孝平君
島 清君	田中 一君
加藤シヅエ君	松本治一郎君
千葉 信君	戸叶 武君
荒木正三郎君	市川 房枝君
長谷部ひろ君	竹中 恒夫君
安部 清美君	鈴木 壽君
大河原一夫君	伊藤 顯道君
北條 尚八君	光村 甚助君
秋山 長造君	加瀬 完君
坂本 昭君	阿部 竹松君
大矢 正君	松澤 靖介君
椿 繁夫君	田畑 金光君
中村 正雄君	矢嶋 三義君
相馬 助治君	横川 正市君
小酒井義男君	河合 義一君
松浦 清一君	天田 勝正君
高田なほ子君	片岡 文重君
永岡 光治君	重盛 壽治君
羽生 三七君	曾根 益君
栗山 良夫君	山下 義信君
棚橋 小虎君	内村 清次君
山田 節男君	

き、これより會議を開きます。

日程第一、核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

日程第二、北海道地下資源開発株式会社法案(いすれも内閣提出、衆議院送付)

以上、兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と稱ふ者あり

○副議長(寺尾豊君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長近藤信一君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月二十三日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項に次の一号を加える。

五 政令で定める種類及び数量の核燃料物質を使用する場合

第五十三条第二号中「又は利用が促進されることが明らかである」を「及び利用の計画的な遂行に支障を及ぼすおそれがない」に改める。

第六十一条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 原子燃料公社、日本原子力研究所、製錬事業者、加工事業者、原子炉設置者若しくは使用者が第五十二条第一項第五号の政令で定める種類及び数量の核燃料物質を譲り渡し、若しくは譲り受ける場合、又はこれらの者からこれらの核燃料物質を譲り受け、若しくはこれらの者にその核燃料物質を譲り渡す場合

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

北海道地下資源開発株式会社法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月四日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

(小字及び一は衆議院修正)

北海道地下資源開発株式会社法案

北海道地下資源開発株式会社法案

(会社の目的)

第一条 北海道地下資源開発株式会社は、北海道における地下資源の開発を促進するため、探鉱等の事業を行うことを目的とする株式会社とする。

(事務所)

第二条 北海道地下資源開発株式会社(以下会社)というは、本店を東京都に置く。

(株式)

第三条 会社の株式は、額面株式とする。

2 政府は、常時、会社の発行済株式の総数の二分の一以上に当る株式を保有していなければならない。

3 会社は、新株を発行しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(商号の使用制限)

第四条 会社以外の者は、その商号中に北海道地下資源開発株式会社という文字を使用してはならない。

(取締役及び監査役の人數)

第五条 会社の取締役は、七人以上、監査役は、二人以内とする。

(取締役及び監査役の選任等の決議)

第六条 会社の取締役、代表取締役及び監査役の選任、選定及び解任の決議は、主務大臣の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

(取締役の兼職制限)

第七条 会社の取締役は、他の報酬のある職務又は営業に従事してはならない。ただし、主務大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(事業の範囲)

第八条 会社は、その目的を達成するため、北海道において次の事業を営むものとする。

- 一 探鉱(石油の探鉱を除く。)
- 二 委託に基く探鉱(石油の探鉱を除く。)

三 前二号に附帯する事業

2 会社は、前項の事業の円滑な遂行に支障のない範囲内において、主務大臣の認可を受けて、その保有する探鉱用機械の貸付の事業を営むことができる。

(事業計画等)

第九条 会社は、毎営業年度の開始前に、その営業年度の事業計画、資金計画及び収支予算を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これらを変更しようとするときも、同様とする。

(重要な財産の譲渡等)

第十条 会社は、命令で定める重要な財産(鉱業権を除く。)を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(鉱業権の譲渡等)

第十一条 会社は、鉱業権(共同鉱業権の持分を含む。以下同じ。)を譲渡し、又は譲り受けようとするときは、その譲渡又は譲受の相手方、対価の額並びに対価の支払の時期及び方法について、主務大臣の認可を受けなければならない。

2 会社は、鉱業権を放棄し、又は探鉱権に抵当権を設定しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(社債及び借入金)

第十二条 会社は、社債を募集し、又は弁済期限が一年をこえる資金を借り入れようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

(社債発行限度の特例)

第十三条 会社は、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十七条の規定による制限をこえて社債を募集することができる。ただし、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により会社に現存する純財産額のいずれか少い額の二倍をこえてはならない。

(政府所有株式の後配)

第十四条 会社は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第一条の規定にかかわらず、毎営業年度における配当することができ、利益金額が政府以外の者の所有する株式に対し年百分の六の割合に達するまでは、政府の所有する株式に対し利益の配当をすることを要しない。

2 会社は、政府以外の者の所有する株式に対し年百分の六の割合をこえて利益の配当をする場合は、その割合をこえて配当することができ、利益金額を、政府以外の者の所有する株式に対しては、一、政府の所有する株式に対しては四の割合で配当しなければならない。

ただし、政府の所有する株式に対する利益の配当が年百分の八の割合をこえることとなる場合は、この限りでない。

(定款の変更等)

第十五条 会社の定款の変更、利益金の処分、合併及び解散の決議は、主務大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(財産目録等の提出)

第十六条 会社は、毎営業年度経過後三月以内に、その営業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びに営業報告書を主務大臣に提出しなければならない。

(監督)

第十七条 会社は、主務大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができ、(協議)

(協議)

第十八条 主務大臣は、第三条第三項、第九条から第十二条まで又は第十五条(会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行する株式の総数を変更するものに限り。)の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

(報告及び検査)

第十九条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務の状況に関する報告を徴し、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第二十條 この法律における主務大臣は、会社の取締役及び監査役に関する事項については内閣総理大臣、その他の事項については内閣総理大臣及び通商産業大臣とする。

(罰則)

第二十一条 会社の取締役、監査役その他の職員が、その職務に関し、わいろを受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第二十二条 前条第一項のわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができる。

第二十三条 第十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、五万円以下の罰金に処する。

第二十四条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役は、三十万円以下の過料に処する。

一 第三条第三項の規定に違反して、新株を発行したとき。

二 第九条の規定に違反して、事業計画、資金計画又は収支予算の認可を受けなかつたとき。

三 第十条の規定に違反して、財産を譲渡し、担保に供し、又は有償で取得したとき。

四 第十一条第一項の規定に違反して、鉱業権を譲渡し、又は譲り受けたとき。

五 第十一条第二項の規定に違反して、鉱業権を放棄し、又は探鉱権に抵当権を設定したとき。

六 第十二条の規定に違反して、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

七 第十六条の規定に違反して、財産目録、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

八 第十七条第二項の規定による命令に違反したとき。

附則

第二十五条 第八条第二項の規定に違反した場合には、その違反行為をした会社の取締役は、五万円以下の過料に処する。

昭和三十三年四月二十五日 参議院會議録第二十八号 相統税法の一部を改正する法律案外一件

(会社の設立)

2 主務大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に關して発起人の職務を行わせる。

3 設立委員は、定款を作成して、主務大臣の認可を受けなければならない。

4 主務大臣は、前項の認可をし、うとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

5 設立委員は、附則第三項の認可を受けたときは、遅滞なく、会社の設立に際し発行する株式の総数のうち、政府が引き受けない株式につき、株主を募集しなければならない。

6 株式申込証には、定款の認可の年月日を記載しなければならない。

7 商法第六百七条、第六百八十一条及び第六百八十五条の規定は、会社の設立については、適用しない。

8 この法律による会社の設立に伴い必要な登記については、登録税を免除する。ただし、資本の金額のうち政府の出資に係る部分以外の部分については、この限りでない。

(商号についての経過規定)

9 第四条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に北海道地下資源開発株式会社という文字を使用している者については、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

(事業計画等についての経過規定)

10 会社の成立の日の属する営業年度の事業計画、資金計画及び収支

予算については、第九条中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。(北海道開発法の一部改正)

11 北海道開発法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第五条第二号を次のように改める。

二 次に掲げる法律に基く内閣総理大臣の権限の行使について補佐すること。

イ 北海道東北開発公庫法(昭和三十一年法律第九十七号)(同法第十九条に規定する業務のうち東北地方に係るものを除く)

ロ 北海道地下資源開発株式会社法(昭和三十三年法律

第 号)

(租税特別措置法の一部改正)

12 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第八十四条第一項中「及び東北日本輸出主産物株式会社」と、東北開発株式会社及び北海道地下資源開発株式会社」に改める。

〔近藤信一君登壇、拍手〕

○近藤信一君 ただいま議題となりました二法案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。去年十月第二十六国会に成立し、昨年十

二月九日以来施行しております核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律によりまして、いわゆる核燃料物質と言われているものは、すべて原子力に利用されるものであるという前提から、その使用に際しては、用途及び使用量のいかんを問わず、政府の許可が必要になっており、その譲渡、譲り受けにも、特定の例外を除いて、厳重に制限しているものであります。ところが、実際には特定の種類の核燃料物質については、原子力利用以外に、ナトリウムとか、亜鉛とかの分解用の試薬等に用いられ、しかもそれは微量であるため、放射線障害を発生するおそれもないということが、現行法を運用しているうちに明瞭になって参つたのであります。従いまして、本改正法案によつて、このように原子力利用以外に使用する微量の核燃料物質については、一々、政府の許可を要しないのであります。さらに、これらの譲渡、譲り受けの制限も緩和するための所要の措置を規定しているものであります。

以上が改正の内容であります。委員会における審査の詳細はすべて会議録に譲りたいと存じます。

かくして討論に入りまして、直ちに採決の結果、全会一致をもって政府原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に、北海道地下資源開発株式会社法案について御報告申し上げます。

この法律案は、北海道における地下資源の開発を促進するため、探鉱等の事業を行う特殊会社を設立しようとするものであります。会社の組織、業

務等に必要な事項を規定したものであります。

この会社は、政府が常時、半額以上の株式を保有する特殊法人であり、探鉱等の事業を行うもので、鉱山の経営は行わないことになっております。会社に対する政府の初年度の出資は二億円、昭和三十三年度の産業投資特別会計予算に計上されており、他に民間よりの出資一億円が見込まれております。なお、会社の本店所在地が、政府原案では東京都となつておりましたのを、衆議院において、札幌市に改める等、若干の修正を付して本院に送付して参りました。

委員会におきましては、石井國務大臣、関係政府当局及び衆議院における修正の提案者たる渡邊徳蔵君、川村善八郎君に対し、熱心な質疑が行われましたが、その詳細は、この際、会議録に譲ることを御了承いただきたいと存じます。

質疑を終り、討論に入りまして、直ちに採決の結果、全会一致をもって政府原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に、北海道地下資源開発株式会社法案について御報告申し上げます。

この法律案は、北海道における地下資源の開発を促進するため、探鉱等の事業を行う特殊会社を設立しようとするものであります。会社の組織、業

務等に必要な事項を規定したものであります。

この会社は、政府が常時、半額以上の株式を保有する特殊法人であり、探鉱等の事業を行うもので、鉱山の経営は行わないことになっております。会社に対する政府の初年度の出資は二億円、昭和三十三年度の産業投資特別会計予算に計上されており、他に民間よりの出資一億円が見込まれております。なお、会社の本店所在地が、政府原案では東京都となつておりましたのを、衆議院において、札幌市に改める等、若干の修正を付して本院に送付して参りました。

委員会におきましては、石井國務大臣、関係政府当局及び衆議院における修正の提案者たる渡邊徳蔵君、川村善八郎君に対し、熱心な質疑が行われましたが、その詳細は、この際、会議録に譲ることを御了承いただきたいと存じます。

質疑を終り、討論に入りまして、直ちに採決の結果、全会一致をもって政府原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に、北海道地下資源開発株式会社法案について御報告申し上げます。

この法律案は、北海道における地下資源の開発を促進するため、探鉱等の事業を行う特殊会社を設立しようとするものであります。会社の組織、業

務等に必要な事項を規定したものであります。

この会社は、政府が常時、半額以上の株式を保有する特殊法人であり、探鉱等の事業を行うもので、鉱山の経営は行わないことになっております。会社に対する政府の初年度の出資は二億円、昭和三十三年度の産業投資特別会計予算に計上されており、他に民間よりの出資一億円が見込まれております。なお、会社の本店所在地が、政府原案では東京都となつておりましたのを、衆議院において、札幌市に改める等、若干の修正を付して本院に送付して参りました。

委員会におきましては、石井國務大臣、関係政府当局及び衆議院における修正の提案者たる渡邊徳蔵君、川村善八郎君に対し、熱心な質疑が行われましたが、その詳細は、この際、会議録に譲ることを御了承いただきたいと存じます。

質疑を終り、討論に入りまして、直ちに採決の結果、全会一致をもって政府原案通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に、北海道地下資源開発株式会社法案について御報告申し上げます。

この法律案は、北海道における地下資源の開発を促進するため、探鉱等の事業を行う特殊会社を設立しようとするものであります。会社の組織、業

務等に必要な事項を規定したものであります。

この会社は、政府が常時、半額以上の株式を保有する特殊法人であり、探鉱等の事業を行うもので、鉱山の経営は行わないことになっております。会社に対する政府の初年度の出資は二億円、昭和三十三年度の産業投資特別会計予算に計上されており、他に民間よりの出資一億円が見込まれております。なお、会社の本店所在地が、政府原案では東京都となつておりましたのを、衆議院において、札幌市に改める等、若干の修正を付して本院に送付して参りました。

委員会におきましては、石井國務大臣、関係政府当局及び衆議院における修正の提案者たる渡邊徳蔵君、川村善八郎君に対し、熱心な質疑が行われましたが、その詳細は、この際、会議録に譲ることを御了承いただきたいと存じます。

折衝すべき事項の多いことを考慮すること、北海道において、地下資源の探査は、他の会社においても実施されていることを念頭に置いて、本会社を運営することを要望して、本法案に賛意を表せられました。

かくして討論を終り、採決の結果、本法案は、全会一致をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、青柳委員提案の付帯決議案を採決の結果、全会一致をもって当委員会の決議とすることに決しました。これに対し、北海道開発庁次官池田君より、「付帯決議の趣旨を体して本法案施行に当たりたい」旨の発言がありました。

以上、二法案の報告を終ります。

(拍手)

○副議長(寺尾豊君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(寺尾豊君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

○副議長(寺尾豊君) 日程第三、相統税法の一部を改正する法律案

日程第四、日本開発銀行法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上、両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○副議長(寺尾豊君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長河野謙三君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

相続税法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月二十二日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野 平殿

(小字及び一は衆議院修正)

相続税法の一部を改正する法律案

相続税法の一部を改正する法律案

法律
相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 贈与税(第二十一条の二第二十一条の六)」を「第二節 贈与税(第二十一条の二第二十一条の七)」に改める。

第一条第一号中「(包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈)」を「又は遺贈(贈与者の死亡に因り効力を生ずる贈与)」に改め、同条第二号中「相続の下に」又は遺贈を加える。

第一条の二第一号中「又は遺贈(包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈)」を「又は遺贈(贈与者の死亡に因り効力を生ずる贈与)」に改め、同条第二号中「又は遺贈」を「相続又は遺贈に因り」に改める。

第二条の二中「又は遺贈」を「相続又は遺贈に因り」に改める。
第三条第一項各号列記以外の部分

昭和三十三年四月二十五日 参議院会議録第二十八号 相続税法の一部を改正する法律案外一件

中「包括受遺者を含む。」を「相続を放棄した者及び相続権を失つた者を含む。」に改め、第十五条の場合及び「第十五条第二項に規定する相続人」という場合を除き、「に改め、同項第一号中「包括遺贈者」を「遺贈者」に改める。

第十条第三項中「遺贈者」を削る。
第十一条中「相続に因り」を「相続又は遺贈に因り」に改め、同条を第十一條の二とし、第二章第一節中同条の前に次の一条を加える。
(相続税の課税)
第十一条 相続税は、本節に定めるところにより、相続又は遺贈に因り財産を取得した者の被相続人からこれらの事由に因り財産を取得したすべての者に係る相続税の総額(以下本節において「相続税の総額」といふ)を計算し、当該総額を基礎としてそれぞれこれらの事由に因り財産を取得した者に係る相続税額として計算した金額により、課する。

第十五条 相続税の総額を計算する場合においては、同一の被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格(第十九条の規定の適用がある場合には、同条の規定により相続税の課税価格とみなされた金額。以下第十七条第一項及び第十九条の二において同じ。)の合計額から、百五十万円と三十万円に当該被相続人の相続人の数を乗じて得た金額との合計額(以下「遺産に係る基礎控除額」といふ)を控除する。

は、次の各号に掲げる区分に応じ、その者に係る相続税の課税価格から当該各号に掲げる金額(以下「取得財産に係る基礎控除額」といふ)を控除する。
一 相続又は遺贈(被相続人からの相続人に対する遺贈に限る。)に因り財産を取得した者 五十万円
二 遺贈(被相続人からの相続人に対する遺贈を除く。)に因り財産を取得した者 二十万円
三 同一の被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得したすべての者に係る前項各号に掲げる金額の合計額がその遺産に係る基礎控除額をこえるときは、これらの者の取得財産に係る基礎控除額は、同項の規定にかかわらず、それぞれ同項各号に掲げる金額に当該遺産に係る基礎控除額を当該合計額で除して得た割合を乗じて算出した金額とする。

(各相続人等の相続税額)
第十八条 相続又は遺贈に因り財産を取得した者に係る相続税額は、その被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得したすべての者に係る相続税の総額を、これらの事由に因り財産を取得した者に係る相続税の課税価格からその取得財産に係る基礎控除額を控除した金額によりあて分けて算出した金額とする。

(相続税額の加算)
第十八条の二 相続又は遺贈に因り財産を取得した者が当該相続又は遺贈に係る被相続人の一親等の血

第十二条第一項第二号中「相続に因り取得した」を削り、同項第三号中「相続の下に」又は遺贈を加え、同項第五号中「当該合計金額が同条の二」を「同条の二」に改め、同条第二項に規定する相続人の数を乗じて得た金額に当該合計金額が当該に改める。
第十三条第一項中「相続に因り財産を取得した者」を「相続又は遺贈(包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈に限る。以下本条において同じ。)に因り財産を取得した者」に改め、「当該相続の下に」又は遺贈を加え、同条第二項中「又は遺贈」を「相続又は遺贈に因り」に改める。

第十五条 相続税の総額を計算する場合においては、同一の被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格(第十九条の規定の適用がある場合には、同条の規定により相続税の課税価格とみなされた金額。以下第十七条第一項及び第十九条の二において同じ。)の合計額から、百五十万円と三十万円に当該被相続人の相続人の数を乗じて得た金額との合計額(以下「遺産に係る基礎控除額」といふ)を控除する。

一条の規定による相続分に依りて取得したものとした場合におけるその各取得金額(当該被相続人が、一人である場合又は、ない場合には、当該控除した金額)につきそれぞれその金額を次の各級に区分し、通次に各率を適用して算出した金額の合計額とする。
三十万円以下の金額 百分の十
三十万円をこえる金額 百分の十五
七十万円をこえる金額 百分の二十
百五十万円をこえる金額 百分の二十五
三百万円をこえる金額 百分の三十
五百万円をこえる金額 百分の三十五
七百万円をこえる金額 百分の四十
千万円をこえる金額 百分の四十五
二千万円をこえる金額 百分の五十
三千万円をこえる金額 百分の五十五
五千万円をこえる金額 百分の六十
七千万円をこえる金額 百分の六十五
一億円をこえる金額 百分の七十

(取得財産に係る基礎控除)
第十七条 相続税の総額を基礎として同一の被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得した者に係る相続税額を計算する場合において

六〇五

族(その者又はその直系卑属が相続開始前に死亡し、又は相続権を失つたため相続人となつたその者の直系卑属を含む。)及び配偶者以外の者である場合においては、その者に係る相続税額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した金額にその百分の二十に相当する金額を加算した金額(当該金額がその者に係る相続税の課税価格に相当する金額に百分の七十の割合を乗じて算出した金額をこえる場合には、当該割合を乗じて算出した金額)とする。

第十九条の見出し中「二年」を「三年」に改め、同条第一項中「相続に因り」を「相続又は遺贈に因り」に、「二年」を「三年」に改め、「ものに限る。」の下に「以下本条並びに第五十一条第二項第二号及び第三項第二号において同じ。」を加え、「前二条」を「第十五条から前条まで」に、「第二十一条の六」を「第二十一条の七」に改め、「以下本条において「贈与税相当額」といふ。」を削り、「その者の」を「その」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の二条を加える。

(配偶者控除)
第十九条の二 被相続人の配偶者が当該被相続人からの相続又は遺贈に因り財産を取得した場合においては、当該配偶者については、第十五条から第十八条まで及び前条の規定により算出した金額からその三分の一に相当する金額を控除した金額をもつて、その納付すべき相続税額とする。ただし、その控除すべき金額が、当該被相続

人から相続又は遺贈に因り財産を取得したすべての者に係る相続税の課税価格の合計額(当該合計額が三千万円をこえる場合には、三千万円)からこれらの者の遺産に係る基礎控除額を控除した金額をその者が民法第九百条の規定による相続分に應じて取得したものとした場合におけるその取得金額(当該被相続人の第十五条第二項に規定する相続人がその者のみである場合には、当該控除した金額)について第十六条の規定を適用して算出した金額の三分の一に相当する金額をこえる場合においては、そのこえる部分の金額は、当該控除をしない。

第十九条の三 相続又は遺贈に因り財産を取得した者(第一条第二号の規定に該当する者を除く。)が当該相続又は遺贈に係る被相続人の第十五条第二項に規定する相続人に該当し、かつ、二十才未満の者である場合においては、その者については、同条から前条までの規定により算出した金額から一百万円にその者が二十才に達するまでの年数(当該年数が一年未満であるときは又はこれに一年未満の端数があるときは、これを一年とする。)を乗じて算出した金額を控除した金額をもつて、その納付すべき相続税額とする。

2 前項の規定により控除を受けることができる金額がその控除を受ける者について第十五条から前条までの規定により算出した金額をこえる場合においては、そのこえる部分の金額は、政令で定めるところにより、その控除を受ける者の扶養義務者が同項の被相続人から相続又は遺贈に因り取得した財産の価額について第十五条から前条までの規定により算出した金額をもつて、当該扶養義務者の納付すべき相続税額とする。

3 第一項の規定に該当する者がその者又はその扶養義務者について既に前二項の規定による控除を受けたことがある者である場合においては、その者又はその扶養義務者がこれらの規定による控除を受けたことができない金額は、既に控除を受けた金額の合計額が第一項の規定による控除を受けることができる金額(二回以上これらの規定による控除を受けた場合には、最初に相続又は遺贈に因り財産を取得した際に第一項の規定による控除を受けることができる金額)に満たなかつた場合におけるその満たなかつた部分の金額の範囲内に限る。

第二十條第一項各号列記以外の部分中「相続に因り財産を取得した場合」を「相続、被相続人からの相続人に対する遺贈を含む。以下本条において同じ。」に因り財産を取得した場合に、「その者について前二条の規定により算出した相続税額を、第十五条から前条までの規定により算出した金額」に改め、「第一号の下」及び「次項」を加え、「左の各号」を「相当する金額に次の各号」に、「金額に相当する税額を控除し、その控除後の税額」を「金額を控除した金額」に改

め、同項第一号中「相続人及び受遺者(包括受遺者を除く。以下同じ。)」の全員が相続又は遺贈を、相続又は遺贈(被相続人からの相続人に対する遺贈を除く。以下次号において同じ。)に因り財産を取得したすべての者がこれらの事由に改め、「又は贈与税」を削り、同項第二号中「相続人及び受遺者の全員が相続又は遺贈」を「相続又は遺贈に因り財産を取得したすべての者がこれらの事由」に改め、「又は贈与税」を削り、同条第三項を削る。

第二十一条第一項中「相続(第二十一条の二)を「相続又は遺贈(第二十一条の二)に、「その者について前三条の規定により算出した相続税額からその課せられた税額を控除し、その控除後の税額」を「第十五条から前

条までの規定により算出した金額からその課せられた税額に相当する金額を控除した金額」に、「税額が、その者について前三条の規定により算出した相続税額を、金額が、その者についてこれらの規定により算出した金額」に改め、「当該相続」の下に「又は遺贈」を加え、「に相当する税額を削り、同条第二項を削る。

条までの規定により算出した金額からその課せられた税額に相当する金額を控除した金額」に、「税額が、その者について前三条の規定により算出した相続税額を、金額が、その者についてこれらの規定により算出した金額」に改め、「当該相続」の下に「又は遺贈」を加え、「に相当する税額を削り、同条第二項を削る。

第二十一条の二第一項から第三項まで中「又は遺贈」を削り、「これらの事由」を「贈与」に改め、同条第四項中「相続人が」を「相続又は遺贈に因り財産を取得した者が」に改め、「第一項」を削る。

第二十一条の三第一項第三号中「又は遺贈」を削る。
第二十一条の四中「十万円」を「二十万円」に改める。

第二十一条の五中
「三十万円以下の金額 百分の十五
五十万円をこえる金額 百分の二十
七十五万円をこえる金額 百分の二十五
百五十万円をこえる金額 百分の三十
二百五十万円をこえる金額 百分の三十五
三百五十万円をこえる金額 百分の四十
四百五十万円をこえる金額 百分の四十五
五百五十万円をこえる金額 百分の五十
六百五十万円をこえる金額 百分の五十五
七百五十万円をこえる金額 百分の六十
千万円をこえる金額 百分の六十五」
に改める。

除後の税額を、前二条の規定により算出した金額からその課せられた税額に相当する金額を控除した金額」に、「税額が、その者について前三条の規定により算出した相続税額を、金額が、その者についてこれらの規定により算出した金額」に改め、「当該相続」の下に「又は遺贈」を加え、「に相当する税額を削り、同条第二項を削る。

第二十一条の二第一項から第三項まで中「又は遺贈」を削り、「これらの事由」を「贈与」に改め、同条第四項中「相続人が」を「相続又は遺贈に因り財産を取得した者が」に改め、「第一項」を削る。

第二十一条の三第一項第三号中「又は遺贈」を削る。
第二十一条の四中「十万円」を「二十万円」に改める。

第二十一条の五中
「三十万円以下の金額 百分の十五
五十万円をこえる金額 百分の二十
七十五万円をこえる金額 百分の二十五
百五十万円をこえる金額 百分の三十
二百五十万円をこえる金額 百分の三十五
三百五十万円をこえる金額 百分の四十
四百五十万円をこえる金額 百分の四十五
五百五十万円をこえる金額 百分の五十
六百五十万円をこえる金額 百分の五十五
七百五十万円をこえる金額 百分の六十
千万円をこえる金額 百分の六十五」
に改める。

の規定により算出した贈与税額」を「金額が、その者についてこれらの規定により算出した金額」に改め、「に相当する税額」を削り、同条第二項を削り、第二章第二節中同条を第二十一条の七とし、第二十一条の五の次に次の一条を加える。

(三年以内に同一人から贈与があつた場合の贈与税額)

第二十一条の六 その年において贈与に因り同一の贈与者から十万円をこえる価額の財産(その取得の日のある年の贈与税の課税価格計算の基礎に算入されるものに限る。以下本条において同じ)を取得した者がその前年又は前前年において当該贈与者から贈与に因り各年十万円をこえる価額の財産を取得したことがある場合においては、その者に係る贈与税は、前条の規定にかかわらず、その年において贈与に因り取得したすべての財産の価額の合計額につき前二条の規定により算出した金額と第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額(当該贈与者が二人以上ある場合には、これらの者につきそれぞれ第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額の合計額)との合計額により、課する。

一 その年以前三年以内の各年において当該贈与者から贈与に因り取得した財産の価額のうちそれぞれ十万円をこえる部分の合計額を前条に規定する課税価格とみなし、同条の規定を適用して算出した金額

二 イ及びロに掲げる金額の合計額(当該合計額が第一号に掲げる金額をこえる場合には、当該金額)

イ その年の前年又は前前年において当該贈与者から贈与に因り取得した財産の価額が当該各年において贈与に因り取得したすべての財産の価額の合計額のうち占める割合をそれぞれ当該各年の贈与税の税額(利子税額、過少申告加算税額、無申告加算税額、重加算税額及び延滞加算税額に相当する税額を除く)に乘じて算出した金額の合計額

ロ その年において当該贈与者から贈与に因り取得した財産の価額が同年において贈与に因り取得したすべての財産の価額の合計額のうち占める割合を当該合計額につき前二条の規定を適用して算出した金額に乘じて算出した金額

第二十四条第二項中「若しくは第二項」を削る。

第二十六条の二「相統」の下に「又は遺贈(包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈に限る。)」を加える。

第二十七条第一項中「相統に因り」を「相統又は遺贈に因り」に、「相統税の課税価格(第十九条第一項の規定の適用がある場合においては、同項の規定により相統税の課税価格とみなされた金額)」と第十五条及び第十六条の規定により控除を受ける金額との合計額が五十万円をこえるとき

きは、当該「を」その被相続人からこれらの事由に因り財産を取得したすべての者に係る相統税の課税価格(第十九条の規定の適用がある場合には、同条の規定により相統税の課税価格とみなされた金額)の合計額がその遺贈に係る基礎控除額をこえる場合において、その者に係る相統税の課税価格(第十九条の規定の適用がある場合には、同条の規定により相統税の課税価格とみなされた金額)がその取得財産に係る基礎控除額をこえ、かつ、当該課税価格に係る第十五条から第二十一条までの規定による相統税額があるときは、その「に改め、同条第二項中「相統人」の下に「包括受遺者を含む。以下第五項、第三十条第一項、第三十一条第三項、第三十三条第四項及び第五十一条第一項から第三項までにおいて同じ」を加え、同条第四項中「相統人又は受遺者が相統又は遺贈」を「相統又は遺贈に因り財産を取得したすべての者がこれらの事由」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 同一の被相続人から相統又は遺贈に因り財産を取得した者又はその者の相続人で第一項又は第二項(次条第二項において準用する場合を含む)の規定による申告書を提出すべきものが二人以上ある場合において、当該申告書の提出先の税務署長が同一であるときは、これらの者は、政令で定めるところにより、当該申告書を共同して提出することができる。

第二十八条第一項中「贈与又は遺贈に因り財産を取得した者は、贈与税の課税価格が十万円をこえるとき」は、第二項の規定に該当する場合を除く外、当該贈与又は遺贈に因り財産を取得した年を「贈与に因り財産を取得した者は、その年分の贈与税の課税価格に係る第二十一条の四から第二十一条の七までの規定による贈与税額があるときは、その年」に改め、同条第二項を削り、同条第三項第一号中「又は遺贈」を削り、「合計額が十万円をこえる場合」を「合計額につき第二十一条の四から第二十一条の七までの規定を適用した場合において、贈与税額があることとなるとき」に改め、同条第二号中「前二項」を「前項」に改め、同条第二項とし、同条第四項中「若しくは第二項」を削り、同条第四項中「若しくは第六項」に改め、「若しくは第二項」を削り、「第三項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とする。

第三十条第一項中「第三項」を「第二項」に、「(この申告書を「相統税に係る期限内申告書の提出期限後において第三十二条第二項第一号から第四号までに規定する事由が生じたため新たに第二十七条第一項に規定する事由に該当することとなつた者について、また同様とする。(これらの申告書」に改める。

第三十二条第二項各号列記以外の部分中「第二項」の下に「若しくは第六項」を加え、「第三十五条第一項若しくは第三項」を「第三十五条第一項、第三項若しくは第六項」に改め、同項第一号中「当該財産の分割が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つてなされたこと」を、「その後

当該財産の分割が行われ、共同相続人又は包括受遺者が当該分割に因り取得した財産に係る課税価格が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つて計算された課税価格と異なることとなつたこと」に改め、同条第二号中「若しくは」を「又は」に、「又は同法」を「同法」に改め、「放棄の取消」の下に「その他の事由」を加え、同条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 遺贈に係る遺言書が発見され、又は遺贈の放棄があつたこと。

第三十二条第七項中「第三項及び第四項」を「第二項及び第三項」に改める。

第三十三条第四項中「第三項」を「第二項」に、「相統に因り」を「相統又は遺贈に因り」に改める。

第三十四条第一項中「相統人又は受遺者が二人以上ある場合において、これらの者を同一の被相続人から相統又は遺贈に因り財産を取得したすべての者」に、「相統に因り」を「相統又は遺贈に因り」に改め、「又はその遺贈に因り財産を取得した年分の贈与税額に当該財産の価額が当該贈与税の課税価格に算入された財産の価額のうち占める割合を乗じて算出した金額に相当する贈与税」を削り、同条第二項中「相統人又は受遺者が二人以上ある場合において、これらの者を同一の被相続人から相統又は遺贈に因り財産を取得したすべての者」に、「被相続人又は遺贈者」を「当該被相続人」に改める。

一 当該他の者が第二十七条、第三十条若しくは第三十一条の規定による申告書を提出し、又は第二項若しくは本項の規定による決定を受けた者である場合において、当該申告又は決定に係

同項を同条第四項とする。

は、第一号に掲げる場合に限る。に該当するときは、当該申告書の提出があつた日から四月以内に、当該申告書の記載に従い、その者の氏名、納税地及び課税価格を少

たため当該分割に因り取得した財産を基礎として申告書を提出したとは、当該分割があつた日の翌日から一月を経過した日」を「相續若しくは遺贈に因り財産を取得した者が、期限申告書」を出期限後受、その成目統

項」を第二項第一号に改め、「若しくは第二項を削り、「第三十五条の下に「第二項、第三項前段又は第三項」を加え、同項第二号を削り、同項第三号中「第五十五条の規定により分割されてゐない財産」について民法の規定

による相続分又は包括遺贈の割合に従つて課税価格が計算されていた場合において、当該財産の分割が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つてなされなかつたため当該分割に因り取得した財産を基礎として第三十五条の規定による更正又は決定があつたときは、当該分割があつた日の翌日から四月を経過した日を「相続又は遺贈に因り財産を取得した者について、その被相続人からこれらの事由に因り財産を取得した他の者が相続開始前三年以内に当該被相続人から贈与に因り取得した財産で相続税の計算の基礎に算入されていなかつたものを当該計算の基礎に算入することにより第三十五条第一項、第二項前段又は第三項の規定による更正又は決定があつた場合においては、当該更正又は決定に係る第三十六条第一項の規定による通知をした日の翌日に改め、(以下本号において「起算日」といふ。))及び「当該追徴税額が更正に係るものである場合において、当該更正の通知が起算日から一年を経過した日の後になされたときは、当該更正が詐偽その他不正の行為により相続税を免れた者についてなされたものである場合を除く外、当該一年を経過した日から当該更正の通知がなされた日までの日数を控除した日数」を削り、同号を同項第二号とする。

第五十二条第一項第一号イ中「(前条第二項第二号若しくは第三号又は同条第三項第二号若しくは第三号の規定に該当する場合において、当該各号に規定する起算日前に当該各号に規定する事由に因る申告書の提

出、更正又は決定があつたときは、当該起算日)を(前条第二項第二号の規定に該当する場合においては、同号に規定する申告書を提出した日とし、同条第三項第二号の規定に該当する場合においては、同号に規定する第三十六条第一項の規定による通知をした日とする。))に改め、同号ロ中「規定する納期限」の下に「(前条第二項第二号の規定に該当する場合においては、同号に規定する申告書を提出した日とし、同条第三項第二号の規定に該当する場合においては、同号に規定する第三十六条第一項の規定による通知をした日とする。))」を加え、同号ハ中「第二号若しくは第三号」を「第二号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五十二条の二 延納の許可を受けたる相続税額の計算の基礎となつた財産の価額のうちに占める立木の価額の割合が政令で定める割合をこえる場合においては、当該延納税額のうち立木の価額に対応するものとして政令で定めるところにより計算した部分の税額については、同項中「百円につき一日二銭の割合」とあるのは、「百円につき一日一銭五厘の割合」とし、当該延納税額についての同条第五項の規定の適用については、同項中「当該分納税額に達するまでは、当該分納税額」とあるのは、「まず分納税額のうち次条に規定する立木の価額に対応する部分以外の部分の税額に達するまでは当該税額に充てられたものとし、次に当該立木の価額に對

応する部分の税額に達するまでは当該税額」とする。

第五十三条第一項中「第三十八条第四項第二号に掲げる者」を「税務署長において期限内申告書の提出期限内に当該申告書を提出しなかつたことについて正当な事由があつたと認める者」に改める。

第五十五条中「相続に因り」を「相続又は包括遺贈に因り」に、「ものとみなす」とあるとしてその課税価格を計算するものとするに、「その分割が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つてなされなかつた場合」を「当該共同相続人又は包括受遺者が当該分割に因り取得した財産に係る課税価格が当該相続分又は包括遺贈の割合に従つて計算された課税価格と異なることとなつた場合」に、「財産を基礎を「財産に係る課税価格を基礎」に改める。

第六十一条中「相続人又は受遺者」を「当該被相続人から相続又は遺贈に因り財産を取得した者」に改める。第六十五条第一項中「遺贈若しくは包括遺贈」を「若しくは遺贈」に、「遺贈又は包括遺贈」を「又は遺贈」に改める。

第六十六条第一項中「遺贈又は包括遺贈」を「又は遺贈」に改め、「又は遺贈」及び「又は遺贈者」を削り、同条第四項中「遺贈又は包括遺贈」を「又は遺贈」に、「遺贈者又は包括遺贈者」を「又は遺贈者」に改める。附則第三項中「相続に因り」を「相続又は遺贈に因り」に改める。

附 則

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の相続税法(以下「新法」といふ。)の規定は、この附則に特別の定めのあるものを除くほか、昭和三十三年一月一日以後に相続若しくは遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下次項及び附則第六項において同じ。)により取得した財産に係る相続税又は同日以後に贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。)により取得した財産に係る贈与税から適用し、同日前に相続(包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈を含む。以下附則第四項及び附則第七項において同じ。)により取得した財産に係る相続税又は同日前に贈与若しくは遺贈(包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈を除く。以下附則第八項において同じ。)により取得した財産に係る贈与税については、なお従前の例による。

3 この法律の施行後昭和三十五年十二月三十一日までに相続又は遺贈により財産を取得した者については、新法第十九条の規定の適用については、同条中「当該相続の開始前三年以内」とあるのは、昭和三十四年十二月三十一日までに当該財産を取得した者にあつては「当該相続の開始前二年以内」と、昭和三十五年中に当該財産を取得した者にあつては「昭和三十三年一月一日から当該相続の開始の日まで」とする。

4 新法第十九条の三第一項の規定に該当する者が昭和三十三年十二月三十一日までに開始した相続により取得した財産につきこの法律による改正前の相続税法(以下「旧法」といふ。)の規定による未成年者控除を受けたことがある者である場合においては、その者又はその扶養義務者が同条第一項又は第二項の規定による控除を受けることができる金額は、旧法の規定によりその者が未成年者控除を受けることができた金額(二回以上旧法の規定による未成年者控除を受けた場合には、最初に相続により財産を取得した際に未成年者控除を受けたことができた金額)から既に旧法の規定による未成年者控除を受けた金額の合計額を控除した金額の百分の五十に相当する金額に達するまでの金額とする。

5 新法第二十一条の六の規定は、昭和三十四年分以後の贈与税から適用するものとし、同年分の贈与税については、同条各号列記以外の部分中「その年」とあるのは「昭和三十四年」と、「その前年又は前前年」とあるのは「昭和三十三年」と、同条第一号中「その年以前三年以内」とあるのは「昭和三十三年及び昭和三十四年」と、同条第二号中「その年の前年又は前前年」とあるのは「昭和三十三年」と、「当該各年」とあるのは「同年」と、「それぞれ当該各年分」とあるのは「同年分」と、同号ロ中「その年」とあるのは「昭和三十四年」とする。

6 昭和三十三年一月一日以後この法律の施行前に相続又は遺贈により財産を取得した者又はその相続人が当該期間内にその相続の開始

があつたことを知つた場合において、その者が新法第二十七條の規定の適用を受ける者であるときは、その者についての同条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「その相続の開始があつたことを知つた日の翌日」とあるのは、「相続税法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第二十号）の施行の日」とする。

7 前項に規定する期間内に開始した相続に係る被相続人から相続により財産を取得した者又はその相続人がこの法律の施行の日までに旧法第二十七條の規定による申告書を提出している場合においては、当該申告書は、新法第二十七條の規定による申告書とみなす。この場合において、当該申告書に係る相続税額が当該財産の価額につき新法第二章第一節の規定を適用して算出した相続税額に比し過大となるときは、その者は、この法律の施行の日から六月以内に、新法第三十二條第一項の規定による更正の請求をすることができる。

8 前二項の規定は、昭和三十三年一月一日以後この法律の施行前に贈与又は遺贈により財産を取得した者で当該期間内において死亡したものの相続人が当該期間内にその相続の開始があつたことを知り、かつ、その者が新法第二十八條第二項において準用する新法第二十七條第二項の規定の適用を受ける者である場合について準用する。この場合において、附則第六項中「同条」とあるのは「新法第二十七條第二項」と、「同条第一

項及び第二項」とあるのは「同項」と、前項中「開始した相続に係る被相続人から相続により財産を取得した者又はその相続人」とあるのは「贈与又は遺贈により財産を取得した者で当該期間内において死亡したものの相続人」と、「旧法第二十七條」とあるのは「旧法第二十八條第三項において準用する旧法第二十七條第二項」と、「相続税額」とあるのは「贈与税額」と、「第一節」とあるのは「第二節」とそれぞれ読み替へるものとする。

9 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第五條の二第一項中「贈与に因りて」を「贈与（相続人に対する贈与で被相続人たる贈与者の死亡に因り効力を生ずるものを除く。）に因りて」に改める。

第十條第四項中「又は被相続人からの遺贈に因りて」を「被相続人からの遺贈又は被相続人たる贈与者からの贈与でその死亡に因り効力を生ずるものに因りて」に改める。

第十條第四項中「又は被相続人からの遺贈に因りて」を「被相続人からの遺贈又は被相続人たる贈与者からの贈与でその死亡に因り効力を生ずるものを除く。）に因りて」に改める。

10 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第四條中「遺贈又は贈与」を「若しくは遺贈（贈与者の死亡に因り効力を生ずる贈与を含む。以下第六條第一項において同じ。）又は贈与（贈与者の死亡に因り効力を生ずるものを除く。）に改める。

11 日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律（昭和二十九年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第三條中「（被相続人からの遺贈及び扶養義務者からの包括遺贈を）又は遺贈（贈与者の死亡に因り効力を生ずる贈与に、財産を取得した者が）を財産取得した者で当該相続又は遺贈に係る被相続人の同法第十五條第二項に規定する相続人に該当するものに、十八歳を二十歳に改め、相続に係る（及び（包括遺贈者を含む。）を削り、第十六條を「第十九條の三に、二万円を二万円に、当該相続に因りて」を「当該相続又は遺贈に因りて」に改める。

生ずる贈与を除く。以下第六條第二項において同じ。」に改める。

第六條第一項中「包括遺贈又は被相続人からの相続人に対する遺贈」を「又は遺贈」に改め、同条第二項中「又は遺贈（包括遺贈及び被相続人からの相続人に対する遺贈を除く。）を削る。

第八條及び第九條中「相続税」の下に「贈与税を加える。

第六十九條第一項中「（包括遺贈及び相続人に対する遺贈に限る。）を（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項及び次条第一項において同じ。）に改める。

「審査報告書は都合により追録に掲載」

日本開発銀行法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十三年四月二十二日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野 鶴平殿

日本開発銀行法の一部を改正する法律案

日本開発銀行法の一部を改正する法律案

日本開発銀行法（昭和二十六年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第十八條の二を次のように改める。

第三十四條中「贈与の目的とした場合」と「贈与（相続人に対する贈与で被相続人たる贈与者の死亡により効力を生ずるものを除く。以下第三十九條までにおいて同じ。）の目的とした場合」に改める。

第六十九條第一項中「（包括遺贈及び相続人に対する遺贈に限る。）を（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項及び次条第一項において同じ。）に改める。

「審査報告書は都合により追録に掲載」

日本開発銀行法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十三年四月二十二日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野 鶴平殿

日本開発銀行法の一部を改正する法律案

日本開発銀行法の一部を改正する法律案

日本開発銀行法（昭和二十六年法律第八号）の一部を次のように改正する。

第十八條の二を次のように改める。

（借入金の限度額等）

第十八條の二 第三十七條第一項の規定による借入金の額は、第四條第一項に規定する資本金及び第三十六條第一項に規定する準備金の額の合計額の二倍に相当する額をこえることとなつてはならない。

2 前条第一項第一号から第三号までの規定により行つた資金の貸付及び社債の応募並びに譲受に係る債権の現在額並びに同項第四号の規定により行つた保証に係る債務の現在額の合計額は、第四條第一項に規定する資本金及び第三十六條第一項に規定する準備金の額並びに前項の規定による借入金の限度額の合計額をこえることとなつてはならない。

第五十一條第五号を次のように改める。

五 第十八條の二第一項の規定に違反して資金の借入をし、又は同条第二項の規定に違反して資金の貸付、社債の応募、債権の譲受若しくは債務の保証をしたとき。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔河野謙三君登壇、拍手〕

○河野謙三君 たいだいま議題となりまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。

まず、相続税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現行相続税は、遺産の分割の状況によつて税額が著しく異なり、また、税負担そのものがなお重い現状にかんがみ、今回、課税方式の変更、課税最低限の引き上げ及び税率の緩和により、中小財産階層の負担を大幅に軽減しようとするものであります。

額、合計額の二倍に相当する額をこえることとなつてはならない。

2 前条第一項第一号から第三号までの規定により行つた資金の貸付及び社債の応募並びに譲受に係る債権の現在額並びに同項第四号の規定により行つた保証に係る債務の現在額の合計額は、第四條第一項に規定する資本金及び第三十六條第一項に規定する準備金の額並びに前項の規定による借入金の限度額の合計額をこえることとなつてはならない。

第五十一條第五号を次のように改める。

五 第十八條の二第一項の規定に違反して資金の借入をし、又は同条第二項の規定に違反して資金の貸付、社債の応募、債権の譲受若しくは債務の保証をしたとき。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

本案内容のおもなる点を申し上げますと、第一点は、現行の遺産取得課税方式を改め、資産の総額から一定の基礎控除を行なった後の価額を、法定相続人が民法の相続分に従って相続するものとした場合の総額を計算し、これを各相続人の実際の取得財産の価額に応じて配分し、各人の相続税額を計算する方式を採用しております。第二点は、基礎控除を大幅に引き上げ、相続税の総額を計算する場合、百五十万円に法定相続人一人につき三十万円を加算した金額としており、また、税率の累進度を緩和しております。第三点は、配偶者控除、未成年者控除を税額控除に改め、配偶者はその税額の二分の一、未成年者は成年に達するまで年一万円ずつ控除されることとしております。第四点は、贈与税について、基礎控除を二十万円に引き上げ、税率の緩和調整をはかっております。

この改正案は、昭和三十三年一月一日以後、相続または贈与の場合について適用せられることとなっております。なお、衆議院において、配偶者控除三分の一を二分の一に改め、施行を公布の日とする修正が行われたのであります。

委員会における審議の詳細につきましては、会議録によって御承知を願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、日本開発銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における日本開発銀行の業務状況、国際復興開発銀行よりの外貨借款の増大等を考慮いたしまして、

て、業務の円滑な運営をはかるため、借入金限度額を自己資本の二倍とし、貸付と債務保証の合計額は、自己資本と借入金の限度額の合計額をこえないこととしたこととするものであります。

委員会における審議の詳細につきましては、会議録によって御承知を願いたいと存じます。

質疑を終了し、討論、採決の結果、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○副議長(寺尾豊君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

○副議長(寺尾豊君) 過半数と認めます。よって両案は可決せられました。

○副議長(寺尾豊君) 日程第五、日本電信電話公社法の一部を改正する法律案

日程第六、お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上、両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○副議長(寺尾豊君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長宮田重文君。

日本電信電話公社法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月二十二日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 松野鶴平殿

〔は衆議院修正〕
日本電信電話公社法の一部を改正する法律案

日本電信電話公社法の一部を改正する法律案

日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)の一部を次のように改正する。

第十条に次の一項を加える。

3 経営委員会は、必要と認める事項について、監事に監査を命ずることが出来る。

第十九条中「及び理事五人以上十人以下」を、「理事五人以上十人以下及び監事二人」に改める。

第二十条に次の一項を加える。

5 監事は、公社の業務を監査し、その監査の結果を経営委員会に報告する。

第二十一条中第五項を第六項とし、同条第四項中「二年とする。」を「二年とし、監事の任期は、三年とする。」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 監事は、経営委員会が通信大臣の認可を受けて任命する。

3 経営委員会は、理事が第十二条第三項第一号から第四号までの一に該当するに至つたときは、これを罷免しなければならない。

第二十四条に次の一項を加える。

4 経営委員会は、監事が第十五条各号の一に該当するときは、その他監事が監事たるに適しないと認めるときは、通信大臣の認可を受け、これを罷免することが出来る。

第二十六条中「副総裁又は理事」を「監事」に改める。

第五十八条第一項中「作成し、」の下に「これに監事の監査報告書を添え、」を加え、「二月以内」を「二月以内」に改める。

第七十六条に次の一項を加える。

13 通信大臣は、経営委員会に対して、公社の監督上特に必要があると認める事項について、監事に監査をさせ、及びその結果を報告すべきことを命ずることが出来る。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月二十三日
衆議院議長 益谷 秀次
参議院議長 松野鶴平殿

〔小字及び〕は衆議院修正
お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律の一部を改正する法律案

お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律(昭和二十四年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律

第一条の前に見出しとして「(お年玉つき郵便葉書の発行)」を附する。

第二条中「左に掲げる事項」を「次に掲げる事項」に改める。

第三条の前に見出しとして「(お年玉の交付等)」を附する。

第五条を次のように改める。

(寄附金つき郵便葉書等の発行)
第五条 通信省は、寄附金を郵便に關する料金に算した額の郵便葉書(お年玉つき郵便葉書を含む)又は郵便切手(以下「寄附金つき郵便葉書等」と総称する)を発行することができる。

2 前項の寄附金は、社会福祉の増進を目的とする事業を行う団体、風水害、震災等非常災害による被災者の救助を行う団体、がん、結核、小児まひその他特殊な疾病の

學術的研究及び治療を行う団体又は原子爆弾の被害者に対する治療

は、その購入によつて、寄附金つき郵便葉書等に表示されている額の寄附金を、当該寄附金つき郵便葉書等につき前条第四項の規定により告示された寄附目的をもつて、郵便募金管理会に寄附したものと

3 前項の団体は、第一項の規定により寄附金つき郵便葉書等を発行するつど、その発行前に、通信大臣が政令で定めるところにより指定するものとする。

2 郵便局は、前項の寄附金(以下「寄附金」といふ)を遅滞なく郵便募金管理会に送付するものとする。

4 通信大臣は、第一項の規定により発行する寄附金つき郵便葉書等につき、その発行前に、次に掲げる事項を告示しなければならない。ただし、当該寄附金つき郵便葉書等が、寄附金つきのお年玉つき郵便葉書である場合には、当該お年玉つき郵便葉書に係る第二条の規定による告示の際、同条各号に掲げる事項のほか、第一号、第四号及び第五号に掲げる事項を告示すれば足りる。

3 郵便募金管理会は、前項の規定により寄附金の送付を受けたときは、当該寄附金つき郵便葉書等の発行及び売さばき並びに寄附金の送付のため通信省において特に要した費用を通信省に納付しなければならない。

2 発行の敷

4 前項の費用の額は、通信省と郵便募金管理会との協議によつて定める。

三 売さばき期間

(配分金額の決定等)

五 寄附金の配分を受ける第二項の団体の名称

第七條 通信大臣は、第五條第一項の規定により寄附金つき郵便葉書等を発行したときは、当該寄附金つき郵便葉書等に係る売さばき期間が経過した後、当該寄附金つき郵便葉書等につき同条第四項の規定により告示した同項第五号の団体(以下「配分団体」といふ)ごとに、当該団体に対する寄附金の配分額を決定するものとする。

5 寄附金つき郵便葉書等には、寄附金の額を明確に表示しなければならない。

第九條 郵便募金管理会は、配分団体から前条の規定による申入を受けたときは、遅滞なく、その申入に基づき、当該配分団体を相手方として配分金交付契約を締結しなければならない。

第五條の次に次の三十二条を加える。

第十條 配分金交付契約において、通信大臣の定めるところにより、配分金の交付、配分金の使用、配分金の使途について郵便募金管理会の行方監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項を約定するものとする。

第六條 郵便局、簡易郵便局又は郵便切手類売さばき所において寄附金つき郵便葉書等を購入した者

第十一條 郵便募金管理会(以下「管理会」といふ)は、寄附金の出納及び配分金の使途の適正を図ることを目的として設立される法人とする。

第六條 郵便局、簡易郵便局又は郵便切手類売さばき所において寄附金つき郵便葉書等を購入した者

第十二條 管理会は、事務所を東京都に置く。

第六條 郵便局、簡易郵便局又は郵便切手類売さばき所において寄附金つき郵便葉書等を購入した者

第十三條 管理会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

第六條 郵便局、簡易郵便局又は郵便切手類売さばき所において寄附金つき郵便葉書等を購入した者

第十四條 管理会でない者は、郵便募金管理会という名称を用いてはならない。

に係る寄附金(以下「配分金」といふ)の使途の適正を確保するため当該配分団体が守らなければならない事項を定めることができる。

2 通信大臣は、前項の監査に係る約定事項に関し同項の規定による定めをしようとするときは、当該配分金に係る事業を所管する大臣と協議しなければならない。

第十七條 理事長は、管理会を代表し、その業務を総理する。

3 通信大臣は、第一項の規定による決定をし、又は前項に規定する事項を定めるには、あらかじめ当該寄附金つき郵便葉書等の寄附目的に係る事業を所管する大臣と協議し、かつ、郵政審議会にはからなければならない。

第十四條 管理会でない者は、郵便募金管理会という名称を用いてはならない。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して管理会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 通信大臣は、第一項の規定による決定をしたときは、遅滞なく、配分団体ごとの配分金の額を公示するとともに、その額及び第二項に規定する事項を定めた場合にあってはその事項を配分団体及び郵便募金管理会に通知しなければならない。

第十五條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條(法人の不法行為能力)及び第五十條(法人の住所)の規定は、管理会に準用する。

3 監事は、管理会の業務を監査する。

(配分金交付契約)

第十六條 管理会に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

第十八條 役員は、通信大臣が任命する。

第九條 郵便募金管理会は、配分団体から前条の規定による申入を受けたときは、遅滞なく、その申入に基づき、当該配分団体を相手方として配分金交付契約を締結すべし旨を申し入れることができる。

第十七條 理事長は、管理会を代表し、その業務を総理する。

2 役員は、再任されることができない。

第十條 配分金交付契約において、通信大臣の定めるところにより、配分金の交付、配分金の使用、配分金の使途について郵便募金管理会の行方監査及び当該監査の結果に基づく配分金の返還に関し必要な事項を約定するものとする。

第十八條 役員は、通信大臣が任命する。

2 役員は、再任されることができない。

第十一條 郵便募金管理会(以下「管理会」といふ)は、寄附金の出納及び配分金の使途の適正を図ることを目的として設立される法人とする。

第十九條 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 國務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長

第十二條 管理会は、事務所を東京都に置く。

第二十條 通信大臣は、役員が前条各号の一に該当するに至つたときは、その役員を解任しなければならない。

二 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

第十三條 管理会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

第二十一條 通信大臣は、役員が前条各号の一に該当するときは、その役員を解任することができる。

三 政党的役員

第十四條 管理会でない者は、郵便募金管理会という名称を用いてはならない。

第二十二條 通信大臣は、役員が前条各号の一に該当するときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

第十五條 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四條(法人の不法行為能力)及び第五十條(法人の住所)の規定は、管理会に準用する。

第二十三條 通信大臣は、役員が前条各号の一に該当するときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

第十六條 管理会に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

第二十四條 通信大臣は、役員が前条各号の一に該当するときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

(役員兼職禁止)

第二十一条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、通信大臣が役員としての職務の執行に支障がないものと認めて許可したときは、この限りでない。

(代表権の制限)

第二十二条 管理会と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が管理会を代表する。

(役員及び職員地位)

第二十三条 管理会の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務)

第二十四条 管理会は、第十一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 寄附金の受入及び保管
- 二 配分金の交付及び配分金に係る返還金の受入
- 三 交付に係る配分金の使途についての監査

四 前三号の業務に附帯する義務(業務方法書)

第二十五条 管理会は、業務開始の際、業務方法書を定め、通信大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、寄附金の受入の手続、保管の方法、配分金の交付及び配分金に係る返還金の受入の手続、監査の方法及び手続、公示の方法その他管理会の業務の執行に必要事項を記載しなければならない。

(監査結果の報告)

第二十六条 管理会は、配分団体に対し配分金の使途についての監査を行つたときは、遅滞なく、その監査の結果を通信大臣及び当該配分金に係る事業を所管する大臣に報告しなければならない。

(事業年度)

第二十七条 管理会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

2 管理会は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(事業計画等)

第二十八条 管理会は、毎事業年度、事業計画並びに収入及び支出の予算を作成し、事業年度の開始前に通信大臣の認可を受けなければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(事業報告書等)

第二十九条 管理会は、毎事業年度、事業報告書を作成し、これに当該事業年度の決算報告書を添え、監事の意見をつけて、決算完結後一月以内に通信大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 管理会は、前項の承認を受けたときは、遅滞なく、事業報告書の概要を公示するとともに、事業報告

書とその事業所に備えて置かなければならない。

(余裕金の運用)

第三十条 管理会は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 郵便貯金又は銀行若しくは通信大臣の指定するその他の金融機関への預金
- 二 国債その他の有価証券で通信大臣の指定するものの取得

(業務の執行に要する費用)

第三十一条 管理会は、通信大臣の認可を受けて、寄附金の一部をその業務の執行に要する費用に充てることができる。

2 前項の規定により管理会がその業務の執行に要する費用に充てることができる額は、寄附金の額の百分の二をこえることができない。

(監督)

第三十二条 管理会は、通信大臣が監督する。

2 通信大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、管理会に対して、その業務に關し、監督上必要な命令をすることができ。

(報告及び検査)

第三十三条 通信大臣は、必要があると認めるときは、管理会に対して業務の状況に關し報告をさせ、又はその職員に管理会の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示

す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(解散)

第三十四条 管理会の解散については、別に法律で定める。

(罰則)

第三十五条 第三十三条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした管理会の役員又は職員を三万円以下の罰金に処する。

第三十六条 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした管理会の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

- 一 第九条の規定に違反して配分金交付契約を締結せず、又は第十条第一項の規定に違反して配分金交付契約を締結したとき。
- 二 この法律の規定により通信大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

三 第十三条第一項の規定に違反して、登記をすることを怠つたとき。

四 第二十四条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

五 第二十六条の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 第二十九条第二項の規定に違反して事業報告書の概要を公示

せず、又は事業報告書を備えて置かなかつたとき。

七 第三十条の規定に違反して、業務上の余裕金を運用したとき。

八 第三十二条第二項の規定による通信大臣の命令に違反したとき。

第三十七条 第十四条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(郵便募金管理会の設立)

2 通信大臣は、お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律(以下「新法」という。)第十八条第一項の例により、郵便募金管理会(以下「管理会」という。)の理事長、理事又は監事となるべき者を指名する。

3 前項の規定により指名された理事長、理事又は監事となるべき者は、管理会の成立の時に於いて、新法の規定により、それぞれ、理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

4 通信大臣は、設立委員を命じて、管理会の設立に關する事務を処理させる。

5 設立委員は、管理会の設立の準備を完了したときは、その旨を通信大臣に届け出るとともに、その事務を附則第二項の規定により指

名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

6 附則第二項の規定により指名された理事長となるべき者は、前項の事務の引継を受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

7 管理会は、設立の登記をするこ

とによつて成立する。

8 新法第十四条の規定は、この法律の施行の際現に郵便基金管理会という名称を使用している者については、この法律の施行後六月間は、適用しない。

9 管理会の最初の事業年度は、新法第二十七条第一項の規定にかかわらず、その成立の日が始まり、昭和三十四年三月三十一日に終るものとする。

10 管理会の最初の事業年度の事業計画並びに収入及び支出の予算については、新法第二十八条中「事業年度の開始前」とあるのは、「管理会の成立後遅滞なく」とする。

11 郵政省の省名が通信省に改められるまでの間、新法中「通信大臣」とあるのは「郵政大臣」と、「通信省」とあるのは「郵政省」とし、この法律の附則第二項、第四項及び第五項中「通信大臣」とあるのは「郵政大臣」とする。

(登録税法の一部改正)

11¹² 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「日本赤十字社」の下に、「郵便基金管理会」を、「日本赤十字社」の下に、「お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便

便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律」を加える。

(所得税法の一部改正)

11²³ 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第八号中「社会福祉法人」の下に、「郵便基金管理会」を加える。

(法人税法の一部改正)

11³⁴ 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「社会福祉法人」の下に、「郵便基金管理会」を加える。

(地方税法の一部改正)

11⁴⁵ 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第一号中「社会福祉法人」の下に、「郵便基金管理会」を加える。

(宮田重文君登壇、拍手)

○宮田重文君 たいだいま議題となりました二法案につきまして、通信委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、日本電信電話公社法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、日本電信電話公社の監査機能を確立するため、経営委員会のもとに執行系統から独立した監査機能を有する監事制度を設けることとし、これに伴う所要の改正をいたそうとするものであります。

次に、本案のおもなる内容について申し上げますと、公社に、任期三年の監事二名を置くこと、監事の任免は経営委員会が行うこと、監事は公社の業務を監査し、その結果を経営委員会に報告すること及び財務諸表に添付すべき監査報告書を作成すること等であり

ます。通信委員会におきましては、郵政省及び日本電信電話公社各当局につき詳細にわたる質疑を行い、慎重審議をいたしたのであります。その詳細は会議録によつて御了承を願いたいと存じます。

かくて質疑を終了し、討論に入りましたところ、別段の発言もなく、直ちに採決の結果、全会一致をもって、本案は衆議院送付案の通り可決すべきものと決定した次第であります。

次に、お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

現行法は、昭和二十四年に制定せられたものであります。当時は終戦後日浅く、社会情勢はいまだ不安定しておらず、郵政省は、郵付金額にして、多くを望み得ない状況でありましたが、その後、社会情勢の安定に伴い、寄付金額も逐年増大して参り、現行のままで、手続的にも制度的にも不十分の点があるので、必要なる改正を加え、寄付金の万全なる管理と適正なる配分をなそうとするものであります。

改正案の要点について申し上げますと、第一点は、寄付金を配分する対象の範囲を拡張して、風水害、震災等の救助団体、ガン、結核、小児麻痺等の学術的研究と治療を行う団体、原爆被

災者に対する治療その他の援助を行う団体及び郵政職員保健もしくは保養を目的とする事業を行う団体にも配分することができるとし、第二点は、寄付金つき郵便はがきの発行に際しては、あらかじめ寄付目的及び配分団体を決定し、その発行前に寄付目的、発行枚数その他必要事項を告示する等、その手続を整備しようとするものであります。

第三点は、寄付金配分額の決定に当たっては、団体の事業を所管する大臣と協議を要することとし、また、配分額は公示することとしたこととあります。第四点は、郵政大臣は寄付金の配分を受ける団体の事業を所管する大臣と協議し、かつ郵政審議会にはかつて、当該団体の守るべき準則を定めることができることとし、第五点は、寄付金を管理するため、郵政大臣の監督のもとに郵便基金管理会と称する特殊法人を設立し、寄付金の受け入れ、保管、交付及び寄付金の使途監査等を行わせようとするものであります。

通信委員会におきましては、郵政省当局に対し詳細にわたる質疑を行い、慎重審議をいたしたのであります。その詳細は会議録によつて御了承を願いたいと存じます。

かくして質疑を終了し、討論に入りましたところ、奥委員より、緑風会を代表して、次のような修正の動議が提出されました。

お年玉つき郵便葉書等の発売に關する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

お年玉つき郵便葉書等の発売に關する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

お年玉つき郵便葉書等の発売に關する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

お年玉つき郵便葉書等の発売に關する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第五条の改正規定のうち同条第二項中、「原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う団体又は通信省の職員の保健若しくは保養を目的とする事業を行う団体」と又は原子爆弾の被爆者に対する治療その他の援助を行う団体」に改める。

第五条の次に三十二条を加える改正規定のうち第七条第一項後段を削る。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(寺尾豊君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

まず、日本電信電話公社法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

○副議長(寺尾豊君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○副議長(寺尾豊君) 次に、お年玉つき郵便葉書等の発売に關する法律の一部を改正する法律案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございます。

○副議長(寺尾豊君) 次に、お年玉つき郵便葉書等の発売に關する法律の一部を改正する法律案全部を問題に供します。委員長の報告は修正議決報告でございます。

委員長報告の通り修正議決すること
に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(寺尾豊君) 総員起立と認め
ます。よつて本案は、全会一致をもつ
て委員会修正通り議決せられました。

○副議長(寺尾豊君) 日程第七、法務
省設置法の一部を改正する法律案

日程第八、農林省設置法の一部を改
正する法律案

日程第九、厚生省設置法の一部を改
正する法律案

日程第十、運輸省設置法の一部を改
正する法律案

日程第十一、国家公務員共済組合法
の長期給付に関する施行法案

日程第十二、防衛庁設置法の一部を
改正する法律案

日程第十三、自衛隊法の一部を改正
する法律案(いずれも内閣提出、衆議
院送付)

以上、七案を一括して議題とするこ
とに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と答へる者あり

○副議長(寺尾豊君) 御異議ないと認
めます。

まず、委員長の報告を求めます。内
閣委員長藤田進君。

〔審査報告書は都合により追録に
掲載〕

法務省設置法の一部を改正する法
律案

右の内閣提出案は本院においてこれ
を修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付
する。

昭和三十三年四月二十二日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野鶴平殿

〔小字及び一は衆議院修正〕

法務省設置法の一部を改正する法
律案

法務省設置法(昭和二十二年法律
第九十三号)の一部を次のように
改正する。

第三条第二項中「経理部」の下に
「及び司法法制調査部」を加える。

第五条第一項第十七号中「他の部
局」を「司法制度に関する法令案及び
他の部局」に改め、同項に次の二号
を加える。

二十 法制審議会に関する事項

二十一 国立国会図書館支部法務
図書館に関する事項

第五条に次の一項を加える。

司法法制調査部においては、第
一項第十七号から第二十一号まで
の事務を掌る。

第八条第二号中「及び少年鑑別所」
を「少年鑑別所及び婦人補導院」に
改める。

第十一条の四第三項中「内部組織」
の下に「並びに支所の名称、位置及
び内部組織」を加え、同条第二項の
次に次の一項を加える。

法務大臣は、必要があると認め
るときは、法務研修所の支所を置
くことができる。

第十三条の十六を第十三条の十七
とし、第十三条の十一から第十三条
の十五までを一条ずつ繰り下げ、第
十三条の十第二項中「別表十」を「別
表十一」に、「別表十一」の通りとす
る」を法務省令で定めるに改め、
同条を第十三条の十一とし、第十三
条の九第二項中「別表九」を「別表十」
に改め、同条を第十三条の十とし、
第十三条の八第二項中「別表七」を
「別表八」に改め、同条第五項中「別
表八」を「別表九」に改め、同条を第
十三条の九とし、第十三条の七を第
十三条の八とし、第十三条の六を第
十三条の七とし、第十三条の五第一
項中「及び少年鑑別所」を「少年鑑
別所及び婦人補導院」に改め、同条
第二項中「別表六」を「別表七」に改
め、同条を第十三条の六とし、第十
三条の四の次に次の一項を加える。

第十三条の五 法務大臣の管理の下
に、婦人補導院法(昭和三十三年
法律第 号)第一条の規定によ
る婦人補導院を置く。

婦人補導院の名称及び位置は、
別表六の通りとする。

法務大臣は、必要があると認め
るときは、婦人補導院の分院を置
くことができる。

婦人補導院の内部組織並びに分
院の名称、位置及び内部組織は、
法務省令で定める。

第十七条中「第十三条の十六」を
「第十三条の十七」に改める。

別表四東京拘置所の項中「東京都
葛飾区」を「東京都豊島区」に改め
る。

別表十一を削り、別表十を別表十
一とし、別表六から別表九までを一
表ずつ繰り下げ、別表五の次に次の
一表を加える。

表十一に、「別表十一の通りとす
る」を法務省令で定めるに改め、
同条を第十三条の十一とし、第十三
条の九第二項中「別表九」を「別表十」
に改め、同条を第十三条の十とし、
第十三条の八第二項中「別表七」を
「別表八」に改め、同条第五項中「別
表八」を「別表九」に改め、同条を第
十三条の九とし、第十三条の七を第
十三条の八とし、第十三条の六を第
十三条の七とし、第十三条の五第一
項中「及び少年鑑別所」を「少年鑑
別所及び婦人補導院」に改め、同条
第二項中「別表六」を「別表七」に改
め、同条を第十三条の六とし、第十
三条の四の次に次の一項を加える。

第十三条の五 法務大臣の管理の下
に、婦人補導院法(昭和三十三年
法律第 号)第一条の規定によ
る婦人補導院を置く。

婦人補導院の名称及び位置は、
別表六の通りとする。

法務大臣は、必要があると認め
るときは、婦人補導院の分院を置
くことができる。

婦人補導院の内部組織並びに分
院の名称、位置及び内部組織は、
法務省令で定める。

第十七条中「第十三条の十六」を
「第十三条の十七」に改める。

別表四東京拘置所の項中「東京都
葛飾区」を「東京都豊島区」に改め
る。

別表十一を削り、別表十を別表十
一とし、別表六から別表九までを一
表ずつ繰り下げ、別表五の次に次の
一表を加える。

(別表) 六

名 称	位 置
東京婦人補導院	東京都府中市
大阪婦人補導院	堺 市
福岡婦人補導院	福岡市

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日
から起算して、昭和三十三年四月
一日から施行する。

2 地方自治法(昭和二十二年法律
第六十七号)の一部を次のように
改正する。

第百五十六條第七項中「懲戒機
関の下に、入国管理事務所の出
張所」を加える。

(出入国管理令の一部改正)

出入国管理令(昭和二十六年政
令第三百十九号)の一部を次のよ
うに改正する。

第二条第十五号中「第十三条の
九」を「第十三条の十」に改める。

〔審査報告書は都合により追録に
掲載〕

農林省設置法の一部を改正する法
律案

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

よつて国会法第八十三条により送付
する。

農林省設置法の一部を改正する法
律案

農林省設置法(昭和二十四年法律
第五十三号)の一部を次のように
改正する。

第十條第一項第五号の六の次に次
の一号を加える。

五の七 農村建設青年隊事業に関
すること。

第二十五條第一項中「農林畜水産
物、飲食料品及び油脂の検査」を「輸
出に係る農林畜水産物、飲食料品及
び油脂の検査を行い、並びに農林省
の所掌事務に係る指定貨物について
の指定検査機関の行う検査の指導監
督」に改める。

第三十三條第一項に次の一号を加
える。

八 家畜、家きん及びみつばちの
飼養管理及び改良増殖並びに草
地の改良に関する調査研究

第四十七條中「三部」を「四部」に、
「総務部」を「経理部」に改める。

第四十八條中第七号を削り、第六
号を第七号とし、第五号の二を第六
号とし、同条の次に次の一条を加える。

(経理部の事務)

第四十八條の二 経理部において
は、左の事務をつかさどる。

一 食糧庁の所掌事務に係る一般
会計及び食糧管理特別会計につ
いての経費及び収入の予算、決
算及び会計並びに会計の監査に
関すること。

二 前号に規定する一般会計及び
特別会計に係る行政財産及び物
品を管理すること。

二十九 倉庫業に關し、許可し、認可し、又は必要な命令をすること。

第四條第一項第四十四号の十一を次のように改める。

四十四の十一 観光事業を助成すること。

第六條第一項中第四号を削り、第四号の二を第四号とし、第四号の三を第四号の二とする。

第十七條第二項を削る。

第十九條中第二項を削り、第三項を第二項とし、第四項を第三項とし、第五項を第四項とする。

第二十一條に次の二項を加える。

3 海運局に、次長一人を置く。

4 次長は、局長を助け、局務を整理する。

第二十二條第六号を次のように改める。

六 運輸省の所掌事務に關する調査一般に關すること。

第二十二條第六号の次に次の一号を加える。

六の二 運輸省の所掌事務に關する統計の企画、普及及び整理に關すること。

第二十三條第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第二号の二を第二号とし、同項第十号中「海難救助の制度」を「遭難船舶の救護並びに漂流物及び沈没品の処理に關する制度」に改め、同項第十四号の次に次の一号を加える。

十四の二 船舶の航行の安全に關する事務の総合調整に關すること。

第二十三條第二項に次の一号を加え、同條第三項を削る。

四 連合國財産の返還等に關する政令(昭和二十六年政令第六号)の規定による連合國財産である船舶の保全及び返還その他對外關係事務に係る船舶に關すること(他の所掌に關するものを除く)。

第二十四條第二項を削る。

第二十六條第一項第九号及び第十号を次のように改める。

九 倉庫業その他の保管事業に關する許可及び認可に關すること。

十 倉庫業その他の保管事業に關する料金及び寄託約款に關すること。

第二十六條第一項第十号の次に次の一号を加える。

十の二 倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に關すること。

第二十八條第一項第八号の五の次に次の一号を加える。

八の六 駐車場に關すること。

第二十八條第一項中第九号から第十三号までを次のように改め、第十三号の二から第十三号の四までを削る。

九 自動車の登録及び自動車抵当に關すること。

十 道路運送車両の整備及び検査に關すること。

十一 自動車車庫に關すること。

十二 自動車整備士の技能検定その他自動車整備士に關すること。

十三 自動車分解整備事業の認定、優良自動車整備事業者の認定その他自動車の整備事業に關すること。

第二十八條第一項第二十号を第二十四号とし、第十四号から第十九号までを四号ずつ繰り下げ、同項第十三号の次に次の四号を加える。

十四 輕車両及び自動車用代燃裝置の生産並びに輕車両、自動車用代燃裝置及び自動車車庫に關する工業標準に關すること。

十五 道路運送車両その他の道路運送及び通運の用に供する機械器具並びにこれらの使用及び整備に必要な機械器具及び物資の流通及び消費の改善、需給の調査及びあつ旋並びに配分に關すること。

十六 所掌事務に係る指定貨物の輸出検査の基準及び輸出検査に關すること。

十七 前各号に掲げるものの外、道路運送車両の使用及び保安に關すること。

第二十八條第三項中「第八号の五」を「第八号の六」に、「第十三号の四」を「第十七号」に改める。

第二十八條の二第一項第十号を次のように改める。

十 飛行場の設置及び管理(第十一号の二に掲げるものを除く)並びに検査に關すること。

第二十八條の二第一項第十一号中「及び航空保安施設」を削り、同号の次に次の二号を加える。

十一の二 飛行場の建設、改良及び維持に關すること。

十一の三 航空保安施設の設置及び管理並びに航空保安施設の改善のための調査及び研究に關すること。

第二十八條の二第二項第十四号の次に次の一号を加える。

十四の四 航空運送代理店業及び航空運送取扱業に關すること。

第二十八條の二第一項第十五号を次のように改める。

十五 航空機に關する事故の調査に關すること。

第二十八條の二第二項中「第五号から第七号まで、第十三号から第十四号の三まで」を「第十号から第十一号まで、第十三号から第十四号の四まで」に、「同項第二号から第四号まで、第八号から第十二号まで」を「同項第二号から第九号まで、第十一号の二から第十二号まで」に改める。

第二十八條の三第五号を次のように改める。

五 旅行あつ旋業に關すること。

第三十一條第三項中「及び八幡市」を「八幡市及び茨城県那珂郡東海村」に改める。

第四十條第一項第二十一号中「及び臨港倉庫業」を削り、同項第二十二号の次に次の二号を加える。

二十二の二 臨港倉庫業に關する許可及び認可に關すること。

二十二の三 臨港倉庫業の発達、改善及び調整に關すること。

第四十條第二項第二号を次のように改める。

二 連合國財産の返還等に關する政令の規定による連合國財産である船舶の保全及び返還その他對外關係事務に係る船舶に關すること。

第五十一條第一項中第十一号から第十四号までを次のように改める。

十一 自動車の登録及び自動車抵当に關すること。

十二 道路運送車両の整備及び検査に關すること。

十三 自動車車庫に關すること。

十四 自動車整備士の技能検定その他自動車整備士に關すること。

第五十一條第一項第十四号の次に次の二号を加える。

十四の二 自動車分解整備事業の認定、優良自動車整備事業者の認定その他自動車の整備事業に關すること。

十四の三 前各号に掲げるものの外、道路運送車両の使用及び保安に關すること。

第五十一條第一項第十六号を次のように改める。

十六 倉庫業(臨港倉庫業を除く)に關する許可及び認可に關すること。

第五十一條第一項第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二 倉庫業(臨港倉庫業を除く)の発達、改善及び調整に關すること。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

國家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十三年四月二十五日 参議院會議録第二十八号 法務省設置法の一部を改正する法律案外六件

昭和三十三年四月二十二日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野 鶴平殿

(小字は衆議院修正)

国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案

国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法

目次

第一章 総則(第一条—第四条)	第二章 更新組合員に関する一般
第三節 退職給付に関する経過措置	第一節 退職年金の受給資格に
第二節 退職年金の額に関する経過措置(第十一—第十四条)	第三節 退職年金の支給開始年
第四節 退職一時金に関する経過措置(第十八条—第十九条)	第四章 廃疾給付に関する経過措置
第一節 受給資格に関する経過措置(第二十条—第二十一条)	第二節 給付額に関する経過措置(第二十二—第二十六条)
第五章 遺族給付に関する経過措置	

第一節 遺族年金の受給資格に関する経過措置(第二十七—第三十条)	第二節 遺族年金の額に関する経過措置(第三十一—第三十三条)
第三節 遺族一時金に関する経過措置(第三十四—第三十五条)	第六章 特殊の期間又は資格を有する組合員の特例(第三十六—第四十条)
第七章 再就職者に関する経過措置(第四十一—第四十二条)	第八章 長期組合員と短期組合員との交渉(第四十三—第四十四条)
第九章 特殊の組合員に関する経過措置(第四十五—第五十一条)	第十章 雑則(第五十二—第五十八—第五十九条—第六十条)
第十一章 他の法律の一部改正(第五十九—第六十条)	附則
第一章 総則(趣旨)	第一条 この法律は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第号)の長期給付に関する規定の施行に伴う経過措置等に関する必要な事項を定めるものとする。
(定義)	第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 新法 国家公務員共済組合法をいう。
- 二 旧法 新法による改正前の国家公務員共済組合法(昭和二十三年法律第六十九号、新法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた場合及び公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第三十四号)による改正前の日本専売公社法(昭和二十三年法律第二百五十五号)、日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)又は日本電信電話公社法(昭和二十七年法律第二百五十号)その他の法律において準用し、又は適用する場合を含む。)をいう。
- 三 職員組合、連合会加入組合、連合会、長期給付、傷病、公務傷病、公務による廃疾年金、組合職員、連合会役員又は地方職員、それぞれ新法第二条第一項第一号、新法第三条、新法第一項第一号、新法第五十九条第一項、新法第八十一条第一項第一号若しくは第二項、新法第二百二十五条第一項、新法第二百六条第一項又は新法附則第二十条第一項に規定する職員、組合、連合会加入組合、連合会、長期給付、傷病、公務傷病、公務による廃疾年金、組合職員、連合会役員又は地方職員をいう。
- 四 恩給公務員 恩給法(大正十二年法律第四十八号)第十九条に規定する公務員及び他の法令により当該公務員とみなされる者をいう。
- 五 旧長期組合員 旧法の退職給付、廃疾給付及び遺族給付に関する規定の適用を受ける旧法の組合員をいう。
- 六 長期組合員 新法の長期給付に関する規定の適用を受ける組合員をいう。
- 七 更新組合員 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)の前日に職員であつた者で、施行日に長期組合員となり、引き続き長期組合員であるものをいう。
- 八 恩給、普通恩給、一時恩給、増加恩給、傷病年金又は傷病賜金、それぞれ恩給に関する法令の規定による恩給、普通恩給、一時恩給、増加恩給、傷病年金又は傷病賜金をいう。
- 九 増加恩給等 増加恩給及びこれと併給される普通恩給をいう。
- 十 公務扶助料 恩給法(他の法令において準用する場合を含む。以下同じ。)第七十五条第一項第二号の規定による扶助料をいう。
- 十一 警察監獄職員の普通恩給 恩給法第六十三条第一項の規定による警察監獄職員の普通恩給(増加恩給に併給されるものを除く)をいう。
- 十二 旧軍人等の普通恩給 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第五十五号。以下「法律第五十五号」という。)附則第十條第一項第一号(同法附則第十條において準用する場合を含む。)の規定による旧軍人、旧軍人又は旧軍属の普通恩給(増加恩給に併給されるものを除く)をいう。
- 十三 恩給公務員期間 恩給公務員、従前の官内官の恩給規程による官内職員、恩給法第八十四条に掲げる法令の規定により恩給、退職料その他これらに準ずるものを給すべきものとされた公務員その他法令の規定により恩給を給すべきものとされた公務員として在職した期間(法令の規定により恩給を給すべきものとされた公務員として在職するものとみなされる期間及び恩給につき在職年月数に通算される期間を含む)をいう。
- 十四 在職年 恩給に関する法令にいう在職年をいう。
- 十五 旧長期組合員期間 旧長期組合員であつた期間及び旧法又は他の法令の規定により旧法の退職給付、廃疾給付及び遺族給付の基礎となる組合員であつた期間とみなされた期間をいう。
- 十六 控除期間 旧長期組合員期間のうち旧法第九十五条に規定する控除期間をいう。
- 十七 恩給法の俸給年額 恩給法に規定する退職当時の俸給年額の算定の例により算定した俸給年額をいう。
- 十八 旧法の俸給年額 旧法第十九条の規定の例により算定した俸給の十二倍に相当する金額をいう。
- 十九 新法の俸給年額 新法第四十二條第二項から第四項までの規定の例により算定した俸給年額をいう。

二十 恩給法の俸給日額 恩給法の俸給年額の三百六十分の一に相当する金額をいう。

二十一 旧法の俸給日額 旧法第十九条の規定の例により算定した俸給の三十分の二に相当する金額をいう。

二十二 新法の俸給日額 新法第四十二条第二項から第四項までの規定の例により算定した俸給日額をいう。

2 前項第十九号又は第二十二号に掲げる額を算定する場合には、新法第四十二条第二項に規定する掛金の標準となつた俸給には、施行日前の期間に係る俸給は、算入せず、また、同項の組合員期間の月数には、施行日前の期間は、算入しない。

(施行日前に給付事由が生じた給付の取扱)

第三条 施行日前に給付事由が生じた旧法の規定による退職給付、廃疾給付若しくは遺族給付又は旧法第九十条の規定による給付については、この法律に別段の規定があるもののほか、なお従前の例による。

(長期組合員の恩給法上の取扱)

第四条 長期組合員は、恩給公務員に該当する場合においても、恩給に関する法令の規定の適用については、長期組合員である間、恩給公務員として在職しないものとみなす。

第二章 更新組合員に関する一般的経過措置

第五条 更新組合員で施行日の前日

に恩給公務員であつたものは、恩給に関する法令の規定の適用については、同日において退職したものとみなす。

2 更新組合員に係る恩給(その者が恩給に関する法令の規定により遺族として受ける恩給及びその者が施行日前に支払を受けるべきであつた恩給で同日前にその支払を受けなかつたものを除く)を受けける権利は、施行日の前日において消滅するものとする。ただし、次に掲げる権利(第二号に掲げる権利にあつては、これを有する者が施行日から六十日を経過する日以前にその裁定庁に対して同号に規定する普通恩給を受けることを希望しない旨を申し出なかつたものに限る)は、この限りでない。

一 増加恩給等、傷病年金、傷病傷金又は公務扶助料を受ける権利

二 施行日の前日に旧長期組合員であつた者の普通恩給を受ける権利(前号に掲げるものを除く)

3 施行日の前日に恩給公務員であつた更新組合員に係る恩給のうち増加恩給と併給される普通恩給は、その者が更新組合員である間、その支給を停止する。

4 第二項ただし書の申出があつた場合には、その申出をしなかつた者又はその遺族に対して支給する長期給付については、同項第二号に規定する普通恩給の基礎となつた期間は、第七条第一項第一号の期間に該当しないものとみなす。

5 第七条第一項第一号の規定により長期給付の基礎となるべき組合

員期間に算入された恩給公務員期間は、施行日以後に給付事由が生ずる恩給の基礎となるべき在職年に算入しない。

(旧法の退職年金等の受給権の取扱)

第六条 更新組合員に係る旧法の規定による退職年金(その者が施行日前に支払を受けるべきであつた当該退職年金で同日前にその支払を受けなかつたものを除く)を受けける権利は、施行日の前日において消滅するものとする。ただし、同日に恩給公務員であつた者の当該退職年金を受ける権利(これを有する者が施行日から六十日を経過する日以前に組合に対して当該退職年金を受けることを希望する旨を申し出たものに限る)については、この限りでない。

2 更新組合員に係る前項ただし書に規定する退職年金及び旧法の規定による廃疾年金は、その者が更新組合員である間、その支給を停止する。

3 第一項ただし書の申出があつた場合には、その申出をした者又はその遺族に対して支給する長期給付については、同項ただし書に規定する退職年金の基礎となつた期間は、第七条第一項第二号の期間に該当しないものとみなす。

(組合員期間の計算の特例)

第七条 更新組合員の施行日前の次の期間は、新法第三十八条第一項に規定する組合員期間に算入する。

一 恩給公務員期間のうち次の期間を除いた期間。ただし、その期間のうち在職年の計算において加算することとされている年月数(法律第五十五号附則第二十四条第二項又は第三項に規定する加算年のうちこれらの規定により恩給の基礎となるに算入しないこととされている年月数以外の年月数を除く)があるときはその年月数を加算し、半減することとされている年月数があるときはその年月数を半減した後の期間とする。

イ 法律第五十五号附則第二十四条の規定により恩給の基礎となるに算入しないこととされている恩給公務員期間

ロ 在職年の計算において除算することとされている恩給公務員期間

ハ 増加恩給等を受ける権利を有する者の恩給公務員期間

ニ 更新組合員又は更新組合員であつた者の遺族が公務扶助料を受ける権利を有する場合における当該更新組合員又は更新組合員であつた者の恩給公務員期間

二 旧法の規定による退職年金(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)第二十四条の規定により退職年金とみなされた年金を含む。以下同じ)を受ける権利の基礎となつて居る旧長期組合員期間

員期間で施行日の前日まで引き続いているもの

四 前二号の期間以外の旧長期組合員期間

五 職員(国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の施行前におけるこれに相当する者及び国以外の法人に勤務する者で恩給公務員又は旧長期組合員に該当するものを含む。以下第九条において同じ)であつた期間で施行日の前日まで引き続いているもの(恩給公務員期間及び前三号の期間を除く)

2 前項第二号から第四号までの期間のうち同項第一号本文の期間と重複する期間があるときは、それぞれその重複する期間を除いた期間を同項第二号から第四号までの期間とする。

第三章 退職給付に関する経過措置

第一節 退職年金の受給資格に関する経過措置

(恩給公務員であつた更新組合員の特例)

第八条 組合員期間(前条の規定を適用して算定した新法第三十八条第一項に規定する組合員期間をいう。第五十条第一項を除き、以下同じ)が二十年未満である更新組合員で施行日の前日に恩給公務員であつたものが退職(新法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。以下同じ)をした場合において、その者の施行日の前日の在職年の年月数と施行日以後の組合員期間

の年月数とを合算した年月数が次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に掲げる年数以上であるとときは、その者に退職年金を支給し、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

- 一 施行日前の在職年が十一年以上である者 十七年
- 二 施行日前の在職年が五年以上十一年未満である者 十八年
- 三 施行日前の在職年が五年未満である者 十九年

(特殊の期間の通算)

第九条 新法第七十六条又は前条の規定に該当しない更新組合員が退職した場合において、組合員期間に次の期間を算入するものとならば、その期間が二十年以上となるときは、その者に退職年金を支給し、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

- 一 職員であつた期間のうち、恩給公務員期間及び第七条第一項第二号から第五号までの期間を除いた期間
- 二 昭和二十年八月十五日において旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法第一条に規定する旧陸軍共済組合、旧海軍共済組合又は外地関係共済組合の組合員であつた者で昭和二十三年六月三十日まで職員となり、その後施行日まで引き続き職員であるものこのこれらの共済組合の組合員であつた期間で昭和二十年八月十五日まで引き続いていゝもののうち、恩給公務員期間及び第七条

第一項第二号から第五号までの期間を除いた期間

- 三 地方鉄道会社(公共企業体職員等共済組合法附則第十一条第三項に規定する地方鉄道会社をいう)に勤務していた者で当該会社所属の鉄道の買収に際して国に引き継がれ、その後施行日まで引き続き職員であるものの当該会社に勤務していた期間で買収の時まで引き続いていゝもののうち恩給公務員期間を除いた期間
- 四 国際電気通信株式会社、日本電信電話工事株式会社又は日本電話設備株式会社(又は日本電話設備株式会社に勤務していた者でこれらの会社の買収に際して国に引き継がれ、その後施行日まで引き続き職員であるものこのこれらの会社に勤務していた期間で買収の時まで引き続いていゝもののうち恩給公務員期間を除いた期間

(警察監獄職員の普通恩給等の受給権を有すべき者の特例)

第十条 更新組合員が退職した場合において、第五条第二項本文の規定を適用しないものとならば、警察監獄職員の普通恩給又は旧軍人等の普通恩給を受ける権利を有することとなるときは、その者に退職年金を支給し、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

2 新法第七十六条又は第八条若しくは前条の規定と前項の規定とに同時に該当する者に対しては、これらの規定による退職年金の額が異なるときは、いずれが多い額の退職年金のみを支給し、これらの規定による退職年金の額が同じときは、新法第七十六条又は第八条若しくは前条の規定による退職年金のうちのいずれか一を支給する。

第二節 退職年金の額に關する経過措置

(更新組合員の一般の特例)

第十一条 更新組合員に対する新法第七十六条又は第八条若しくは第九条の規定による退職年金の額は、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

- 一 第七条第一項第一号の期間十七年までの年数については一年につき恩給法の俸給年額の五十一分の一、十七年をこえる年数については一年につき恩給法の俸給年額の百五十分の一に相当する金額(その額が恩給法の俸給年額の百分の四十九に相当する金額をこえるときは、当該金額)
- 二 第七条第一項第二号から第四号までの期間(控除期間を除く)前号の期間と合算して二十年に達するまでの年数については一年につき旧法の俸給年額の六十分の一、二十年をこえる年数については一年につき旧法の俸給年額の九十分の一に相当する金額

三 控除期間及び第七条第一項第五号の期間 前二号に規定する期間と合算して二十年に達するまでの年数については旧法の俸給年額の百二十分の一・一、二十年をこえる年数については一年につき旧法の俸給年額の百八十分の一・一に相当する金額

十年をこえる年数については一年につき旧法の俸給年額の百八十分の一・一に相当する金額

- 四 施行日以後の組合員期間 前各号の期間と合算して二十年に達するまでの年数(一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数。以下同じ)については一年につき新法の俸給年額の百分の二、二十年をこえる年数については一年につき新法の俸給年額の百分の一・五に相当する金額

2 前項の場合において、同項第一号から第三号までの期間に一年未満の端数があるときは、これを切り捨て、同項第四号の期間に加算するものとする。

(一時恩給、退職一時金又は廃疾一時金の支給を受けた更新組合員の特例)

第十二条 次の各号に掲げる者に対する前条第一項の規定の適用については、第一号に掲げる者に係る同項第一号の金額又は第二号若しくは第三号に掲げる者に係る同項第二号若しくは第三号の金額は、それぞれ次の各号に掲げる金額とする。

- 一 一時恩給を受けた後その基礎となつた在職年の年数一年を二月に換算した月数内に再び恩給公務員となつた更新組合員又は一時恩給を受けた後再び恩給公務員となることなく当該月数内に更新組合員となつた者 前条第一項第一号の規定の例により算定した金額から、それぞれ第一

四 条並びに第五條第一項及び第二項本文の規定を適用しないものとした場合又は更新組合員である間恩給公務員であつたものとみなした場合に恩給法第六十四条ノ二本文の規定により控除すべきこととなる金額を控除した金額

- 二 旧法第四十一条の規定により退職一時金の支給を受けた更新組合員 前条第一項第二号又は第三号の規定の例により算定した金額から、当該退職一時金の基礎となつた期間の年数一年につき、旧法の俸給年額の百分の〇・七五に相当する金額を控除した金額

三 旧法第四十五条の規定により廃疾一時金の支給を受けた後その給付事由が生じた月の翌月から四十月以内に再び旧法の組合員となつた更新組合員 前条第一項第二号又は第三号の規定の例により算定した金額から、当該廃疾一時金の給付事由が生じた月の翌月から再び旧法の組合員となつた月までの月数を四で除して得た月数(一月未満の端数があるときは、これを切り上げた月数)を十月から控除した月数を旧法第十九条の規定の例により算定した俸給に乘じて得た額の十五分の一に相当する金額を控除した金額

(特例による退職年金の額の最高限及び最低保障等)

第十三条 前二条の規定により算定した金額が新法の俸給年額の百分

の七十に相当する金額をこえるときは、当該金額（第十一条第一項第一号から第三号までの金額の合算額が新法の俸給年額の百分の七十に相当する金額をこえるときは、当該合算額）を前二条の退職年金の額とする。

2 前二条の規定により算定した金額が三万四千八百円（控除期間並びに第七条第一項第四号及び第五号の期間を有する者については、同条第一項第一号から第三号までの期間（控除期間を除く。）と合算して二十年に達するまでの期間にあつては、その年数一年につき旧法の俸給年額の百分の〇・七五、二十年をこえる期間にあつては、その年数一年につき旧法の俸給年額の百分の〇・五に相当する金額を控除した金額）より少ないときは、その額を前二条の退職年金の額とする。

3 前二条及び前二項の規定により算定した退職年金の額が施行日の前日においてその更新組合員が受ける権利を有していた普通恩給の年額又は旧法の規定による退職年金の額（当該普通恩給を受ける権利及び当該退職年金を受ける権利を同時に有していた者については、これらの額の合算額）より少ないときは、その額を前二条の退職年金の額とする。

（警察監獄職員の普通恩給等の受給権を有すべき者の特例）

第十四条 第十一條、第十二條第二号及び第三号並びに前条第一項及び第二項の規定は、第十條第一項の規定による退職年金の額について

て準用する。この場合において、

第十一條第一項第一号中「十七年までの年数については一年につき恩給法の俸給年額の五十一分の一、十七年をこえる年数については一年につき恩給法の俸給年額の百五十分の一に相当する金額（その額が恩給法の俸給年額の百分の四十九に相当する金額をこえるときは、当該金額）」とあるのは、「第五條第二項本文の規定を適用しないものとした場合にその者が受ける権利を有することとなる警察監獄職員の普通恩給又は旧軍人等の普通恩給に相当する金額」と読み替へるものとする。

第三節 退職年金の支給開始年齢に關する経過措置

（恩給公務員期間を有する者の特例）

第十五条 次の各号に掲げる退職年金の額のうち当該各号に掲げる金額については、新法第七十七條第二項の規定にかかわらず、四十五歳に達するまではその全額、五十歳に達するまではその百分の五十に相当する金額、五十五歳に達するまではその百分の三十に相当する金額の支給を停止する。

一 第七條第一項第一号の期間に該當する期間が五年以上である更新組合員に対する退職年金（次号及び第三号に掲げるものを除く。） 第十一條第一項第一号の金額

二 第十三條第三項の規定により同項に規定する普通恩給の年額又はこれと旧法の規定による退

職年金の額との合算額をその額とされた退職年金 当該普通恩給の年額に相当する金額

三 第十條第一項の規定による退職年金 第五條第二項本文の規定を適用しないものとした場合にその者が受ける権利を有する警察監獄職員の普通恩給又は旧軍人等の普通恩給に相当する金額

（旧長期組合員期間を有する者の特例）

第十六条 次の各号に掲げる退職年金の額のうち当該各号に掲げる金額については、新法第七十七條第二項の規定にかかわらず、五十歳に達するまでは、その支給を停止する。

一 第七條第一項第二号から第四号までの期間に該當する期間が六年以上である更新組合員に対する退職年金（次号に掲げるものを除く。） 第十一條第一項第二号及び第三号に掲げる金額

（第七條第一項第五号の期間に係るものとして政令で定める金額を除く。）の合算額

二 第十三條第三項の規定により同項に規定する旧法の規定による退職年金の額又はこれと普通恩給の年額との合算額をその額とされた退職年金 当該旧法の規定による退職年金の額に相当する金額

（廢疾の状態にある者の特例）

第十七條 第十五條各号又は前条各号に掲げる退職年金を受ける権利を有する者で前二条の規定に該當するものが新法別表第三の上欄に掲げる程度の廢疾の状態にあると

きは、その状態にある間、前二条の規定による停止は、行われない。

2 施行日において、旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する者で第三條の規定により従前の例による年齢満五十歳に達しないことを理由とする支給停止をされるべきものが現に新法別表第三の上欄に掲げる程度の廢疾の状態にあるときは、同日以後その状態にある間、当該停止は、行われない。

第四節 退職一時金に關する経過措置

（更新組合員の受給資格の特例）

第十八條 組合員期間が三年に満たない更新組合員で施行日の前日に旧長期組合員であつたものが退職した場合において、その者の第七條第一項第三号の期間の年数数が六月以上であるときは、その者に退職一時金を支給する。

（更新組合員に係る額の特例）

第十九條 更新組合員に対する新法第八十條又は前条の規定による退職一時金の額は、次の各号の期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一 第七條第一項第一号の期間で施行日の前日まで引き続いていゝるもの（同日までに給付事由が生じた一時恩給の基礎となつた在職年に係るものを除く。） 恩給法の俸給日額の三十倍に相当する金額に、当該期間の年数を乗じて得た金額

二 第七條第一項第二号の期間旧法の俸給日額に、当該期間（旧法又はその施行前の共済組合に關する法令の規定による退職一時金の基礎となつた期間を除く。）に、当該期間の年数を乗じて得た金額

時金の基礎となつた期間を除く。）に応じ旧法別表第一に定める日数を乗じて得た金額（当該期間のうち控除期間を有する者については、旧法の俸給日額に、控除期間に応じ同表に定める日数を乗じて得た金額の百分の四十五に相当する金額を控除した金額）

三 施行日以後の組合員期間 新法の俸給日額に、当該期間と前二号に規定する期間とを合算した期間に対応する新法別表第二に定める日数（三年未満の期間にあつては、政令で定める日数。以下この号において同じ。）から前二号の期間に対応する同表に定める日数を控除した日数を乗じて得た金額

第四章 廢疾給付に關する経過措置

第一節 受給資格に關する経過措置

（公務による廢疾年金に關する規定の適用）

第二十條 新法第四章第三節第三款中公務による廢疾年金に關する部分の規定は、組合員が施行日以後公務により病氣にかかり、又は負傷し、当該公務病により廢疾となつた場合について適用する。

（旧長期組合員期間内の傷病に關する特例）

第二十一條 施行日の前日に旧長期組合員であつた更新組合員が旧長期組合員であつた期間内に公務によらな、病氣にかかり、又は負傷し、施行日以後その傷病のため退職した場合（新法の規定により廢疾給付を受けることができる場合

昭和三十三年四月二十五日 参議院會議録第二十八号 法務省設置法の一部を改正する法律案外六件

を除く。において、その者が退職の時まで引き続き旧長期組合員であるものとみなして旧法を適用するとし、旧法第四十二条又は旧法第四十五条の規定による療養年金又は療養一時金を受ける権利を有することとなるときは、その者にそれぞれ療養年金又は療養一時金を支給する。

第二節 給付額に関する経過措置

(組合員期間二十年をこえる更新組合員の特例)

第二十二條 更新組合員に対する新法第八十一条の規定による療養年金の額のうち二十年をこえる組合員期間について加算する金額は、新法第八十二条第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間に応じ当該各号に掲げる金額の合算額とする。

一 第七條第一項第一号の期間で二十年をこえるもののそのこえる期間、その年数一年につき恩給法の俸給年額の百五十分の一に相当する金額

二 第七條第一項第二号から第四号までの期間(控除期間を除く。)で前号の期間と合算して二十年をこえるもののそのこえる期間、その年数一年につき旧法の俸給年額の九十分の一に相当する金額

三 控除期間及び第七條第一項第五号の期間で前二号に規定する期間と合算して二十年をこえるもののそのこえる期間、その年数一年につき旧法の俸給年額の百八十分の一に相当する金額

四 施行日以後の組合員期間で前

各号の期間と合算して二十年をこえるもののそのこえる期間、その年数一年につき新法の俸給年額の百分の一・五に相当する金額

2 第十一條第二項の規定は、前項各号の期間について準用する。

(一時恩給、退職一時金又は療養一時金の支給を受けた更新組合員の特例)

第二十三條 第十二條各号に掲げる者に療養年金の給付事由が生じた場合には、新法第八十二条第一項又は第二項及び前条の規定により算定した金額からそれぞれ第十二條各号において控除すべきこととされている金額に相当する金額を控除した金額を当該療養年金の額とする。

(公務による療養年金の特例)

第二十四條 新法第八十二条及び前二條の規定により算定した公務による療養年金の額が療養の程度に応じ別表に定める金額より少ないときは、当分の間、当該金額をその療養年金の額とする。

(旧長期組合員期間内の公務による療養年金の特例)

第二十五條 施行日の前日に旧長期組合員であつた更新組合員が、同日まで引き続き旧長期組合員であつた期間内に公務により病気で病状にかかり、又は負傷し、施行日以後にその傷病のため退職し、新法第八十一条第一項第二号又は第三項の規定の適用を受ける場合において、新法第八十二条並びに第二十二條及び第二十三條の規定により算定した療養年金の額が、その者が退職の時まで引き続き旧長期

組合員であるものとみなして旧法を適用するとし、旧法第四十二条の規定による療養年金の額に相当する金額より少ないときは、当該金額をその療養年金の額とする。

2 第二十一条の規定による療養年金又は療養一時金の額は、同条の規定に該当する者が退職の時まで引き続き旧長期組合員であるものとみなして旧法を適用するとし、旧法第四十二条又は旧法第四十五条の規定による療養年金又は療養一時金の額に相当する金額とする。

(療養年金の額の改定等の特例)

第二十六條 新法第八十三条第一項及び第二項の規定は、この法律の施行の際旧法第四十二条の規定により療養年金を受ける権利を有する者についても適用する。この場合において、新法第八十三条第一項中「別表第三」とあるのは、「旧法別表第二」とする。

2 第六條第二項の規定により療養年金の支給を停止された更新組合員が退職した場合には、当該療養年金を新法の規定による療養年金とみなして、新法第八十四条並びに新法第八十五条第二項及び第三項の規定を適用する。

第五章 遺族給付に関する経過措置

第一節 遺族年金の受給資格に関する経過措置

(公務傷病による死亡者に係る遺族年金の規定の適用)

款中第八十八条第一項第一号の規定による遺族年金に関する部分の規定は、組合員が施行日以後公務により病状にかかり、又は負傷し、当該公務傷病により死亡した場合について適用する。

(遺族年金の受給資格に係る組合員期間)

第二十八條 新法第八十八条第一項第三号の規定による遺族年金(公務による療養年金を受ける権利を有する者に係る遺族年金を除く。)を受ける権利に係る組合員期間とは、○施行日以後の組合員期間に限るものとする。

(特例による退職年金の受給権者に係る特例)

第二十九條 次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する者の遺族(新法第二十一条第三号に規定する遺族をいう。以下同じ。)に、遺族年金を支給し、遺族一時金は、支給しない。この場合においては、新法第八十八条第一項第三号の規定は、適用しない。

一 組合員期間が二十年未満である者で第八條から第十條までの規定による退職年金を受ける権利を有するものが公務傷病により死亡したとき。

二 組合員期間が二十年未満である更新組合員が公務傷病により死亡した場合において、その死亡を退職とみなしたならば第八條から第十條までの規定により退職年金を受ける権利を有することとなるとき。

(遺族年金の失権に関する経過措置)

第三十條 旧法第四十六条の規定による遺族年金を受ける権利を有する者が養子縁組をした場合には、当該遺族年金の失権についての従前の例によらず、新法第九十一条第一項第三号の規定を適用する。

第二節 遺族年金の額に関する経過措置

(組合員期間十年以上二十年未満の者に係る特例)

第三十一條 更新組合員に係る新法第八十八条第一項第三号の規定による遺族年金の額は、第十一條から第十四條までの規定の例により算定した金額の百分の五十に相当する金額とする。

(特例による退職年金の受給権者に係る特例)

第三十二條 第二十九條第一項各号の規定による遺族年金の額は、当該各号に規定する退職年金の額の百分の五十に相当する金額とする。

(公務傷病による死亡者に係る遺族年金の額の最低保障)

第三十三條 新法第八十八条第一項第一号の規定による遺族年金の額が二万八千六百二十円(当該遺族年金を受ける遺族につきその者の収入により生計を維持する遺族で遺族年金の支給を受けるべき要件に該当するものがあるときは、その一人につき四千八百円を加算した金額)より少ないときは、当分の間、その額を当該遺族年金の額とする。

第三節 遺族一時金に関する経過措置

(更新組合員に係る受給資格の特例)

第三十四条 組合員期間が三年未満である更新組合員で施行日の前日に旧長期組合員であつたものが死亡した場合において、その者の第七条第一項第三号の期間の年月数が六月以上であるときは、その者の遺族に遺族一時金を支給する。

2 組合員期間が十年以上二十年未満である更新組合員のうち○施行日の前日まで引き続き組合員期間及び○を合算した期間日以後の組合員期間が十年未満である者が死亡した場合(第二十九条第二号に掲げる場合を除く)には、その者の遺族に遺族一時金を支給する。

(更新組合員に係る額の特例)

第三十五条 更新組合員が死亡した場合におけるその遺族に対する新法第九十三条又は前条の規定による遺族一時金の額は、その死亡を退職とみなして第十九条の規定により算定した退職一時金の額と同額とする。

第六章 特殊の期間又は資格を有する組合員の特例

(重復期間に対する一時金)

第三十六条 次の各号に規定する更新組合員の当該各号に掲げる期間のうちに第七条第一項第一号本文の期間に該当する期間(以下この項及び次項において「重復期間」という)があるときは、その重復期間につき、当該各号に定めるところにより、一時金を支給する。

一 施行日前に旧法の規定による退職年金を受ける権利を有する更新組合員の当該退職年金の基

礎となつてゐる組合員であつた期間、その者が退職し、又は死亡により組合員でなくなつた日に、当該退職年金の額の算定の基準となつてゐる俸給又は仮定俸給の三十分の一に相当する金額に、重復期間に応じ旧法別表第一に定める日数を乗じて得た金額をその者又はその遺族に支給する。

二 施行日の前日まで引き続き旧長期組合員であつた更新組合員(前号に規定する更新組合員を除く)の当該旧長期組合員であつた期間、施行日において、その前日の旧法の俸給日額に、重復期間に応じ旧法別表第一に定める日数を乗じて得た金額をその者に支給する。

2 前項の一時金の額が、旧法の規定による退職給付、療養給付及び遺族給付に要する費用に充てるものとして重復期間について同項に規定する更新組合員が負担した各年度ごとの掛金額に、それぞれこれに対する翌年度の四月一日から当該一時金を支給する日の属する月の前月の末日までの期間に応ずる利率に相当する金額を加えた額の合算額より少ないときは、同項の規定にかかわらず、当該合算額をその一時金の額とする。

3 前項に規定する利率は、複利計算の方法によるものとし、その利率は、年四分五厘とする。

第三十七条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第八十

七号)による改正前の恩給法第十九条第二項に規定する準文官又は準教育職員であつた期間(他の法令の規定によりこれらの者として在職するものとみなされた期間を含む)で第七条第一項第一号の期間に該当するもの(以下この条において「準公務員期間」という)を有する更新組合員が退職し、又は死亡した場合におけるその者に係る長期給付は、それぞれその者又はその者の遺族のうちの先順位者の選択により、当該期間を恩給公務員期間でないものとみなした場合に支給すべきこととなる給付とすることができ、

(退職後に増加恩給等の受給者となる者の特例)

第三十八条 更新組合員であつた者が退職した後に増加恩給等を受ける権利を有する者となつたときは、当該更新組合員であつた者は、長期給付に関する規定の適用については、退職の時において増加恩給等を受ける権利を有する者であつたものとみなす。

2 前項の規定に該当することとなつた更新組合員であつた者がその該当することとなつた時までに支給を受けた退職年金、減額退職年金又は退職一時金は、返還することを要しないものとし、また、その者が同項及び第七条第一項第一号ハの規定の適用により受けるべきこととなつた退職年金若しくは減額退職年金でその時までに支給すべきもの又は退職一時金は、支給しないものとする。ただし、退職年金又は減額退職年金の支給を

受けていた更新組合員であつた者がこれらの規定の適用により退職一時金を受けるべきこととなつた場合において、その者がその時までに支給を受けた退職年金又は減額退職年金の総額が当該退職一時金の額より少ないときは、その差額に相当する金額を一時金として支給する。

3 更新組合員であつた者が退職した後に死亡した場合において、その者が遺族が公務扶助料を受ける権利を有する者となつたときは、当該更新組合員であつた者は、長期給付に関する規定の適用については、退職した後に増加恩給等を受ける権利を有する者となつたものとみなす。

(退職後に増加恩給等を受けなくなつた者の特例)

第三十九条 増加恩給等を受ける権利を有する更新組合員であつた者が退職した後に当該増加恩給等を受ける権利を有しない者となつたときは、当該更新組合員であつた者は、長期給付に関する規定の適用については、退職の時において増加恩給等を受ける権利を有しない者であつたものとみなす。

2 前項の規定に該当することとなつた更新組合員であつた者がその該当することとなつた時までに支給を受けた退職年金、減額退職年金又は退職一時金は、返還することを要しないものとし、また、その者が同項の規定の適用により受けるべきこととなつた退職年金若しくは減額退職年金でその時までに支給すべきもの又は退職一時金

は、支給しないものとする。ただし、その者の支給を受けた退職一時金の額が同項の規定の適用により受けるべきこととなつた退職一時金の額より少ないときは、その差額に相当する金額を一時金として支給する。

3 退職一時金の支給を受けた更新組合員であつた者が第一項の規定の適用により退職年金又は減額退職年金を受けるべきこととなつたときは、各支給期月においてその者に支給すべきこれらの年金の額から、当該退職一時金の額に達するまでの金額を順次に控除するものとする。

(増加恩給受給権の放棄)

第四十条 施行日の前日に恩給公務員であつた更新組合員又は当該組合員であつた者で増加恩給等を受ける権利を有するものが、施行日から六十日を経過する日以前に、当該増加恩給等を受けることを希望しない旨をその裁定庁に申し出たときは、当該増加恩給等を受ける権利は、施行日の前日において消滅したものとみなす。

2 前項に規定する者が同項の申出の期限前に死亡した場合に、同項の申出は、その遺族がすることができる。

3 前条第三項の規定は、前二項の規定による申出があつた場合について準用する。

4 第一項又は第二項の規定による申出をした者がその時までに支給を受けた恩給の返還については、恩給法第六十四条ノ三第一項の規定を準用する。この場合において、

同項中「再就職ノ月(再就職後一時恩給給与ノ裁定アリタル場合ハ其ノ裁定アリタル月)」とあるのは、「申出ノ月」と読み替へるものとす。

第七章 再就職者に関する経過措置

(恩給公務員又は旧長期組合員であつた者等が施行日以後に長期組合員となつた場合の取扱)

第四十一条 第二章、第三章第一節から第三節まで、第二十二條、第二十三條、第二十六條第二項、第二十九條、第三十一條、第三十二條及び前章(第一号に掲げる者)にあつては第三十六條を、第二号に掲げる者にあつては第九條をそれぞれ除く。の規定は、次に掲げる者について準用する。ただし、退職一時金は遺族一時金の基礎となるべき組合員期間の計算については、第七條の規定は、この限りでない。

一 更新組合員であつた者で再び長期組合員となつたもの

二 恩給公務員期間又は旧長期組合員期間を有する者で施行日以後に長期組合員となつたもの(更新組合員及び前号に掲げる者を除く。)

2 前項の規定は、新法第七十六條第三項及び新法第八十二條第三項の規定の適用を妨げない。

3 第一項本文の場合において、第五條第一項、第二項及び第五項、第六條第一項、第八條、第三十六條第一項並びに前章第一項中「施行日」とあるのは「第四十一條第一項各号に規定する長期組合員となつた日」と、第五條第三項中「施行日」の日前に恩給公務員であつた更新組合員」とあるのは「第四十一條第一項の規定の適用を受ける組合員」と、第七條第一項各号列記以外の部分中「施行日」の前の期間」とあるのは「第四十一條第一項各号に掲げる長期組合員となつた日の前の期間(長期組合員となつた日の属する月を除く。)」と、第十一條第一項第四号及び第二十二條第一項第四号中「組合員期間」とあるのは「組合員期間(恩給公務員期間を除く。)」と、第十二條第一号中「更新組合員である間」とあるのは「施行日から退職の日まで」と読み替え、第一項第二号に掲げる者については、更に、第七條第一項第五号中「施行日」とあるのは、「長期組合員となつた日」と読み替へるものとする。

つた日」と、第五條第三項中「施行日の前に恩給公務員であつた更新組合員」とあるのは「第四十一條第一項の規定の適用を受ける組合員」と、第七條第一項各号列記以外の部分中「施行日」の前の期間」とあるのは「第四十一條第一項各号に掲げる長期組合員となつた日の前の期間(長期組合員となつた日の属する月を除く。)」と、第十一條第一項第四号及び第二十二條第一項第四号中「組合員期間」とあるのは「組合員期間(恩給公務員期間を除く。)」と、第十二條第一号中「更新組合員である間」とあるのは「施行日から退職の日まで」と読み替え、第一項第二号に掲げる者については、更に、第七條第一項第五号中「施行日」とあるのは、「長期組合員となつた日」と読み替へるものとする。

項(前条第一項において準用する場合を含む。の規定を適用しないものとした場合に恩給公務員として在職することとなる間、長期給付に關する規定の適用を受けない組合員(以下「短期組合員」という。))となることである。

2 前項の規定により短期組合員となつた者は、同項に規定する長期組合員となる日から六十日を経過する日以前にその旨を組合に申し出なければならぬ。

3 前項の申出をした者は、恩給公務員として在職する間、長期組合員となることのできない。

(短期組合員の選任をした者の取扱)

第四十三條 前条第二項の申出をした者に対する長期給付に關する規定の適用については、その者の恩給公務員期間は、第七條第一項第一号(第四十一條第一項において準用する場合を含む。の期間に該當しないものとみなす。

2 前条第二項の規定による申出をした者については、第五條、第八條、第十條、第十四條、第十五條及び第六章並びに第十三條第三項及び第二十三條中恩給に係る部分(これらの規定を第四十一條第一項において準用する場合を含む。の規定は、適用しない。

(短期組合員の選任をした者の取扱)

第四十四條 第四十二條第一項の規定により短期組合員となつたことができる者が同条第二項の規定による申出をしなかつた場合には、その者が新法第七十二條第二項又

新法附則第十三條に規定する職員である組合員以外の組合員(新法附則第二十條第五項に規定する者を含む。以下第四十七條第一項及び第四十八條第一項において同じ。))となつた場合においても、組合員である間、長期給付に關する規定を適用する。

2 前項の場合においては、同項の組合員は、国家公務員等退職手当暫定措置法(昭和二十八年法律第百八十二號)附則第十二項及び第十三項の規定の適用については、同法附則第十二項に規定する郵政職員等とみなす。

(短期組合員の取扱)

第四十五條 恩給公務員又は恩給公務員であつた者で施行日後第四十二條第一項の規定により短期組合員となつた者であるものが、同条第二項の申出をしないので、そのなることのできることとなつた日から二年以内に退職し、又は死亡により組合員でなくなつた場合には、前条の規定にかかわらず、同日からその退職又は死亡の日までの期間、短期組合員であつたものとみなす。

2 前項の場合においては、組合員は、同項の規定の適用を受ける者が長期給付に要する費用に充てるものとして同項に規定する期間について負担した掛金に相當する金額をその者に、国がその者の当該期間について新法第九十九條第二項第二号の規定により負担した金額を國に、それぞれ払い戻すものとする。

3 組合は、第一項の規定の適用を受ける者が同項に規定する期間について恩給法第五十九條の規定により國に納付すべき金額を、前項の規定によりその者に払い戻すべき金額から控除して、これを國に納付するものとする。

(長期組合員が短期組合員となつた場合の取扱)

第四十六條 長期組合員が短期組合員となつたときは、長期給付に關する規定の適用については、そのなつた日の前日において退職したものとみなす。

2 前項の規定の適用を受けた者がその適用により受けることとなつた退職年金及び廃疾年金は、その者が組合員である間、その支給を停止する。

(長期給付に關する規定の繼續適用)

第四十七條 長期組合員(第四十四條第一項又は次条第一項の規定の適用を受ける者を除く。が新法第七十二條第二項又は新法附則第十三條に規定する職員である組合員以外の組合員となつた場合において、引き続き長期給付に關する規定の適用を受けることを希望する旨を、そのなつた日から三十日以内に組合に申し出たときは、前条の規定にかかわらず、その組合員期間が二十年に達するまで、引き続き組合員である間、長期組合員となることのできる。

2 前項の規定の適用を受ける者については、第四條の規定は、適用しない。

3 第四十三条の規定は、第一項の規定の適用を受ける者について準用する。

4 国は、第一項の規定の適用を受ける者に係る新法第九十九条第二項第二号に掲げる費用を負担しない。この場合においては、その者が同号に規定する国の負担金に相当する金額を負担するものとする。(旧法の退職給付等の規定の継続適用を受けている者の取扱)

第四十八条 この法律の施行の際、旧法第九十四条第二項の規定の適用を受けている更新組合員は、新法第七十二条第二項又は新法附則第十三条に規定する職員である組合員以外の組合員となつた場合においても、組合員期間が二十年に達するまで、施行日以後引き続き組合員である間、長期組合員となることができる。ただし、第七条の規定の適用により施行日において組合員期間が二十年以上となる者については、同日後は、この限りでない。

2 第四十二条第二項、第四十三条並びに前条第二項及び第四項の規定は、前項の規定の適用を受ける者について準用する。

第九章 特殊の組合員に関する経過措置

(未帰還更新組合員に関する特例)
第四十九条 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)第二条第一項に規定する未帰還者で新法の施行の際旧法の組合員であるものは、新法第二条第一項第一号の規定にかかわらず、職員とみなして、新法及びこの法律の規定を適用する。

2 前項の規定の適用を受ける更新組合員(以下「未帰還更新組合員」という。)で施行日前に法律第五十五号附則第三十条第一項第一号又は第二号の規定により退職したものとみなされ、普通恩給を給されたものについては、その者の妻、未成年の子、父母又は祖父母で内地に居住しているものに対し、これらの者の申請により、施行日の属する月から当該未帰還更新組合員が帰国した日(海外にある間に死亡した場合には、死亡の判明した日。以下この条において同じ。)の属する月まで、当該未帰還更新組合員が同項の規定により受けることができた普通恩給の年額に相当する金額の年金を支給する。

3 施行日に法律第五十五号附則第三十条第一項に規定する未帰還公務員である未帰還更新組合員(前項の規定の適用を受ける者を除く。)が同日以後も当該未帰還公務員であるものとした場合に同項第二号の規定により退職したものとなされ、普通恩給を給されるべき者であるときは、その者の妻、未成年の子、父母又は祖父母で内地に居住しているものに対し、これらの者の申請により、その退職とみなされる日の属する月の翌月から当該未帰還更新組合員が帰国した日の属する月まで、当該普通恩給の年額に相当する金額の年金を支給する。

4 前二項の規定による年金を受けべき者の順位は、妻、未成年の子、父母、祖父母の順序とする。

この場合においては、新法第四十二条第二項の規定を準用する。

5 第二項又は第三項に規定する未帰還更新組合員については、その者に係る前項に規定する者のうちの先順位者が施行日から六十日を経過する日以前にこの項の規定の適用を受けることを希望する旨を申し出た場合には、施行日から当該未帰還更新組合員が帰国した日まで、短期組合員であるものとして取り扱うことができる。この場合においては、第二項及び第三項の規定は、適用しない。

6 前項の申出がなかつた未帰還更新組合員については、第五十二条第二項第二号の規定は、適用しない。

7 未帰還更新組合員が施行日前に旧法の規定による退職年金を受け権利を有する者又はその施行日の前日まで引き続き旧長期組合員であつた期間が二十年以上である当該権利を有しない者であるときは、その者の未帰還者留守家族等援護法第四条に規定する留守家族(以下次項において「留守家族」という。)で留守家族手当の支給を受けることができるものに対し、その者の申請により、施行日の属する月から当該未帰還更新組合員が帰国した日の属する月まで年金を支給する。

8 未帰還更新組合員(施行日前に旧法の規定による退職年金を受け権利を有する者を除く。)の施行日の前日まで引き続き旧長期組合員であつた期間が二十年未満である場合において、当該期間と施行日以後の組合員期間とを合算した

期間が二十年に達したときは、その者の留守家族で留守家族手当の支給を受けることができるものに対し、その者の申請により、その二十年に達した日の属する月の翌月から当該未帰還更新組合員が帰国した日の属する月まで年金を支給する。

9 前二項の規定による年金の額は、前二項の未帰還更新組合員につき政令で定める仮定俸給の四分に相当する金額とする。

10 第二項又は第三項の規定による年金は、未帰還更新組合員が四十五歳に達するまではその全額、五十歳に達するまではその百分の五十に相当する金額、五十五歳に達するまではその百分の三十に相当する金額の支給を停止し、第七項又は第八項の規定による年金は、未帰還更新組合員が五十歳に達するまでは、その支給を停止する。ただし、第二項の規定による年金の額のうち第五十二条第二項本文の規定を適用しないものとした場合にその者が受けることとなる普通恩給の年額に相当する金額については、この限りでない。

11 同一の未帰還更新組合員について第二項又は第三項の規定による年金及び第七項又は第八項の規定による年金の支給を受けることとなつた者に対しては、その受けることとなつた時から第二項又は第三項の規定による年金は、支給しない。この場合において、第七項又は第八項の規定により支給すべき年金の額が第二項又は第三項及び前項の規定によりその年におい

て支給すべき年金の額より少ないときは、その額を第七項又は第八項の規定による年金の額とする。

12 未帰還更新組合員に対する新法の規定の適用については、その者に係る未帰還者留守家族等援護法第五条第一項又は同法附則第九項若しくは第十項の規定による留守家族手当又は特別手当(昭和二十八年七月三十一日において旧法第八十六条第一項の規定による組合員であつた未帰還更新組合員については、これらに相当する給付を含むものとし、以下次項において「手当等」と総称する。)をもつてその収入とみなし、その者の同日における俸給又は俸給に相当する給与の額をもつてその俸給の額とみなす。

13 手当等の支給機関(二以上の機関が手当等を支給する場合には、当該機関のうち大蔵大臣が定めるもの)は、手当等を支給する際、掛金に相当する金額を控除して、これを組合員に代つてその所属する組合に払い込まなければならない。この場合においては、新法第一百一条第三項の規定を準用する。

14 未帰還更新組合員に対する第四十二条第一項の規定の適用については、同項中「施行日」とあるのは、「帰国した日」とする。

15 前各号に規定するもののほか、未帰還更新組合員に対する長期給付に関する規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(組合職員及び連合会役職員の取扱)
第五十条 組合職員又は連合会役職

昭和三十三年四月二十五日 参議院會議録第二十八号 法務省設置法の一部を改正する法律案外六件

員である組合員に職員であつた期間があるときは、これらの者に対する長期給付に關する規定の適用については、当該期間は、新法第三十八条第一項に規定する組合員期間に算入しないものとする。

2 前項に規定するもののほか、組合員又は連合会役員である組合員に対する長期給付に關する規定の適用に關して必要な事項は、政令で定める。

(地方職員の取扱)

第五十一条 地方職員のうち新法附則第二十条第五項に規定する者以外の者は、当分の間、職員とみなしてこの法律の規定を適用する。

この場合においては、政令で定めるところにより、地方公共団体の退職年金及び退職一時金に關する条例の適用を受ける者であつた地方職員は、当該条例の適用を受ける者であつた間、恩給公務員として在職したものと、当該条例の規定は、これに相當する恩給法の規定と、当該条例に基づく年金又は一時金は、これに相當する恩給と、それぞれみなす。

2 前項の場合において、第四十五条第二項、第四十七条第四項及び第五十五条第一項中「国」とあるのは、「地方公共団体」とする。

3 前二項に規定するもののほか、地方職員に対する長期給付に關する規定の適用に關して必要な事項は、政令で定める。

第十章 雑則

(期間計算の方法)

第五十二条 この法律に基づく給付を受ける権利の基礎となる期間の計

算は、この法律に別段の規定があるもののほか、その初日の属する月から起算し、その最終日の属する月をもつて終るものとし、二以上の期間を合算する場合において、前の期間の最終日と後の期間の初日とが同一の月に属するときは、後の期間は、その初日の属する月の翌月から起算するものとする。

2 新法百三十三条の規定は、この法律に定める権利に關する申出の期間を計算する場合について準用する。

(この法律に基づく給付の取扱)

第五十三条 この法律に別段の規定があるもののほか、次の各号に掲げる給付は、それぞれ当該各号に掲げる新法の規定による給付とみなす。

一 この法律の規定による退職年金、退職一時金、廃疾年金、廃疾一時金、遺族年金又は遺族一時金、それぞれ新法の規定による退職年金、退職一時金、廃疾年金、廃疾一時金、遺族年金又は遺族一時金は、遺族一時金

二 第三十六条第一項、第三十八条第二項又は第三十九条第二項の規定による一時金 新法の規定による退職一時金(第三十六条第一項第一号の規定により遺族に支給される一時金にあつては、新法の規定による遺族一時金)

三 第四十九条第二項、第三項、第五項又は第六項の規定による年金 新法の規定による遺族年金

(債務の保証)

第五十四条 更新組合員又は施行日以後に長期組合員となつた者が国民金融公庫に担保に供していた恩給又は旧法の規定による退職年金が第五十五条第二項又は第六条第一項本文(これらの規定は第四十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定により消滅したときは、組合は、当該恩給又は退職年金につき民法(明治二十九年法律第八十九号)の保証債務と同一の債務を負う。

(経過措置に伴う費用の負担)

第五十五条 第三章から第七章まで(第二十四条及び第三十三条を除く。)及び第四十九条の規定により職員である組合員について生ずる組合の追加費用は、第四項の規定により同項に規定する法人が負担すべき金額を除き、政令で定めるところにより、国が負担する。

2 新法附則第十八条第一項の規定により組合職員又は連合会役員である組合員について生ずる組合又は連合会組合の追加費用は、政令で定めるところにより、組合又は連合会が負担する。

3 日本住宅公団、愛知用水公団、農地開発機械公団、日本道路公団、森林開発公団、原子燃料公社、公営企業金融公庫及び労働福祉事業団は、政令で定めるところにより、第七條(第四十一条第一項において準用する場合を含む。)の規定によりこれらの法人に勤務していた期間を組合員期間に算入される者に係る長期給付で当該勤務していた期間に係るものの支払

に充てる金額を負担し、これを組合(連合会)加入組合にあつては、連合会)に払い込むものとする。

(資金の運用の特例)

第五十六条 組合又は連合会が新法第十九条第二項(新法第三十六条において準用する場合を含む。)の規定により運用すべき金額は、当分の間、同項の規定にかかわらず、同項に規定する金額に達するまで、施行日以後における責任準備金の増加額のうち政令で定める割合に相當する金額とする。

(長期組合員の国家公務員法上の取扱)

第五十七条 新法第七十二条第二項の規定による長期組合員については、国家公務員法第七七條(その者が遺族に該當することにより適用される部分を除く。)の規定は、適用がないものとする。

2 前項の規定は、当分の間、新法附則第十三條の規定による長期組合員について準用する。

3 前項の規定は、人事院が同項に規定する者について国家公務員法第八八條第四項の規定による職責を遂行することを妨げるものではない。

(政令への委任)

第五十八条 この法律に規定するもののほか、長期給付に關する規定の施行に關して必要な事項は、政令で定める。

第十一章 他の法律の一部改正

(通信省設置法の一部改正)

第五十九条 通信省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項第二号中「及び日本放送協会」を、「日本放送協会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会」に改める。

第九条第十号を次のように改める。

十 国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会から委託された業務を処理すること。

(郵政事業特別会計法の一部改正)

第六十条 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「日本放送協会」の下に、「国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会」を加える。

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正)

第六十一条 未帰還者留守家族等援護法の一部を次のように改正する。

第十四条中「規定があつた場合又はの下に」を「国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法(昭和三十三年法律第 号)第四十九條若しくは」を加える。

附則第四十六項中「公共企業体職員等共済組合法」を「国家公務員共済組合法の長期給付に關する施行法第四十九條又は公共企業体職員等共済組合法」に改める。

(国民金融公庫が行う恩給担保金融に關する法律の一部改正)

第六十二条 国民金融公庫が行う恩給担保金融に關する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「附則第二條の規定によりなおその効力を有することとされた旧国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）第十七条（組合の給付）」を「第七十二条第一項（長期給付の種類）、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第 号）第三条（施行日前の事由に基く権利の取扱）及び第四十九条（未帰還更新組合員に関する特例）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十四年一月一日から施行する。

2 第五條第二項ただし書、第六條第一項ただし書、第四十條第一項、第四十二條第二項（第四十八條第二項において準用する場合を含む）又は第四十九條第五項の申出は、施行日前においても行うことができる。

別表

療養の程度	金 額
一級	一〇〇,〇〇〇円
二級	九〇,〇〇〇円
三級	五三,〇〇〇円

備考

一 療養の程度は、新法別表第三の上欄に掲げる療養の程度による。

二 療養の程度が一級に該当する者については、この表の一級の高額に二万四千円を加算する。

三 第二十四條に規定する療養年金を受ける者（以下「受給権者」という。）に被扶養者があつた場合には、その一人につき四千八百円を加算する。

四 前号において「被扶養者」とは、次に掲げる者で受給権者の退職の当時から引き続き主としてその者の収入により生計を維持するものをいう。

イ 受給権者の妻である配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

ロ 受給権者の子及び孫（十八歳未満でまだ配偶者がない者又は受給権者の退職の当時から引き続き新法別表第三の上欄に掲げる程度の療養の状態にある者に限る。）

ハ 受給権者の夫である配偶者、父母及び祖父母（五十五歳以上である者又は受給権者の退職の当時から引き続き新法別表第三の上欄に掲げる程度の療養の状態にある者に限る。）

五 受給権者の退職後生れた子でその生れた当時から引き続き主として受給権者の収入により生計を維持し、かつ、前号ロの要件を満たすものがあるときは、同号の子とあわせて四人をこえない人数に限り、第三人の被扶養者とする。

六 前号の規定による被扶養者については、第三号の高額は、二千四百円とする。ただし

し、そのうちの一人については、第四号の子がない場合に限り、四千八百円とする。

「審査報告書は都合により追録に掲載」

防衛庁設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月三十一日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野 鶴平殿

防衛庁設置法の一部を改正する法律案

防衛庁設置法（昭和二十九年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第七條第一項中「二十二万三千五百一人」を「二十四万二千七百七十七人」に改め、同條第二項中「十六万人」を「十七万人」に、「二万四千四百十六人」を「二万五千四百四十一人」に、「二万九千九百二十五人」を「二万六千六百二十五人」に、「二十万四千五百五人」を「二十二万二千二百二人」に改める。

第九條第一項中「八人」を「九人」に改める。

第十條中「五局」を「六局」に、「人事局」を「人事局」に改める。

第十四條第二号中「補充、福利厚生及び保健衛生」を補充及び福利厚生」に改める。

第十四條の次に次の一条を加える。

（衛生局の所掌事務）

第十四條の二 衛生局においては、左の事務をつかさどる。

一 職員の保健衛生の基本に関すること。

二 衛生資材の調達、補給、維持及び管理の基本に関すること。

（自衛隊に係るものに限る。以下次号において同じ。）

三 衛生資材の規格の統一及び研究改善の基本に関すること。

第十六條第一号中「装備品等」の下に「（衛生資材を除く。以下次号において同じ。）」を加え、同條第三号中「技術研究所」を「技術研究本部」に改める。

第三十一條中「技術研究所」を「技術研究本部」に改める。

第三十二條第二項及び第三項を、それぞれ第三項及び第四項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 防衛研修所は、自衛隊法第百條の二の規定により長官が前項に規定する者に準ずる者の教育訓練を委託した場合においては、当該教育訓練を実施する。

第三十三條第二項及び第三項をそれぞれ第三項及び第四項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 防衛大学校は、自衛隊法第百條の二の規定により長官が前項に規定する者に準ずる外国人の教育訓練を受託した場合においては、当該教育訓練を実施する。

第三十四條の見出し及び同條第一項から第三項まで中「技術研究所」を「技術研究本部」に改め、同條第四項

中「技術研究所」を「技術研究本部」に「総理府令」を「政令」に改め、同條に次の一項を加える。

5 技術研究本部に、政令で定めるところにより、研究所その他所要の機関を附置する。

第三十七條第一項中「技術研究所」を削る。

第三十八條第一項中「技術研究所」を「技術研究本部」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

「審査報告書は都合により追録に掲載」

自衛隊法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年三月三十一日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野 鶴平殿

自衛隊法の一部を改正する法律案

自衛隊法の一部を改正する法律案

自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「航空自衛隊の部隊の編成等（第二十條、第二十一條）」を「航空自衛隊の部隊の組織及び編成（第二十條、第二十一條）」に改める。

第三章第三節の節名中「編成等」を「組織及び編成」に改める。

第二十條を次のように改める。

昭和三十三年四月二十五日 参議院會議録第二十八号 法務省設置法の一部を改正する法律案外六件

(編成)

第二十条 航空自衛隊の部隊は、航空総隊、航空団、管制教育団その他の長官直轄部隊とする。

2 航空総隊は、航空総隊司令部及び航空方面隊その他の直轄部隊から成る。航空方面隊は、航空方面隊司令部及び航空団その他の直轄部隊から成る。

3 航空団は、航空団司令部及び飛行隊その他の直轄部隊から成る。

4 管制教育団は、管制教育団司令部及び教育隊その他の直轄部隊から成る。

第二十条の四 中「航空集団及び航空団」を「航空総隊、航空方面隊、航空団及び管制教育団」に改め、同条を第二十条の六とする。

第二十条の三 第二項中「航空集団」を「航空方面隊」に、「航空集団司令部」を「航空方面隊司令部」に改め、同条を第二十条の四とし、同条の次に次の一条を加える。

(管制教育団司令)

第二十条の五 管制教育団の長は、管制教育団司令とする。

2 管制教育団司令は、長官の指揮監督を受け、管制教育団の隊務を統括する。

第二十条の二 (見出しを含む) 中「航空集団」を「航空総隊」に、「航空集団司令部」を「航空総隊司令部」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(航空方面隊司令)

第二十条の三 航空方面隊の長は、航空方面隊司令とする。

2 航空方面隊司令は、航空総隊司令の指揮監督を受け、航空方面隊の隊務を統括する。

令の指揮監督を受け、航空方面隊の隊務を統括する。

第二十一条 (見出しを含む) 中「航空集団及び航空団」を「航空総隊、航空方面隊、航空団及び管制教育団」に、「航空集団司令部及び航空団司令部」を「航空総隊司令部、航空方面隊司令部、航空団司令部及び管制教育団司令部」に改める。

第二十五条 第二項及び第三項をそれぞれ第三項及び第四項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、学校は、第百条の二の規定により長官が受託した技術者の教育訓練で前項の知識及び技能と同種の知識及び技能を修得させるためのものを実施する。

第二十六条 第三項、第二十七条 第三項及び第二十八条 中「航空集団司令部」を「航空総隊司令部」に改める。

第百条の次に次の一条を加える。

(教育訓練の受託)

第百条の二 長官は、防衛庁の附属機関において隊員以外の者について教育訓練を実施することの委託を受けた場合において相当と認めるとき、又は政令で定める技術者の教育訓練を実施することの委託を受けた場合において他に教育訓練の施設がないと認めるときは、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において当該委託を受け、及びこれを実施することができ、この場合における当該隊員以外の者の処遇については、教育訓練に必要な限度において、隊員に準じて政令で定める。

2 長官は、前項の場合において、政令で定めるところにより、授業料を徴収することができる。

3 隊員以外の者に対する教育訓練の委託の手続は、政令で定める。

第百十五条の次に次の一条を加える。

(消防法の適用除外)

第百十五条の二 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)第十条第一項及び第十一条の規定は、自衛隊が第六章に定める行動に際して、又は自衛隊の演習場において、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合については、適用しない。

2 長官は、前項の規定にかかわらず、自衛隊が貯蔵し、又は取り扱う危険物について、消防法に準拠して貯蔵又は取扱に関する基準を定め、その他危険物による災害を防止し、公共の安全を確保するため必要な措置を講じなければならない。

第百十六条の二の次に次の一条を加える。

(食料の支給)

第百十六条の三 自衛隊の周知伝のため必要があると認めるときは、隊員以外の者で自衛隊を視察し、又は見学するものに對し、防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二十条の規定により隊員に支給される食料を適正な対価で支給することができる。

附則第十四項を次のように改める。

14 自衛隊は、当分の間、長官の命を受け、陸上において発見された不発弾その他の火薬類の除去及び処理を行うことができる。

附則第十五項を削り、第十六項から第三十項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第一

方面隊、管区隊及び混成団の名称		方面総監部、管区総監部及び混成団本部	
名	称	名	所 在 地
北部方面隊	北部方面総監部	札幌市	
西部方面隊	西部方面総監部	熊本市	
第一管区隊	第一管区総監部	東京都	
第二管区隊	第二管区総監部	旭川市	
第三管区隊	第三管区総監部	伊丹市	
第四管区隊	第四管区総監部	福岡県筑紫郡春日町	
第五管区隊	第五管区総監部	帯広市	
第六管区隊	第六管区総監部	宮城県宮城郡多賀城町	
第七混成団	第七混成団本部	北海道札幌市豊平町	
第八混成団	第八混成団本部	熊本市	
第九混成団	第九混成団本部	青森市	
第十混成団	第十混成団本部	三重県志摩郡久居町	

別表第二

航空総隊、航空方面隊、航空団及び管制教育団の名称		航空総隊司令部、航空方面隊司令部、航空団司令部及び管制教育団司令部	
名	称	名	所 在 地
航空総隊	航空総隊司令部	東京都	
北部航空方面隊	北部航空方面隊司令部	青森県上北郡三沢町	
中部航空方面隊	中部航空方面隊司令部	埼玉県入間郡武蔵町	
第一航空団	第一航空団司令部	浜松市	
第二航空団	第二航空団司令部	北海道千歳郡千歳町	
第三航空団	第三航空団司令部	宮城県桃生郡矢本町	
第四航空団	第四航空団司令部	宮城県桃生郡矢本町	
輸送航空団	輸送航空団司令部	境港市	
管制教育団	管制教育団司令部	宮城県桃生郡矢本町	

附則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十條及び第二十條の四の改正規定、第二十條の三第二項を改め、同條を第二十條の四とし、同條の次に一條を加える改正規定、第二十條の二を改め、同條の次に一條を加える改正規定、第二十一條、第二十六條第三項、第二十七條第三項及び第二十八條の改正規定並びに別表第一及び別表第三の改正規定は、各規定につき、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔藤田進君登壇、拍手〕

○藤田進君 たいだいま議題となりまし
た法務省設置法の一部を改正する法律案、農林省設置法の一部を改正する法律案、厚生省設置法の一部を改正する法律案、運輸省設置法の一部を改正する法律案、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案、防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案、以上七件につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を順次報告申し上げます。

まず、法務省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法務省設置法は、衆議院において修正議決の上、当院に送付せられたものでありまして、まず、本法務省設置法の政府原案の改正の要点を申し上げます。その第一点は、大臣官房に司法法制調査部を置くこと、その第二点は、法務大臣が必要と認むるときは、法務研修所の支所を置くことができるものとすること、その第三点は、法務大臣の管理のもとに婦人補導院を置くこと、その第四点は、入国

管理事務所の出張所の名称及び位置を法務省令で定めるものとすること、その第五点は、東京拘置所の位置を改めること、以上五点であります。

右の政府原案に対し、衆議院におきましては、次の二点につき修正がなされました。

その第一点は、入国管理事務所の出張所の名称と位置を法務省令で定めることを取りやめ、現在通り法務省設置法の別表でこれを定めることとしたこと、その第二点は、施行期日について所要の修正を加えたことであります。

内閣委員会は、保科衆議院内閣委員の出席を求め、本法律案外衆議院において修正せられた他の設置法改正法案の修正部分について説明を求めました後、唐澤法務大臣その他政府委員の出席を求めて、本法律案の審議に当りました。

その審議において、司法法制調査部の運営に関する点、法務研修所の支所の設置に関する点、婦人補導院の今後における運営の構想等の諸点につきまして質疑応答がありました。その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

昨日の委員会において質疑を終り、討論もなく、よって直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって、衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、農林省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、本法律案の改正の要点を申し上げます。その第一点は、食糧庁に経理部を新設すること、その第二点は、輸出品検査所及び種畜牧場の所掌事項について改正を加えたこと等でありました。

内閣委員会は、関係政府委員の出席を求めて、本法律案の審議に当りました。その審議において、経理部新設の必要理由、従来の食糧特別会計の運営の状況、本法律案と予算及び定員との関係等の諸点につきまして質疑応答が行われました。その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

昨日の委員会において質疑を終り、討論もなく、よって直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、厚生省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法務省設置法は、衆議院において修正議決の上、当院に送付せられたものでありまして、まず、本法律案の政府原案の改正の要点を申し上げます。その第一点は、内部部局のうち、公衆衛生局を予防局及び環境衛生局の二局に分けて、環境衛生部を廃止すること、その第二点は、地方支分部局のうち、舞鶴地方引揚援護局並びに復興連絡局及び同支所を廃止すること、その第三点は、この法律は昭和三十三年四月一日から施行すること、ただし復興連絡局及び同支所の廃止は本年五月十六日、舞鶴地方引揚援護局の廃止は、本年十一月十六日とすること、以上三点であります。

右の政府原案に対し、衆議院において、次の二点について修正がなされました。その第一点は、公衆衛生局を解体して、予防局及び環境衛生局の二局に分離せんとする改正を取りやめ、公衆衛生局を現状のまま存置すること、その第二点は、施行期日について所要の修正を加えた点であります。

内閣委員会は、堀本厚生大臣その他政府委員の出席を求めて、本法律案の審議に当りました。その審議において、環境衛生と予防衛生に関する今後の政府の対策、中央、地方の残留邦人の引揚状況、政府の結核対策等の諸点につきまして質疑応答が行われました。その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

昨日の委員会において質疑を終り、討論もなく、よって直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって、衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、運輸省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、本法律案の改正の要点を申し上げます。その第一点は、海運局に次長一人を置き、同局の海運調整部を廃止すること、その第二点は、航空局監理部の所掌事務中、航空従事者に関するものを同局技術部の所掌事務とし、同局技術部の所掌事務中、飛行場の建設、改良以外の飛行場に関する事務を、同局監理部の所掌事務とする。その第三点は、運輸技術研究所の支所を、茨城県那珂郡東海村に置くこと、その第四点は、その他所掌事務に関する規定を整備すること、以上四点であります。

内閣委員会は、中村運輸大臣その他政府委員の出席を求めて、本法律案の審議に当りましたが、その審議において、原子船建造の見直し、民間航空のパイロットの教及びその養成計画、民間航空路線の拡大及び民間飛行場の整備計画等の諸点につきまして質疑応答が行われました。その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

昨日の委員会において質疑を終り、討論もなく、よって直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって、衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案について申し上げます。

本法務省設置法は、衆議院において修正議決の上、当院に送付せられたものでありまして、この法律案は、今国会において、また国家公務員共済組合法の長期給付制度の大幅な改正が行われたに伴い、これに伴う経過措置について必要な事項を定め、あわせて関係法律の整理を行わんとするものであつて、その内容の概要を申し上げます。改正前の長期給付の規定の適用を受けていた旧組合員期間及び恩給公務員期間であつた期間は、原則として、改正後の長期給付の規定の適用を受ける新組合員期間に通算し、旧組合員期間及び恩給公務員期間について、改正前の長期給付の規定及び恩給に関する法令の規定を基礎として計算した金額と、新組合員期間について改正後の長期給付の規定を基礎として計算した金額との合計額をもって改正後の長期給付の支給額とし、恩給公務員であつた者については、年金の最短期間が延長され、また、旧組合員であつた者及び恩給公務員であつた者について、ともに退職年金の若年停止年令が引き上げられることに伴う所要の経過措置を講ずるほか、その他制度全般にわたり所要の経過措置を講じております。

内閣委員会は、大蔵大臣その他関係政府委員の出席を求めまして、この法律案の審議に当りましたが、その審議

において、本法草案の適用を受ける地方公務員の経過措置に伴う追加費用については、地方団体が直接負担するか、または国が間接的に負担するかの点等につきまして質疑応答がありましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。

昨日の委員会において質疑を終り、討論もなく、よって直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもって、衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定いたしました。

最後に、防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、防衛庁設置法の一部を改正する法律案の改正の要点を申し上げますと、その第一点は、防衛庁の職員定員を一万九千二百六十六人増加し、現在の定員二十二万三千五百一人を二十四万二千七百七十七人に改めることとした点であります。この一万九千二百六十六人の増加のうち、一万七千九百九十七人が自衛官で、残りの千二百七十九人が自衛官以外の職員であります。自衛官の増加分は、陸上自衛官にあっては、施設、通信等技術関係部隊及び混成団等の増強または新設に充てる要員であり、海上自衛官にあっては、学校の新設及び後方関係の充実に充てる要員であり、航空自衛官にあっては、航空集団を航空総隊に改編することに伴う隷下部隊の増加、航空団の増設及び教育部内の拡充に充てる要員であります。その第二点は、職員の保健衛生及び医療の充実をはかり、また、病院の運営その他衛生業務について、その円滑な運営及び質的な向上をはかるた、新たに内部部局として衛生局を設

置することとした点であります。その第三点は、自衛隊の質的増強の一環として装備品等の研究開発機構の整備をはかるため、技術研究所を技術研究本部に改めることとした点であります。その第四点は、防衛研究所において、委託により防衛庁の職員以外の者の教育を実施し、また、防衛大学校において、委託により外国人の教育訓練を実施することができることとした点であります。

次に、自衛隊法の一部を改正する法律案の改正の要点を申し上げますと、第一点は、陸上自衛隊の整備のため本州中部に混成団一を新設することと、航空自衛隊の防空部隊の指揮系統の整備をはかり、航空集団を改編して、長官直轄部である航空総隊及び航空総隊の隷下部隊である航空方面隊を新設し、また、航空警戒管制及び航空保安管制関係の要員を養成するために管制教育団を、また、航空自衛隊の輸送体制を強化するために輸送航空団を新設することとした点であります。その第二点は、防衛庁の付属機関において、部外者に対する教育訓練の受託に關し所要の改正をすることとした点であり、その第三点は、自衛隊に対する消防法の適用除外について所要の改正をすることとした点であります。その他、自衛隊を視察または見学する者に対する食事の支給、不発弾等の除去及び処理に關し所要の改正をいたしております。

内閣委員会は、前後九回にわたり委員会を開き、この間、岸内閣総理大臣、津島防衛庁長官その他関係政府委員の出席を求めて、本法案につき慎重に審議をいたしました。なお、この間、法案審査の慎重を期するため、去る四月十七日、今村均君外二名の参考人により意見を聴取いたしました。委員会において、本法案の審議に當り、問題となつたおもな点を申し上げますと、第一点は、憲法第九條の戦力解釈に關する点でありまして、「この戦力解釈は、吉田内閣以来いろいろと変遷してゐるが、岸内閣においては、この憲法の禁止する戦力をいかに十分に解釈せんとするものであるか、戦力解釈は、鳩山内閣と同一なりやいなや」との点に關しまして、「戦力解釈は、鳩山内閣當時と變つてゐるわけではない。憲法の禁止する戦力は、吉田内閣當時のごとく、近代戦遂行能力と規定することは不明確と考へるので、むしろ、自衛のための最小限度の実力を越えたものと考えたい。憲法が自衛権を否定してゐない以上、これを裏づけるに足る自衛のための最小限度の実力を持つことは違憲ではない。この自衛のための最小限度の実力は、通常の觀念から申せば、鳩山内閣當時使われたように、自衛のための最小限度の戦力とも言えるが、しかし、憲法の禁止する戦力には該當しないものである」と、岸総理より所見が明らかにされました。なお、右に關連して、「憲法の禁止する戦力と自衛のための最小限度の実力とを区分する基準は何であるか」との点がたゞだされましてのに対し、「たゞとて、たゞは、原水爆は、自衛のため最小限度の実力以上のものであると考へる」と、また、「侵略戦争は別として、自衛戦争は違憲ではないとの解釈をとるものであるか、すなわち、憲法第九條第二項の「前項の目的を達するため」という字句は、第一項の中の

「国際紛争を解決する手段としては」という字句だけを受けるものか、それとも第一項全体を受けるものであるか」との質問に對しまして、「自衛戦争は違憲でない」と解釈するときは、自衛権の名において、他國に脅威を与えるような戦力を無制限に持つことの誤解を生ずる危険があるから、かかる表現は適切でない。「前項の目的は、第一項全体を受けるものと解釈する」と、岸総理より答弁がありました。

その第二点は、核兵器のわが國內への持ち込みの点であります。この点に關しまして、岸総理は、「かねてより、核兵器はいかなる場合にも、わが國內へ持ち込むことは絶対拒否するとの固い決意を示してきたが、果してその通りであるかどうか、この核兵器の中には、戦術用小規模核兵器を含むものであるかどうか」との点がたゞだされましてのに対し、「原水爆は攻撃的、破壊的性質を持つから、これを持つことは違憲であることは言うまでもないが、戦術用小規模核兵器を持つことは違憲とは考へられない。しかし、憲法論とは離れて、外敵の核兵器使用による攻撃に對しては、核兵器によつて応戦しなければ、防衛目的が達せられぬというやうな時代にはいまだ到達していない、のみならず、核戦争といふものは、人道に許せぬものと考へるし、核兵器の使用は、世界的に禁止してゐるといふやうな熱望を持つてゐる。かかる小型の核兵器の國內持ち込みも、絶対拒否する」と、岸総理より強い所見が述べられました。なお、右の点に關連して、「最近、アメリカ國防次官補代理が、日本の核武装化に關する言明をなしたことが新聞で報

道されただけに、岸総理の決意だけでは國民はその不安が解消されないから、岸総理が核兵器持ち込み拒否の決意を有するならば、なぜ、そのことを日米安全保障條約及び日米行政協定の中に盛り込むことにより、國民の不安を除去する努力がなされないのか」との点がたゞだされたのに対し、「日本は核武装化の言明に關しては、その直後、米当局者が明確に否定をしており、また、現在直ちに日米安保條約及び行政協定の中に、核兵器を日本國內に持ち込まないとの趣旨を盛り込むことが措置をなす必要を認めないが、この点は、將來十分に努力したい」と、岸総理より答弁がありました。

その第三点は、防衛二法案と長期防衛計画との關係の点であります。この点に關し、「國際的及び軍事的諸情勢の変動に伴つて、既定の國防の基本方針及び整備目標について再検討する必要なや」との点につき、たゞだされましてのに対し、「かかる諸情勢の変動に對しては、政府においては、絶えず検討は行なつてゐるが、現在行ふべき急務は、陸、海、空にわたり防衛の根幹をなす整備することにある。従つて、いわゆる第二次防衛の整備計画については、目下のところ、何ら部内で協議を行わず、もちろん具体案も持っていない」と、岸総理より答弁がありました。

その第四点は、自衛力の増強に關する点でありまして、その第一は、「わが國防力増強の目標は、いかに」との点につき、たゞだされたのに対し、「防衛力増強の目標は、侵略の行われた場合、

昭和三十三年四月二十五日 参議院會議録第二十八号 法務省設置法の一部を改正する法律案外六件

みずからを守り得る最小限度の防衛体制を整えんとするものであつて、みずからの力で防衛できない場合は、集団安全を保障しない米駐留軍の力に待つ方針である旨、第二に、「自衛隊の質的増強とは何か、防衛庁においては、今後ミサイルの研究開発に重点を置くべきものであるが、この中に核兵器は入らぬかどうか、ミサイルと核兵器との関係いかん」との質問に對しましては、「わが国の防衛において、核装備をしなければ防衛上役立たぬとは考えないし、核装備の使用は、全然考えていないが、ミサイルの研究開発は必要と考える、なお、核装備とミサイルとの間には必然たる區別がある」旨、津島防衛庁長官より答弁がありました。

なお、このほか、自衛行動と交戦権の關係、沖縄關係の防衛問題、海外派兵の有無、領空侵犯に對する措置、航空自衛隊の新機種選定、防衛庁の根本的機構の改革、すなわち現在の外局を省に改編する構想の有無、防衛関係費と國民所得との割合はいかなる程度であるべきかの点、防衛分担金の負担方式の改定、軍機保護法制定の要否、国防會議及び日米安全保障委員會の最近の運営状況等の諸問題につきましても、政府当局との間に、質疑応答が重ねられました。その詳細は委員會會議録に載ることといたします。

昨日の委員會におきまして、自由民主黨の松岡委員より、質疑打ち切りの動議が提出せられ、右の動議につき採決の結果、多数をもって可決せられましたので、直ちに討論に入りましたところ、日本社會黨を代表して矢嶋委員より、また、第十七控室の八木委員より、本二法案に對し、順次、反對の討論が述べられ、次いで、自由民主黨を代表して大谷藤之助委員より、本二法案に對し賛成の討論がなされました。かくて討論を終り、直ちに本二法案を一括して採決いたしましたところ、賛成者多数をもって、原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(寺尾豊吉) 防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案に對し、討論の通告がございます。発言を許します。矢嶋三義君。

〔矢嶋三義君登壇、拍手〕
○矢嶋三義君 私は日本社會黨を代表して、ただいま上程されました防衛関係二法案に對して、断固反對の討論をなさんとするものであります。(拍手)

そもそも本法案を提出したる岸内閣は、内外にわたる經濟情勢の見通しを誤り、その金融財政政策のために、國民、特に中小工商業者を初め、勤勞者を深刻なる不況に追い込み、その生活の脅かすに至つたのであります。他方、外、國際情勢の分析、見通しを誤り、依然として対米一辺倒、従屬外交に終止し、アジア近隣諸國の不信を招き、對韓國、中國、ソビエト等の外交は、ことごとく失敗に歸し、西に、第四次日中貿易協定の不成立によつて、大なる中國の國際市場を他國の進出にゆだね、北、正當なるオホーツク海の漁業權を放棄し、國民の生活とわが國産業經濟の進展に重大なる支障を招来したのであります。さらに、国内労働者に對しては、終始強硬なる反動強圧政策をもつて臨み、さらに教育の政党政策への野望を露骨化し、民主日本建設推進の基盤とも申すべき民主教育の逆行をもたらし、無用な教育界の混亂を招来するがごとく教育に對する勤務評定の強行をも、あえてなしつつあるのであります。その責任を全國民の名において糾弾し、即時退陣を強く要求すべきことは、今さら言うを待たないのであります。(拍手)

さて、本論に入りますが、国防、軍備の問題を論ずるときに、私どもは、忘れてならないことがあります。それは第二次世界大戰で、私どもは戦没者百八十八万人、軍属死者十六万人、未亡人二十七万人、戦争遺児五十五万人、国土の喪失四三%、國富の喪失二三%の犠牲を払い、そして平和的、民主的の日本國憲法を得たといふこととあります。本法律案は、岸内閣が國家の基本日本國憲法を輕視し、じゅうりんとしていることを明らかに示すものであり、斷じて許すことはできないのであります。

そもそも、憲法制定の國會において、時の担当金澤國務大臣は、武力の保持とその行使を否定し、次のごとく答弁したしておるのであります。「第一項は、武力は持つことを禁止して、第二項は、武力は持つことを禁止して、第三項は、武力以外の方法によつて、ある程度防衛して損害の限度を少くするといふ余地は残つてゐると思ひます。第二項によつて自衛戰爭を行へば、武力を全然奪われておりますから、その形はできません。しかし各人が自己を保全するといふことは、もとより可能なことと思ひますから、戦争以外の方法での防衛するのであります。その後、自衛隊の生みの親とも申すべき元首相吉田茂君は、次のごとく述べております。すなわち、第

十三回國會におきまして、「自衛のためでも戦力を持つことは、いわゆる再軍備でありまして、この場合には憲法の改正を要するといふことを、私はここにあらためて断言いたします。」「しかし、鳩山内閣を経て現在の岸首相は、國會において次のごとく憲法九条の解釈をいたすようになりました。すなわち、「自衛のためなら戦力、武力を保持できるし、相手の急迫不正の攻撃を迎へ撃つに必要なる最小限度の戦力、武力は保持し、行使できる。さらに重要なことは、他國からIRBMのごとき核兵器による攻撃があつた場合は、これを迎へ撃つ兵器を持つことを憲法九条は禁止していない」とまで、答弁を私に對してなしたのであります。憲法を歪曲し、詭弁を弄すること、きわまりなく申さなければなりません。(拍手) かりに、岸首相のごとき憲法解釈をするならば、再軍備のために憲法九条の改正を必要としないのであります。憲法改訂論者の総理は、自衛に必要な最小限度の戦力を越えて、いわば他國に脅威を与える程度の戦力を保持せんとしているのではありません。國民と國家を再びあの歴史的な戦争への過誤に導く危険が、きわめて大なることは言うを待たないのであります。

この二法案成立の暁は、陸上自衛隊十七万人、海上自衛隊二万五千四百四十一人、十一万二千トン、航空自衛隊二万六千六百二十五人、九百九十機となり、防衛庁職員定員は一万九千二百十六人増加して、二十四万二千七百七十七人と相なるのであります。自衛隊のごとき、常時軍隊方式に編成され、継続的訓練を受けている現在の自衛隊が、憲法九条後段の戦力に該当し、憲法に違反するものであることは言うを待たないのであります。

次に、指摘しなければならぬことは、自衛隊と米軍との關係であります。自衛隊は、アメリカの世界戰略体制の一環として強化され、核武装への道を進まんとしてつづけることは、ダレス國務長官が二月に、一九六〇年ごろには、中共周辺の諸國は、有効な核兵器を持つに至るであろうという談話を發表したことや、また、米太平洋軍總司令官スタンブ大將は、記者会見で、ナイキ、オネストジョンを日本に供する用意があると語つたこと、さらにまた重大なることは、去る四月十八日、アーウィン米國防次官補代理が、次のごとく記者会見をしたことをもつてしても、きわめて明白であります。

すなわち、日本に核兵器基地を設置したい。日本政府は核兵器並びに核兵器の基地について、きわめて消極的であるので、米軍の幹部の多くは、日本に圧力をかけるべきであると考えていると述べたのであります。このことは、わが國の有名な日刊紙にすべて掲載されたところでございます。

このたび技術研究本部が設けられましたが、新兵器の研究費二十四億四千万に上され、うち約四億四千万は、ミサイル關係の予算と相なつておるのであります。岸總理は、口を開けば、人道に核兵器は保持しない、また、他國の持ち込みを拒否するし、さらに、アメリカはわが國內に持ち込まないことを信賴していると申しますが、沖縄、朝鮮に原子爆等核兵器が持ち込まれてゐること、さらに、太平洋艦隊の一部は、核武装をなされてゐることは周知の通り

六三一

でございます。また、ジョンソン基地には、B47のような米国防空軍の中心機である原子爆弾爆撃機が、さらに板付には、原子空戦に備えるF100Bが装備されているというところであります。これらの飛行機、軍艦は、日米行政協定の第五条に基づき、自由にわが国の港に入港、着陸ができるのであります。さらに、事ある場合は、行政協定の第二十四条に基づき、これら核武装部隊と自衛隊は、共同措置をとることになっているのであります。伝えられるがごとき報復攻撃もあり得るというソビエトの声明を思うとき、まことに不安、危険きわまるものと思われるのであります。岸総理の言葉が真実であるならば、わが党の提案している日本の非核武装に関する決議案に、即刻賛成し、決議して、このことを世界に宣言すべきであります。(拍手)また、アメリカと核兵器を持ち込まないという協約を、なぜ結ばないのではありませんか。ソ連が先般なした核実験の停止や、核兵器の製造中止に関する一方的宣言並びにジュネーブにおける国連主催の海洋法会議で、ソ連が提出した公海における核実験の禁止に関する決議案に対する日本政府の煮え切らぬ態度は、あまりにもアメリカに気がねし、追従している外交政策の結果で、アメリカの世界戦略体制と、両陣営の対立に思いを及ぼすとき、岸さんに、総理と国防会議の議長をゆだねることは、適当でないと考えらるものであります。御承知のごとく、世界の科学技術兵器は急速に進歩しつつあり、昨年来、まずソ連がICBM、人工衛星の打ち上げに成功し、まさに世は宇宙時代と相なつたのであります。このことは、世界各

国の外交面、防衛方針に影響、変化を与え、国際政治に相当の変化をもたらしたことは御承知の通りであります。その後、アメリカはジュビターCの打ち上げに成功しましたが、地球を二千三百七十回回り、一億キロメートルの行程の後、去る十四日消滅したと言われるソ連の第二号人工衛星に比すると、その重さ八十三・六キログラムの約三十分の一に過ぎなかったものであります。米ソの間には、かなりの水準差があるものとごとき、アメリカは、かなりの焦躁の色さへうかがわれるのであります。わが国は、断じて軍備拡大競争、核武装競争の渦中に巻き込まれてはならないのであります。西独の歩みつつある道は、重大関心を払って見守るべきであります。いずれの国に対しても、攻撃の口実を与えるがごとき外交、国防政策をとるべきでなく、あくまでも自主中立の外交政策を堅持し、一般軍縮の呼びかけとともに、核実験絶対禁止を、国連を通して徹底的に主張し、実現への努力を積み重ねるべきであると考えらるものであります。巨頭会議開催の動きに見られるごとく、各国は、話し合いによって共存共栄をはかるべく、努力を傾けておりますが、わが国としては、対米従属性の強い自衛隊を拡充すべきでないとともに、近年の科学兵器の進歩を考えると、一昨年来、アメリカの要請に基き、陸上自衛隊一人の増員をはかることは理解しがたく、新時代に即応する国防方針を再検討すべきであると思っております。この陸上自衛隊の増員については、アメリカも最近その要望が消極化していると伝えられておりますし、また、与党自由民主党の国防部会にお

いても、相当異論のあったところでありまして、しかも、陸上自衛隊一人を増員するに当って、約二十六万円の予算を要することを思うときに、まことに不経済な事柄だと思つたのであります。さらに問題は、兵器の問題でございますが、F86Fは三十四年まで計三百機生産することに相なっておりますが、最近超音速ジェット機スーパー・タイガーF11F、これは一機が三億六千万円いたしますが、昭和三十七年まで三百機を生産する計画を立てております。この飛行機は、グラマン社が二機試作しただけでございまして、日本に対して各メーカーから、ずいぶん売り込み競争があり、わが日本においても、三菱重工業や川崎航空等が熾烈なせり合ひを展開して、そうして結局F11Fにきまつたのでございまして、これを三百機作るとするならば、実に約千億円の予算を要する次第でございます。今の科学の進歩から見れば、四年後には、あるいはこれに役に立たない飛行機になっているのではないかと思つたのであります。今やミサイル時代に入つて、アメリカは航空機を減じて、業者が困つておりますので、業界の救済政策を講じつつあるときでございますが、わが国において、決してかようなことのないよう、十分の監視を必要とすると思つたのであります。

これら防衛関係予算は、防衛庁予算約千二百億圓、それに防衛分担金を合わして、実に千四百六十一億圓に及んでいるわけでございますが、私どもに完全失業者七千万人、困窮者千万人をこえるわが国においては、社会保障政策を推進するとともに、荒れ果てた国土の開発と保全を、まずもって先行すべきだと考える次第でございます。(拍手)私は、諸外国の状況を調べました。スエーデン、デンマークにおきましては、一九五四年以来、国防費の歳入総額に対する比率は減少するとともに、社会保障費の歳入総額に対する比率は、逆に年々増加し、実に約二四％となつておる次第でございます。わが国の統計を見ますならば、三十一年一〇・八％、三十二年一〇・七％、三十三年九・五％と下降線をたどつておる次第でございます。こういう実情から考えても、また、年々約二千五、六百億円の富を喪失している災害国日本を思うときに、まず先行すべきは、社会保障政策の推進と国土開発、保全にあると思つたのであります。私は、皆様がわかりやすいように、千四百六十一億圓という金額がどのくらいのか計算して見ましたところ、次の通りであります。

国会の廊下に赤いじゅうたんを敷いてあります。このじゅうたんの総坪数は衆参合して二千九百八十八坪、これに防衛庁予算額ならば、二十一万円の厚さで、じゅうたんをべったり張りつづすことができます。防衛関係費千四百六十一億圓では、二十五万六千円の厚さで全廊下のじゅうたんを埋め尽すほどの金額でございます。諸君、本法案に賛成する諸君は、廊下を歩いてじゅうたんを踏むときには、二十五万六千円の国民の税金を常に踏んでいる気持ちで一つお通り願いたいと思つたのであります。(拍手)

さて、次に申し上げたい点は、岸総理に強く要望したいと思つたのであります。米軍に提供している施設が、三十三年二月十五日現在で、全国に建物が二百四十五万坪、土地二千五百四十一万坪、しかも、このわが日本国の首都である東京都内に三十六件、建物にして三十五万坪、土地にして百九十万坪が依然として接収されており、この国会の周辺も御承知の通りであり、ことにリンカーン・センター、パレス・ハイウエイのごときは、住宅地域として、戦後十三年にしてなお使用されているということは、はなはだ遺憾なことであるとともに、これは政府の怠慢の結果でございます。重大なる警告を発しておく次第でございます。(拍手)

最後に申し上げたい点は、わが内閣委員会に付託されたところの議案は、議員立法二件を合せて三十五件、うち内閣提出法律案が三十三件、そのうちわが参議院に先議として付託されたのは二件でございます。これを内容的に調べてみますと、岸総理がわが社会党鈴木委員長と解散の話し合いをされた前日、すなわち十七日の二十四時現在において、本付託になつてゐるのが十八件、予備審査が十三件という状況でございました。そして十七日以後に、衆議院から十七日に六件、十八日に四件、二十一日に一件、二十二日に八件と送付されて参り、わが参議院内閣委員会においては、二十二日四件、二十三日八件、二十四日七件と、かようにスピード可決審議をしなければならぬ事態に立ち至つたことは、岸総理が解散の時期を誤まり、しかも野党々首との話し合い

の時期がおくれたためによるもので、国会の審議を充実させることができなかったことは、岸総理の責任をわけて重大と言わざるを得ません。

私は、これをもって討論を終ります。この矢嶋の所論に反対する諸君は、三年あるいは四年の後は、やはり矢嶋の意見が正しかったということに思い至るでございましょう。私は、日本社会党を代表いたしまして、この二法案に断々固として反対の意思を表明して、討論を終る次第でございいます。(拍手)

○副議長(寺尾豊君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は、終局したものと認めます。これより七案の採決をいたします。

まず、法務省設置法の一部を改正する法律案、農林省設置法の一部を改正する法律案、厚生省設置法の一部を改正する法律案及び運輸省設置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。

四案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○副議長(寺尾豊君) 過半数と認めます。

よって四案は可決せられました。
○副議長(寺尾豊君) 次に、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案全部を問題に供します。

〔賛成者起立〕
○副議長(寺尾豊君) 総員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもって可決せられました。

○副議長(寺尾豊君) 次に、防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛

隊法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。表決は記名投票をもつて行います。

両案に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上、御投票を願います。

議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕
〔参事氏名を点呼〕
〔投票執行〕
○副議長(寺尾豊君) 投票漏れはございませんか。――投票漏れないと認めます。投票箱閉鎖。

〔投票箱閉鎖〕
○副議長(寺尾豊君) これより開票いたします。投票を参事に計算させます。議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕
〔参事投票を計算〕
○副議長(寺尾豊君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 百九十六票
白色票 百十九票
〔拍手〕
青色票 七十七票

よって両案は可決せられました。
〔拍手〕
賛成者(白色票)氏名 百十九名

中山 福藏君 田中 茂穂君
島村 軍次君 竹下 豊次君
手島 栄君 中野 文門君
佐藤 尚武君 河野 謙三君
松平 勇雄君 武藤 常介君
上林 忠次君 永野 護君
迫水 久常君 松岡 平市君
田中 啓一君 梶原 茂雄君

石黒 忠篤君 森 八三三君
西川 甚五郎君 藤野 繁雄君
堀 末治君 野田 俊作君
谷口 弥三郎君 新谷 寅三郎君
木内 四郎君 森田 義衛君
加賀山 之雄君 後藤 文夫君
田村 文吉君 村上 義一君
鶴見 祐輔君 笹森 順造君
江藤 智君 仲原 善一君
成田 一郎君 西田 信一君
堀本 宜實君 鈴木 万平君
大谷 藤之助君 稻浦 鹿蔵君
吉江 勝保君 堀見 俊二君
前田 佳都男君 三木 與吉郎君
青柳 秀夫君 雨森 常夫君
館 哲二君 山本 米治君
小林 武治君 山本 亨弘君
大谷 實雄君 佐藤 清一郎君
木島 虎蔵君 有馬 英二君
大谷 繁雄君 近藤 鶴代君
小柳 牧衛君 井上 清一君
小澤 久太郎君 斎藤 昇君
小山 邦太郎君 木暮 武太夫君
石坂 豊一君 廣瀬 久忠君
西郷 吉之助君 植竹 春彦君
草葉 隆國君 安井 謙君
大野 秀次郎君 川村 松助君
黒川 武雄君 小林 英三君
野村 吉三郎君 吉米 地義三君
平井 太郎君 増原 恵吉君
松村 秀逸君 神原 亨君
白井 勇君 最上 英子君
柴田 栄君 大沢 雄一君
宮澤 喜一君 後藤 義隆君
高橋 衛君 西岡 ハル君
横山 フク君 土田 國太郎君
小橋 治和君 伊能 芳雄君
宮田 重文君 三浦 義男君
高野 一夫君 高橋 進太郎君

古池 信三君 岡崎 眞一君
佐野 廣君 石井 桂君
関根 久蔵君 野本 品吉君
秋山 俊一郎君 岩沢 忠恭君
上原 正吉君 伊能 繁次郎君
石原 幹市郎君 鹿島 守之助君
杉原 荒太君 下條 康麿君
那 祐一君 津島 壽一君
堀本 謙三君 木村 篤太郎君
青木 一男君 泉山 三六君
林屋 亀次郎君 勝保 稔君
大川 光三君 北條 雋八君
天坊 裕彦君

反対者(青色票)氏名 七十七名

森中 守義君 北村 暢君
鈴木 強君 藤田 藤太郎君
相澤 重明君 松永 忠二君
占部 秀男君 森 元治郎君
木下 友敬君 平林 剛君
山本 經勝君 岡 三郎君
湯山 勇君 久保 等君
柴谷 要君 大和 与一君
安部 キミ子君 江田 三郎君
近藤 信一君 東 隆君
大倉 精一君 竹中 勝男君
阿具 規 登君 藤原 道子君
吉田 法晴君 中田 吉雄君
松澤 兼人君 藤田 進君
小笠原 三三男君 成瀬 暢治君
小林 孝平君 島 清君
田中 一君 加藤 シヅエ君
赤松 常子君 松本 治一郎君
三木 治朗君 千葉 信君
戸叶 武君 荒木 正三郎君
市川 房枝君 八木 幸吉君
野坂 参三君 岩間 正男君
長谷部 ひろ君 安部 清美君
鈴木 壽君 大河原 一夫君

○副議長(寺尾豊君) この際、日程に追加して、文教委員長報告にかかる学校教育法第二十八條改正に関する諸願外四十三件の諸願を一括して議題とすることに御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○副議長(寺尾豊君) 御異議ないと認めます。委員長の報告を求めます。文教委員長長湯山勇君。

学校教育法第二十八條改正に関する諸願(二件)
養護教諭の増員配置に関する諸願(三件)

養護教諭の増員配置等に関する諸願(二件)
学校教育法第百三條改正に関する諸願(八件)

学校教育法の一部改正に関する諸願(十件)
実業高等学校実習助手の身分等改善に関する諸願

昭和三十三年四月二十五日 参議院會議録第二十八号 議事日程追加の件 外国無煙炭輸入制限等に関する請願外三十件 議事日程追加の件 恩給改訂に関する請願外 六三四

栃木県宇都宮市所在航空自衛隊第二操縦学校周辺小中学校の防音装置に関する請願

軍事基地周辺の学校教育対策に関する請願

軍事基地等の周辺学校防音施設完備促進に関する請願

義務教育費国庫負担法に基づく教材費国庫補助増額等に関する請願

高等学校の定時制教育及び通信教育の予算に関する請願

高等学校の科学教育予算増額等に関する請願

東北地方の科学技術教育振興等に関する請願(二件)

教科書の末端販売機構改革に関する請願

小学校理科教科書の誤り訂正に関する請願

小中学校の音楽科授業時数増加に関する請願

学校給食法の一部改正等に関する請願

学校給食費国庫補助増額に関する請願

児童、生徒の災害補償の立法化促進に関する請願

滋賀県常楽寺国宝、重要文化財防災施設費国庫補助に関する請願

国立劇場建設に関する請願

義務教育費国庫負担増額等に関する請願(二件)

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔湯山勇君登壇、拍手〕

○湯山勇君 たいだいま議題となりました学校教育法第二十八条改正に関する請願外四十三件の請願は、文教委員会に

おいて慎重審議の結果、いずれも願意妥当と認め、院の會議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました。右、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(寺尾豊君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(寺尾豊君) 総員起立と認めます。よってこれらの請願は、全会一致をもって採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長(寺尾豊君) この際、日程に追加して、商工委員長報告にかかる外国無煙炭輸入制限等に関する請願外三十件の請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(寺尾豊君) 御異議ないと認めます。委員長の報告を求めます。商工委員長近藤信一君。

外国無煙炭輸入制限等に関する請願

石炭採掘に伴う鉱害復旧の請願

東北開発事業費国庫補助増額等に関する請願

九州地方開発推進に関する請願

昭和三十三年度東北開発促進計画に関する請願(二件)

東北開発促進法の一部改正に関する請願

四国地方開発に関する特別法制定の請願

福岡県南会津東部の特定開発地域指定に関する請願

東北地方の家具工業を東北開発公庫の融資対象事業とするの請願(二件)

信用補完制度の拡充に関する請願(二件)

福島県に中小企業金融公庫支店設置の請願

小売市場規制法規の制定に関する請願(四件)

熊本市に中小企業金融公庫支店設置の請願

中小企業技術指導機関強化に対する国庫補助の請願

日中貿易振興等に関する請願

日中貿易協定締結促進に関する請願(三件)

日ソ貿易促進に関する請願

熊野川電源開発促進に関する請願

東北電力株式会社電気料金暫定措置延長に関する請願

工業技術院産業工芸試験所東北支所の拡充強化に関する請願(二件)

水調査事業委託費増額等に関する請願

特許出願に対する審査期間の法制化の請願

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔近藤信一君登壇、拍手〕

○近藤信一君 たいだいま議題となりました三十一件の請願は、商工委員会におきまして、小委員会を設けて、慎重に審査いたしました結果、いずれも願意を妥当なものとして認め採択し、これを議院の會議に付し、内閣に送付することを要するものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(寺尾豊君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(寺尾豊君) 総員起立と認めます。よってこれらの請願は、全会一致をもって採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長(寺尾豊君) この際、日程に追加して、内閣委員長報告にかかる恩給改訂に関する請願外百八十一件の請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(寺尾豊君) 御異議ないと認めます。委員長の報告を求めます。内閣委員長藤田進君。

恩給改訂に関する請願(五件)

恩給法等の一部を改正する法律案の一部修正に関する請願(六件)

軍人恩給の加算制復元に関する請願(十一件)

傷病者の増加恩給増額等に関する請願(十二件)

戦没者遺族の公務扶助料増額等に関する請願(二十六件)

戦没者遺族の公務扶助料増額に関する請願

旧日本医療団職員恩給等に関する請願(二十六件)

恩給法第五十一条第一項第二号に対する特別例外措置の請願

元外地鉄道職員に関する恩給法等の特例制定に関する請願

元南滿州鉄道社員に関する恩給法等の特例制定の請願(十三件)

軍人恩給受給資格拡大に関する請願

国家公務員退職年金法制定等に関する請願

国家公務員等退職手当暫定措置法施行令中引揚者の外地勤務期間通算是正に関する請願

海外引揚教員の退職金に対する勤続年数算定改訂の請願

旧陸軍共済組合女子組合員に年金支給の請願

国立病院等の勤務医師の待遇改善に関する請願

新潟県朝日村の寒冷地手当級地是正に関する請願

寒冷地手当の支給額改正に関する請願

積雪寒冷地の寒冷地手当等に関する請願

岩手県花巻地域の寒冷地手当に関する請願(二件)

長野県飯田下伊那地区の寒冷地手当に関する請願

北海道の石炭手当等に関する請願

岩手県の寒冷地手当に関する請願

農林省定員外職員の定員化に関する請願(四十一件)

建設省勤務の常勤労働者等の定員化に関する請願(九件)

建設省地理調査所勤務の常勤労働者等の定員化に関する請願

定員外職員の定員化等に関する請願

調達庁の定員維持等に関する請願

国家公務員の任用等の平等取扱等に関する請願

下水道行政の一元化等に関する請願

東北開発局設置に関する請願(二件)

岩手県に自衛隊施設部隊設置の請願

新潟飛行場の自衛隊使用反対に関する請願

各務原旧軍用地の一部を岐阜県松山中島村郷土復興団体に払下げの請願

占領軍のための施設提供者の損害補償等の請願

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔藤田進君登壇、拍手〕

○藤田進君 たいだいま議題となりました請願百八十二件につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告いたします。

内閣委員会は、本月二十三日までに当委員会に付託となりました請願百八十七件を審査いたしました結果、恩給に関する請願百八件、退職手当等に関する請願三件、旧令共済組合の年金に関する請願一件、寒冷地手当等を含めて給与改善等に関する請願九件、定員関係の請願五十三件、公務員制度に関する請願一件、行政機構に関する請願三件、防衛施設に関する請願四件。以上、合計百八十二件は、いずれもその願意におおむね妥当なものと認め、院議に付し、内閣に送付するを要するものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○副議長(寺尾豊君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願は、委員長報告の通り

採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(寺尾豊君) 総員起立と認めます。よってこれらの請願は、全会一致をもって採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○副議長(寺尾豊君) この際、日程に追加して、大蔵委員長報告にかかる国の債権の管理等に関する法律の一部改正に関する請願外百五十四件の請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(寺尾豊君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長河野謙三君。

国の債権の管理等に関する法律の一部改正に関する請願(四件)

花火類に対する物品税軽減の請願(六件)

清涼飲料ラムネの物品税撤廃等に関する請願(九件)

美術工芸品の物品税改正に関する請願

節用飾物等の物品税撤廃等に関する請願

生命保険料控除額引上げに関する請願(十七件)

税理士法の一部改正に関する請願

運動具に対する物品税撤廃等の請願

氷上舞踊の入場税軽減に関する請願

サーカスの入場税軽減等に関する請願

公認会計士第三次試験受験資格検定試験合格者の第三次試験受験制度改正に関する請願

公認会計士法の一部改正に関する請願

熊本市河原町の火災に対する復興資金融通特別措置の請願

宮城県多賀城町旧海軍工場の敷地返還等に関する請願

滋賀県大津旧海軍用地返還に関する請願

元陸軍用品としての地下道路橋梁による佐賀県唐津市妙見神社の損害補償の請願

日本不動産銀行拡充強化に関する請願

熊本県八代市に国民金融公庫支所設置等の請願

たばこ小売手数料引上げに関する請願(九十九件)

各種学校法人に対する贈与税等を非課税とするの請願(六件)

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔河野謙三君登壇、拍手〕

○河野謙三君 たいだいま上程せられました大蔵委員会付託の請願につきまして、本委員会における審査の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

大蔵委員会におきましては、紹介議員からの趣旨の説明、各委員の意見及び政府の見解を十分に聴取いたしました。その上、質疑応答を重ね、慎重に審議をいたしましたのであります。その結果は次の通りであります。

請願第二十三号は、日本不動産銀行の拡充強化をはかられたとの趣旨であり、請願第九十四号は、公認会計士

第三次試験受験資格検定試験合格者の第三次試験制度を改正せられたとの趣旨であり、請願第二百七十九号外五件は、花火類に対する物品税を軽減せられたとの趣旨であり、請願第三百号は、宮城県多賀城町旧海軍工場の敷地の返還または再補償等の行政措置を講ぜられたとの趣旨であり、請願第四百四十二号外八件は、清涼飲料ラムネの物品税撤廃等の措置を講ぜられたとの趣旨であり、請願第四百七十一号は、美術工芸品に対する物品税の改正をはかられたとの趣旨であり、請願第五百五十六号は、滋賀県大津旧海軍用地を旧所有者に返還せられたとの趣旨であり、請願第五百九十三号は、節用飾物等に対する物品税の撤廃または軽減の措置を講ぜられたとの趣旨であり、請願第六百八十八号は、熊本県八代市に国民金融公庫支所を設置する等の措置を講ぜられたとの趣旨であり、請願第七百六十四号外十六件は、生命保険料控除額を引き上げられたとの趣旨であり、請願第八百六十七号は、公認会計士法の一部を改正せられたとの趣旨であり、請願第八百六十八号は、税理士法の一部を改正せられたとの趣旨であり、請願第九百三十五号外三件は、医療費補助納付立は債権管理法によって行われないように法の一部を改正せられたとの趣旨であり、請願第九百四十三号は、運動具に対する物品税の撤廃、軽減等の措置を講ぜられたとの趣旨であり、請願第九百四十九号は、氷上舞踊の入場税を軽減せられたとの趣旨であり、請願第九百六十四号は、サーカスの入場税軽減等の措置を講ぜられたとの趣旨であり、請願第九百七十七号外九十八

件は、たばこ小売手数料を引き上げられたとの趣旨であり、請願第九百八十八号は、元陸軍用品の地下道路橋梁による佐賀県唐津市妙見神社の損害補償の措置を講ぜられたとの趣旨であり、請願第九百九十二号は、熊本市河原町の火災に対する復興資金融通のため特別措置を講ぜられたとの趣旨であり、請願第九百九十五号外五件は、各種学校法人に対する贈与税等を非課税とせられたとの趣旨であり、いずれも妥当と考えられます。

なお、請願第九百七十七号外九十八件については、たばこ専売事業全般を勘案し、慎重に検討されたいとの意見が述べられました。

以上、百五十五件は、いずれも議院の会議に付し、内閣に送付すべきものと決定いたしました次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(寺尾豊君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。これらの請願は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(寺尾豊君) 総員起立と認めます。よってこれらの請願は、全会一致をもって採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

議事の都合により、これにて暫時休憩いたします。

午後一時二十七分休憩

午後四時九分開議

○議長(松野謙平君) 休憩前に引き続き、これより会議を開きます。

参事に報告させます。

〔参事朗読〕

昭和三十三年四月二十五日 参議院會議録第二十八号 議事日程追加の件 社会福祉事業等の施設に関する措置法案外二件

本日委員長から左の報告書を提出した。

社会福祉事業等の施設に関する措置法案可決報告書

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案可決報告書

失業保険法の一部を改正する法律案可決報告書

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案可決報告書

外務省設置法の一部を改正する法律案可決報告書

社会労働委員会審議審査報告書第一号

通信委員会審議審査報告書第一号

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、社会福祉事業等の施設に関する措置法案(第二十六回国会本院提出、第二十八回国会衆議院送付)

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

失業保険法の一部を改正する法律案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上、三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長阿具根登君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

社会福祉事業等の施設に関する措置法案(第二十六回国会参議院提出)

第二十六回国会において貴院から送付され第二十六回国会及び第二十七回国会において本院で継続審査をし

た右案を可決したからこれを送付する。

昭和三十三年四月二十二日 衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長松野鶴平殿

社会福祉事業等の施設に関する措置法案

第一条 この法律は、公の責任に属する社会福祉事業及び更生保護の事業に關し、その施設に要する費用を公の負担に歸することができ

るようにすることによつて、これらの事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。

(無償貸付)

第二条 国は、次の各号に掲げる場合においては、他の法令の規定にかかわらず、当該各号の地方公共団体又は法人に対し、国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)第三條第三項に規定する普通財産を無償で貸し付けることができる。

一 地方公共団体において生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第三十八條に規定する保護施設の用に供するとき、又は社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二條に規定する社会福祉法人において生活保護法の規定に基づき都道府県知事若しくは市町村長の委託を受けて行つた同法による保護の用に主として供するとき。

二 地方公共団体において児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七條に規定する児童福祉施設(児童厚生施設を除く)の用に供するとき、又は社会福祉法人において同法の規定に基づき都道府県知事若しくは市町村長の委託を受けて行つた同法の規定に基づき措置の用に主として供するとき。

三 地方公共団体又は更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三十三号)第三條第二項に規定する更生保護会が法人であるもの(以下「更生保護会」という)において、同法第三條第二項の規定により保護観察所の長の委託を受けて行つた同法第二條第一項に規定する更生保護の用に主として供する施設の用に供するとき。

(監督)

第三条 地方公共団体に対して、前條第一号又は第二号の規定により無償貸付がなされたときは厚生大臣、同條第三号の規定により無償貸付がなされたときは法務大臣は、当該地方公共団体に対し、その無償貸付の目的が有効に達せられることを確保するため、無償貸付の目的に照らし、当該地方公共団体による当該施設の使用が不適当であると認める場合においては、その使用方法について必要な変更をなすべき旨を勧告することができる。

2 社会福祉法人又は更生保護会に対して前條の規定により無償貸付がなされたときは、厚生大臣は当該社会福祉法人に対し、法務大臣は当該更生保護会に対し、その無償貸付の目的が有効に達せられることを確保するため、次の各号に掲げる権限を有する。

一 事業又は会計の状況に關し報告を徴すること。

二 無償貸付の目的に照らし、当該法人による当該施設の使用が不適当であると認める場合においては、その使用方法又は予算について必要な変更をなすべき旨を勧告すること。

三 当該法人の役員が法令、法令に基いてする行政行為の処分又は定款若しくは審判行為に違反した場合において、その役員を解職すべき旨を勧告すること。

(契約の解除)

第四条 第二條の規定により貸し付けた財産の所管大臣は、前條第一項の地方公共団体若しくは同條第二項の法人が同條第一項若しくは第二項の規定による措置に従わなかつたとき又は当該地方公共団体若しくは法人による当該施設の管理が不適当であり、かつ、当該財産の所管大臣から書面による警告を受けてもこれを改めなかつたときは、その貸付が第二條第一号又は第二号による場合は厚生大臣の意見を聞き、その貸付が同條第三号による場合は法務大臣の意見を聞き、貸付契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除する場合においては、同項に規定する財産の所管大臣は、当該地方公共団体又は法人に弁明する機会を与えなければならない。この場合においては、当該地方公共団体又は法人に対し、あらかじめ、書面をもつて、弁明すべき日時、場所及びその処分をなすべき理由を通知しなければならない。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十三年四月十五日 衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長松野鶴平殿

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「軍人軍属」を「軍人軍属等」に改める。

第二条の見出しを「(軍人軍属等)」に改め、同条に次の二項を加える。

3 この法律において、「準軍属」とは、次に掲げる者をいう。

一 旧國家總動員法第四條又は第五條(旧南洋群島における國家總動員に関する件(昭和十三年勅令第三百十七号)及

昭和三十三年四月二十五日 参議院會議録第二十八号 社会福祉事業等の施設に関する措置法案外二件

は旧関東州国家総動員令においてよる場合を含む。の規定に基く被徴用者又は総動員業務の協力者（第一項第二号に該当する者及び同項第三号に該当する者であつて次条第一項第三号に掲げる期間内にあるものを除く。）

二 もとの陸軍又は海軍の要請に基く戦闘参加者

三 昭和二十年三月二十二日の閣議決定国民義勇隊組織に関する件に基いて組織された国民義勇隊の隊員

四 昭和十四年十二月二十二日の閣議決定満洲開拓民に関する根本方策に関する件に基いて組織された満洲開拓青年義勇隊の隊員

五 旧特別未帰還者給与法（昭和二十三年法律第二百七十九号）第一条に規定する特別未帰還者

4 前項第四号に掲げる者で、昭和二十年九月二日において海外にあつたものは、同日以後引き続き海外にある限り、同号に該当するものとみなす。

第四條第四項を次のように改める。

4 次の各号に規定する者が当該各号に該当した場合には、公務上負傷し、又は疾病にかつたものとみなす。

一 第二條第一項第三号に掲げる者が業務上負傷し、又は疾病にかつた場合

二 第二條第三項第一号若しくは

は第三号に掲げる者が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は同項第四号に掲げる者が昭和二十年八月九日以後に業務上負傷し、若しくは疾病にかつた場合。ただし、当該負傷又は疾病が昭和二十年九月二日前に生じたものであるときは、当該負傷又は疾病が戦時災害によるものである場合に限る。

三 第二條第三項第二号に掲げる者が当該戦闘に基き負傷し、又は疾病にかつた場合

四 第二條第四項の規定により同条第三項第四号に掲げる者とみなされる者又は同項第五号に掲げる者が自己の責に帰することができない事由により負傷し、又は疾病にかつた場合。ただし、厚生大臣が前各号に規定する場合と同視することを相当と認めるときに限る。

第五條第五号中「遺族年金」を「遺族年金又は遺族給与金」に改める。

第六條中「遺族年金」の下に「遺族給与金」を加える。

第七條第三項を削り、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 準軍属であつた者が公務上負傷し、又は疾病にかかり、昭和三十四年一月一日（次の各号のいずれかに規定する者については、当該各号に掲げる日）において、当該負傷又は疾病により恩給法別表第一号表ノ二に定める

る程度の不具廃疾の状態にある場合においては、その者にその不具廃疾の程度に応じて障害年金を支給する。

一 昭和二十年九月二日以後引き続き海外にあつて、昭和三十四年一月一日以後帰還する者で、その帰還の日において当該負傷又は疾病がなおつてゐるものについては、その帰還の日

二 昭和三十四年一月一日以後未帰還者留守家族等援護法第十八条の規定により療養を受けることができる者については、当該負傷若しくは疾病がなおつた日又はなおらないで同条の規定により療養を受けることができる期間を経過した日

4 準軍属であつた者が公務上負傷し、又は疾病にかつた場合において、昭和三十四年一月一日以後（前項各号のいずれかに規定する者については、当該各号に掲げる日以後）において、当該負傷又は疾病により同項に規定する程度の不具廃疾の状態になつたときは、援護審査会の議決により、その者にその不具廃疾の程度に応じて障害年金を支給する。

第八條を次のように改める。

（障害年金及び障害一時金の額）

第八條 軍人軍属であつた者に支給する障害年金の額は、次の表のとおりとする。

2		3		4	
不具廃疾の程度	年 金 額	不具廃疾の程度	金 額	不具廃疾の程度	年 金 額
特別項症	第一項症の年金額に八五、五〇〇円以内の額を加えた額	特別項症	第一項症の年金額に八五、五〇〇円以内の額を加えた額	特別項症	第一項症の年金額に四二、七五〇円以内の額を加えた額
第一項症	一七一、〇〇〇円	第一項症	一六〇、〇〇〇円	第一項症	八五、五〇〇円
第二項症	一三九、〇〇〇円	第二項症	一二八、〇〇〇円	第二項症	六九、五〇〇円
第三項症	一一一、〇〇〇円	第三項症	一一二、〇〇〇円	第三項症	五五、五〇〇円
第四項症	七七、〇〇〇円	第四項症	一一、〇〇〇円	第四項症	三八、五〇〇円
第五項症	四三、〇〇〇円	第五項症	一一、〇〇〇円	第五項症	二一、五〇〇円
第六項症	三一、〇〇〇円	第六項症	一一、〇〇〇円	第六項症	一六、〇〇〇円
第七項症	一一、〇〇〇円	第七項症	一一、〇〇〇円		
第八項症	一一、〇〇〇円	第八項症	一一、〇〇〇円		
第九項症	一一、〇〇〇円	第九項症	一一、〇〇〇円		
第十項症	一一、〇〇〇円	第十項症	一一、〇〇〇円		

昭和三十三年四月二十五日 参議院会議録第二十八号 社会福祉事業等の施設に関する措置法案外二件

5 前項の場合において、特別項症、第一項症又は第二項症に係る障害年金の支給を受ける者には一万五千五百円を、第三項症から第六項症までに係る障害年金の支給を受ける者には三千五百円を同項の年金額に加給する。

第九條第二項中「その不具屍候の程度がなお第七條第一項に規定する程度であり、且つ、同項但書の規定に該当しないもの」を「次の各号のいずれかに該当するもの」に改め、同項に次の二号を加える。

二 軍人軍属であつた者であつて、その不具廢疾の程度がなお第七条第一項に規定する程度であり、かつ、同項ただし書の規定に該当しないもの

三 二準軍属であつた者であつて、その不具廢疾の程度がなお第七条第三項に規定する程度であるもの

第十一条第二号中「第七条第一項」を「軍人軍属であつた者であつて、第七条第一項に」、「日本の国籍を有しない者及び」を「日本の国籍を有しないか、又は」に、「日本の国籍を失つた者」を「日本の国籍を失つたもの」に改め、同条に次の一号を加える。

三 準軍國であつた者であつて、第七条第三項に規定する程度の不具廢疾の状態になつた日において日本の国籍を有しないか、又はその日以後昭和三十三年十二月三十一日以前

前に日本の国籍を失つたもの

第十三条第一項中「障害年金」を「軍人軍属であつた者に対する障害年金」に改め、同項及び同条第二項中「翌月から始め」を「翌月以前において援護審査会が定める月から始め」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 準軍属であつた者に対する障
害年金の支給は、第七條第三項
の規定により支給するものにつ
いては、昭和三十四年一月（同
項各号のいづれかに規定する者
に支給するものについては、当
該各号に掲げる日の属する月の
翌月）から、同條第四項の規定
により支給するものについて
は、同項に規定する議決があつ
た日の属する月の翌月以前にお
いて援護審査会が定める月から
始め、権利が消滅した日の属す
る月で終る。

第十四条第一項第三号中「厚生大臣によつて」を「軍人軍属であつた者にあつては、厚生大臣によつて」に改め、同項に次の一号を加ふる。

四 準軍屬であつた者にあつては、厚生大臣によつて第七條第三項に規定する程度の不具廢疾の狀態がなくなつたものと認定されたとき。

第十四条第二項中「前項第三号」を「前項第三号又は第四号」に改める。

第十五条の次に次の一条を加える。

(障害年金と増加恩給等との調
整)

第十五条の二 第七條第三項又は第四項の規定による障害年金を受ける権利を有する者が、同一の不具廢疾に關し、他の法令（船員保險法（昭和十四年法律第七十三号）を除く。）により、増

加恩給その他障害年金に相当する給付を受けることができる場合には、その給付を受けることができる期間、その者に支給すべき障害年金の支給を停止する。ただし、障害年金の額が他の法令による給付の額をこえるときは、そのこえる部分については、この限りでない。

第十七条第一項中「軍人軍属であつた者」を「軍人軍属であつた者が」に、「又は疾病にかかり」を「若しくは疾病にかかり」に、「又は準軍属であつた者が公務上負傷し」にあるものが、「状態にある場合において、その者が」に改める。

第二十一条第一項中「軍人軍属であつた者で」を「軍人軍属であつた者が」に、「又は疾病にかかり」を「若しくは疾病にかかり、又は準軍属であつた者が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり」に、「状態にあるものにつき」を「状態にある場合において」に改める。

であつた者で」を軍人軍属であつた者が」に、「又は疾病にかかり」を「若しくは疾病にかかり、又は準軍属であつた者が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり」に、

「状態にあるものを」を「状態にあるときは」に改める。

第二十三条の見出し中「遺族年金」を「遺族年金及び遺族給与金」に改め、同条第三号中「軍属又は」を「軍属(第二条第一項第二号及び第三号に掲げる者をいう。以下同じ。又は)」に改め、同条に次の一

2 次に掲げる遺族には、通じて五年間に限り、毎年、遺族給与金を支給する。

一 公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより死亡した準軍属又は準軍属であつた者の遺族

二 障害年金を受ける権利を有するに至つた後、その権利を失ふことなく、当該障害年金の支給事由である負傷又は疾病以外の事由により死亡した準軍属であつた者の遺族

三 公務上負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病以

外の事由により昭和三十四年一月一日前に死亡した準軍属又は準軍属であつた者で、死亡の日において当該負傷又は疾病により第七条第三項に規定する程度の不具療疾の状態にあつたもの（重大な過失によつて公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより不具療疾となつた者及び当該不具

第二十四条第一項中「遺族年金」の下に「又は遺族給与金」を加え、

「勤務がなかつたならば」を「勤務がなく、又はその者が準軍属とならなかつたならば」に改める。

第二十五条の見出し中「遺族年金」を「遺族年金及び遺族給与金」に改め、同条に次の五項を加える。

3 夫、子、父母、孫、祖父母は祖母については、遺族給付金は、これらの遺族が昭和三十四年一月一日（死亡した者の死亡の日が、昭和三十四年一月二日以後であるときは、その死亡の日）において、それぞれ次の各号に規定する条件に該当する場合

合及びその後はじめてをそれぞれこれらの条件に該当するに至つた場合に支給する。ただし、子、父、母、孫、祖父又は祖母については、遺族給与金の支給を受けるべき先順位者がある間は、遺族給与金を支給しない。

二 父及び母については、六十歳以上であつて、その者を扶養することができる直系血族がないこと、又は不具廃疾であつて、生活資料を得ることができず、かつ、その者を扶養することができる直系血族

三 孫については、第一項第四号の規定に、祖父及び祖母については、同項第五号の規定に該当すること。

4 前項ただし書に規定する先順位者を定める場合における順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母の順序による。ただし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

5 先順位者たるべき者が次順位者たるべき者より後に生ずるに至つたときは、前項の規定は、当該次順位者が遺族給与金を受ける権利を失つた後に限り、適用する。

6 遺族給与金の支給を受けるべき先順位者が一年以上所在不明である場合においては、同順位者（同順位者がいないときは、次順位者）の申請により、その所在不明中、当該先順位者を後順位者とみなすことができる。

7 遺族給与金の支給を受けるべき先順位者につき当該遺族給与金の支給を停止すべき事由が生じた場合において、同順位者があるときは、当該遺族給与金の支給を停止する間、その同順位者のみを先順位者とみなし、同順位者がいないときは、その間、次順位者を先順位者とみなす。

第二十六条の見出しを「遺族年金及び遺族給与金の額」に改め、同条第一項中「三万五千二百四十円」を「五万一千円」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改め、同条第四項及び第五項を削る。

2 前条第四項及び第五項の規定は、前項に規定する先順位者を定める場合に、同条第六項の規定は、先順位者として遺族年金の支給を受けるべき者が一年以上所在不明である場合に、同条第七項の規定は、先順位者として遺族年金の支給を受ける者につき当該遺族年金の支給を停止すべき事由が生じた場合に準用する。

3 遺族給与金の年額は、死亡した者一人につき二万五千五百円とする。

第二十七条の見出し中「遺族年金」を「遺族年金及び遺族給与金」に改め、同条第一項中「第二十三条第一項第二号及び第三号」に改め、「遺族年金」の下に「並びに同条第二項第二号及び第三号に掲げる遺族に支給する遺族給与金」を加える。

第二十八条の見出し中「遺族年金」を「遺族年金又は遺族給与金」に改め、同条中「遺族年金」及び「当該遺族年金」の下に「又は遺族給与金」を加え、但しを「ただし、遺族年金については」に改める。

第二十九条の見出し中「遺族年金」を「遺族年金又は遺族給与金」に改め、同条中「遺族年金」の下に「又は遺族給与金」を加え、同条第二号中「死亡した者」を「軍人軍属又は軍人軍属であつた者の遺族であつて、死亡した者」に、「遺族」を「もの」に改め、同条に次の一号を加える。

三 準軍属又は準軍属であつた者の遺族であつて、死亡した者の死亡の日以後、昭和三十三年十二月三十一日以前又は第二十五条第三項各号のいずれかに規定する条件に該当するに至る日（これらの条件に該当するに至つた日において、遺族給与金の支給を受けるべき先順位者があつたときは、すべての先順位者の権利が消滅する日）前に、第三十一条第二号、第三号又は第五号から第七号までのいずれかに該当したもの。

第二十九条の二の見出し中「遺族年金支給を」を「遺族年金又は遺族給与金の支給に改め、同条中」又は「軍人軍属」を「若しくは準軍属又はこれらの者に、遺族年金」を「遺族年金又は遺族給与金」に改める。

第三十条の見出し中「遺族年金」を「遺族年金及び遺族給与金の支給」に改め、同条に次の三項を加える。

3 遺族給与金の支給は、昭和三十四年一月（死亡した者の死亡の日が同年同月一日以後であるときは、その死亡の日の属する月の翌日）から始める。

4 前項の規定にかかわらず、遺族が死亡した者の死亡の日の属する月の翌月以後遺族給与金を受ける権利を有するに至つたことによつて支給する遺族給与金については、その支給は、当該権利を有するに至つた日の属する月の翌月から始める。

5 遺族給与金の支給は、権利が消滅した日の属する月又は昭和三十四年一月（死亡した者の死亡の日が同年同月一日以後であるか、又は同年同月一日において遺族給与金の支給を受ける権利を有する遺族がなかつたときは、遺族のうちたれかがその権利を取得した日の属する月の翌月）から起算して五年（当該死亡した者の死亡に關し遺族給与金の支給を受ける権利を有する遺族がなかつた期間を除く。）を経過する月で終る。

第三十一条の見出し中「遺族年金」を「遺族年金又は遺族給与金」に改め、同条中「遺族年金」及び「当該遺族年金」の下に「又は遺族給与金」を加え、同条第四号中「第二十五条第一項各号」の下に「（これらの者が準軍属又は準軍属であつた者の遺族であるときは、同条第三項各号）」を加える。

第三十二条第三項第一号中「第二十三条第一号」を「第二十三条第一号」に改め、同項第二号及び第三号中「第二十三条第二号」を「第二十三条第一項第二号」に改める。

第三十二条の二の見出し中「遺族年金」を「遺族年金又は遺族給与金」に改め、同条中「又は軍人軍属」を「若しくは準軍属又はこれらの者に、遺族年金」を「遺族年金又は遺族給与金」に改め、同条を第三十二条の三とし、第三十二条の次に次の一条を加える。

（遺族給与金と公務扶助料等との調整）

第三十二条の二 遺族給与金は、当該死亡した者の死亡に關し、他の法令（船員保険法を除く。）により、恩給法第七十五条第一項第二号に掲げる額の扶助料その他遺族給与金に相当する給付を受けることができる者がある場合には、その給付を受けることができない期間、その支給を停止する。ただし、遺族給与金の額が他の法令による給付の額をこえるときは、そのこえる部分については、この限りでない。

第三十三条中「遺族年金」の下に「又は遺族給与金」を加える。

第三十八条の二中「第三十二条の二」を「第三十二条の三」に改める。

第四十条第一項中「遺族年金」を「遺族年金、遺族給与金」に改める。

第四十三条の見出し中「年金」を「障害年金等」に改め、同条中「及び遺族年金」を「遺族年金及び遺族給与金」に、「年金」を「障害年金等」に改める。

第四十四条中「又は遺族年金」を「遺族年金又は遺族給与金」に改める。

第四十五条から第四十七条までの各条中「遺族年金」を「遺族年金、遺族給与金」に改める。

第四十八条第一項中「金品」の下に、「遺族給与金」を加える。

第四十九条の見出し中「年金、国債元利金等」を「障害年金等」に改める。

改め、同条第一項中「及び遺族年金」を「遺族年金及び遺族給与金」に改める。

附則第七項中「昭和十四年法律第七十三号」を削り、「又は遺族年金を受けることができる」ときは「遺族年金又は遺族給与金を受けることができる」と改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、遺族年金については、船員保険法の規定により支給を受ける遺族年金の額（同法第五十条ノ三の規定による加給金を含む。）が、この法律の規定により支給を受けることができる遺族年金又は遺族給与金の額（遺族年金の支給を受けることができる遺族が配偶者であつて、その者に船員保険法第五十条ノ三第一項の規定に該当する子がある場合においては、その配偶者及びその子がこの法律の規定により支給を受けることができる遺族年金の額を合算した額）をこえる部分については、この限りでない。

附則第八項中「又は遺族年金を受ける権利」を「遺族年金又は遺族給与金を受ける権利」に、「又は遺族年金の額から」とは「遺族年金又は遺族給与金の額から」に改める。

附則第九項中「左に掲げる障害年金及び遺族年金」を「次に掲げる障害年金及び遺族年金又は遺族給与金」に改め、同項第四号中「支給を受けた遺族年金」を「支給を受けた遺族年金又は遺族給与金」に改める。

附則第十九項の次に次の一項を加える。

20 第三十七条に規定する国債の元利金については、当分の間、その消滅時効が完成した場合においても、その支払をすること

（未帰還者留守家族等援護法の一部改正）

第二条 未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第八条中「二千九百三十七円」を「四千二百五十円」に改める。

附則第四十三項から附則第四十六項までを一項ずつ繰り下げ、附則第四十二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を附則第四十三項とし、附則第四十一項の次に次の一項を加える。

42 厚生大臣は、前項の規定により療養の給付を受けている者が、同項に規定する期間を経過する日において、なお引き続き療養を要する場合においては、その期間の経過後においても、さらに二年間、その者の申請により、必要な療養の給付を行うことができる。

附則（施行期日）
1 この法律は、昭和三十四年一月一日から施行する。ただし、第一条中戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「遺族援護法」という。）第八条の改正規定及び同法第二十六条第一項の改正規定、第二条中未帰還者留守家族等援護法（以下「留守家族援護法」という。）第八条の改正規定並びに附則第三項から第八

項までの規定は、昭和三十三年十月一日から、第一条中遺族援護法附則第十九項の次に一項を加える改正規定及び第二条中留守家族援護法の附則の改正規定は、公布の日から施行し、改正後の遺族援護法第八条第四項の規定は、昭和三十三年一月一日から適用する。

（遺族援護法の一部改正に伴う経過措置）

2 この法律による遺族援護法第七条第三項の規定の削除により、昭和三十三年一月一日に受給権が発生すべき障害年金、障害一時金又は遺族年金に關し、改正後の同法を適用する場合においては、同法第七条第一項及び第二項、第二十三条第一項第三号、第二十五条第一項並びに第三十条第一項中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和三十三年三月三十一日」と、同法第三十一条第一項及び第三十条第一項中「昭和二十七年四月」とあるのは「昭和三十三年三月三十一日」と、同法第二十五条第一項中「昭和二十七年四月一日」とあるのは「昭和三十三年三月三十一日」とする。

3 改正後の遺族援護法第八条第一項の規定にかかわらず、昭和三十三年十月分から昭和三十四年六月分までの第二号に係る障害年金の額は一万四千円、昭和三十三年十月分から昭和三十四年六月分までの第三号に係る障害年金の額は一万二千円とする。

4 昭和三十四年六月三十日までを支給事由が生じた障害一時金の額については、改正後の遺族援護法第八条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 昭和三十三年十月分から昭和三十三年六月分までの遺族年金の額を算出する場合には、改正後の遺族援護法第二十六条第一項中「五万一千円」とあるのは、「四万三千二百三十三円」と読み替えるものとする。

6 死亡した者の父又は母に支給する昭和三十三年十月分からの者が六十歳に達する日の属する月分までの遺族年金の額を算出する場合には、改正後の遺族援護法第二十六条第一項中「五万一千円」とあるのは、「四万三千二百三十三円」と読み替えるものとする。

7 昭和三十三年十月分から昭和三十三年六月分までの留守家族手当の額を算出する場合には、改正後の留守家族援護法第八条中「四千二百五十円」とあるのは、「三千五百九十三円」と読み替えるものとする。

8 未帰還者の父又は母に支給する

昭和三十三年十月分からの者が六十歳に達する日の属する月分までの留守家族手当の額を算出する場合には、改正後の留守家族援護法第八条中「四千二百五十円」とあり、及び前項中「三千五百九十三円」とあるのは、「二千九百三十七円」と読み替えるものとする。ただし、その者が不具療疾である間に係る留守家族手当の額を算出する場合には、この限りでない。

9 （戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正）
戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第十三項中「施行の際において」を「施行の際（この法律の施行後当該増加恩給を受ける権利を有するに至つた者については、その有するに至つた際）において」に改める。

附則第十八項を次のように改める。

18 軍人又は軍人であつた者の遺族たるによる遺族年金を受ける権利を有する者で、他に同一の事由による公務扶助料を受ける権利を有する者があるものについては、当該公務扶助料が支給される期間、その者に支給する遺族年金の額は、改正後の第二十六條の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附則第二十四項中「遺族年金」を「遺族年金、遺族給与金」に改める。

〔所得税法の二部改正〕

10 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第八条第四項中「恩給法第七十五条第一項第二号」を「同条の規定による遺族給与金並びに恩給法第七十五条第一項第二号」に改める。

〔国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正〕

11 国民金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律(昭和二十九年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

失業保険法の一部を改正する法律案

失業保険法の一部を改正する法律案

失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 日雇労働被保険者に関する特例(第三十八条の二、第三十八条の三、第三十八条の四、第三十八条の五)」を

「第五章 日雇労働被保険者に関する特例(第三十八条の二、第三十八条の三、第三十八条の四、第三十八条の五、第三十八条の六、第三十八条の七、第三十八条の八、第三十八条の九、第三十八条の十、第三十八条の十一、第三十八条の十二、第三十八条の十三、第三十八条の十四、第三十八条の十五)」に改める。

八条の十五)を

第五章の二 五人未満の労働者を雇用する事業主に雇

用される被保険者に関する特例(第三十

八条の十六、第三十八条の二十四、

失業保険事務組合(第三十八条の二十

五、第三十八条の二十八)

「(第四十条、第四十六条)を(第四十条、第四十五条)に、(第四十七条、第五十二条)を(第四十六条、第五十二条)に改める。

第三十二条第一項中「(以下事業主

と云ふ。を(以下本章において事業主と云ふ。に改める。

第三十三条前段中「被保険者の負担すべき保険料額」を「被保険者の負担すべき毎月の保険料額」に、「その者に支払う賃金」を「その月においてその者に支払う賃金」に改める。

第三十四条の二に次の三項を加える。

第二条第一項第二号中「及び遺族年金」を「遺族年金及び遺族給与金」に改める。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

失業保険法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月二十二日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野 鶴平殿

は、第二項の規定により決定された保険料額のうち被保険者の資格の取得の確証があつた日の属する月の前六箇月の保険料についても、同様とする。

一 納付義務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。

二 納付義務者が当該保険料額の全部を前項の納期限までに納付することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、納期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

三 納付義務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、当該保険料額の全部を前項の納期限までに納付することが困難であると認められるとき。

政府は、前項の規定により納期限を延長する場合は、当該保険料額を適宜分割して納期限を定めることができる。

政府は、第四項の規定により納期限を延長する場合は、国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第四十四号)第二十六条第一項の規定の例により、担保を提供させ、かつ、利息を附するものとする。

第三十四条の四に次の一項を加える。

政府は、第三十四条の二第四項の規定により保険料の納期限を延長した場合は、同条第四項から第六項までの規定の例により、当該保険料に係る第一項の追徴金の納期限を延長することができる。

第三十五条第一項に次のただし書を加える。

但し、前条の規定により保険料を徴収するときは、この限りでない。

第三十五条第二項後段中「この場合の下に(前条各号の一に該当する納付義務者に対して督促状を発する場合を除く。を)を加え、同条第四項中「督促を受けた者」の下に「又は前条各号(第三号を除く。の一に該当したことにより納期を繰り上げて保険料の納入の告知を受けた者」を加える。

第三十六条第四項及び第五項第三号中「十円」を「百円」に改め、同条第五項第六号を削る。

第三十八条を次のように改める。

(国税徴収法の準用)

第三十八条 保険料その他この法律の規定による徴収金に関しては、国税徴収法第四十四条ノ二から第四十四条ノ五まで、第四十四条ノ九、第四十四条ノ十及び第九条ノ二の規定を準用する。

第三十八条の三 第一項第一号中「第六条第一項」を「第六条各号」に、「(以下単に事業主と云ふ。を(以下本章において事業主と云ふ。に改める。

第五章の次に次の二章を加える。

第五章の二 五人未満の労働者を雇用する事業主に雇用される被保険者に関する特例

第三十八条の十七 前条第一項又は第四項の規定による特定賃金月額、各被保険者について、同条第一項の申請をした日の属する月前の六箇月又は同条第四項の規定による決定をすべき月の前月の六箇月間に、当該小規模事業主が当該

であつて五人未満の労働者を雇用するもの(以下本章において小規模事業主と云ふ。の申請により、その者に雇用される被保険者(日雇労働被保険者を除く。以下本章において同じ。について特定賃金月額を決定する。

小規模事業主は、前項の申請をするには、その雇用する被保険者の二分の一以上の同意を得なければならない。

労働大臣は、第一項の規定による決定に係る小規模事業主に当該申請の日以後に雇用された被保険者について第十三条の二の規定により被保険者の資格の取得の確証をしたときは、その者について特定賃金月額を決定する。

労働大臣は、第一項及び前項の規定に係る被保険者について、命令の定めるところにより、毎年一回、特定賃金月額をあらたに決定するものとする。

第一項及び前項の規定による特定賃金月額は、決定のあつた日の属する月から適用する。

第三項の規定による特定賃金月額は、当該被保険者の資格の取得のあつた月以後の月であつて命令の定めるところから適用する。

(特定賃金月額の基準)

第三十八条の十七 前条第一項又は第四項の規定による特定賃金月額は、各被保険者について、同条第一項の申請をした日の属する月前の六箇月又は同条第四項の規定による決定をすべき月の前月の六箇月間に、当該小規模事業主が当該

第三十八条の十六 労働大臣は、第八条第一項の認可を受けた事業主

(特定賃金月額の決定)

第三十八条の十六 労働大臣は、第八条第一項の認可を受けた事業主

第三十八条の十六 労働大臣は、第八条第一項の認可を受けた事業主

第三十八条の十六 労働大臣は、第八条第一項の認可を受けた事業主

第三十八条の十六 労働大臣は、第八条第一項の認可を受けた事業主

第三十八条の十六 労働大臣は、第八条第一項の認可を受けた事業主

第三十八条の十六 労働大臣は、第八条第一項の認可を受けた事業主

第三十八条の十六 労働大臣は、第八条第一項の認可を受けた事業主

被保険者に支払つた賃金(賃金の支払の基礎となつた日数が二十日未満である月に係る賃金を除く)の総額を六(当該賃金の総額の支払の基礎となつた月数が六未満であるときは、その月数)で除して得た額とする。この場合において、五百円未満の端数があるときはこれを切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはこれを千円に切り上げるものとする。

前条第三項の規定による特定賃金月額は、左に掲げる額とする。

一 月、週その他一定の期間によつて定められる賃金が支払われる場合には、雇用された日現在の賃金の額をその期間の総日数(月の場合は、一箇月を三十日として計算する)で除して得た額に三十を乗じて得た額

二 労働した日若しくは時間によつて定められる賃金又は出来高払制その他の請負制によつて定められる賃金が支払われる場合には、雇用された日の属する月の前の一箇月に、当該事業所で、同種の労働に従事し、かつ、同様の賃金を受ける者が受けた賃金の額を平均した額

三 前二号に規定する賃金以外の賃金が支払われる場合には、命令の定めるところにより計算したその賃金の月額に相当する額

四 前三号に規定する賃金の二以上が支払われる場合には、それぞれについて当該各号の規定により計算して得た額の合算額

定による特定賃金月額の計算について準用する。

労働大臣は、第一項若しくは第二項の規定により特定賃金月額を計算することができない場合又はこれらの規定により計算して得た額が特定賃金月額として著しく不適当であると認める場合は、これらの規定にかかわらず、命令の定めるところにより、特定賃金月額を決定することができる。

(特定賃金月額の改定)

第三十八条の十八 労働大臣は、特定賃金月額に係る被保険者が当該小規模事業主から継続した六月間に支払われた賃金の総額を六で除して得た額がその者の特定賃金月額にくらべて著しく高低を生じた場合において、必要があると認めるときは、その額により、特定賃金月額を改定することができる。

但し、当該賃金の総額の支払の基礎となつた月のうち、賃金の支払の基礎となつた日数が二十日未満である月がある場合は、この限りでない。

特定賃金月額の改定は、当該小規模事業主の申請又は当該被保険者の請求により行ふ。

第三十八条の十六第五項及び前条第一項後段の規定は、特定賃金月額の改定について準用する。

(特定賃金月額の廃止)

第三十八条の十九 労働大臣は、特定賃金月額に係る被保険者を雇用する小規模事業主がその雇用する被保険者の二分の一以上の同意を得て申請した場合は、当該被保険

者の全部について特定賃金月額の廃止を決定する。当該小規模事業主が五人以上の労働者を雇用するに至つた場合も、同様とする。

特定賃金月額は、廃止の決定があつた日の属する月の末日限り、効力を失ふ。

(被保険者期間の特例)

第三十八条の二十 特定賃金月額に係る被保険者については、第十四条第一項の規定にかかわらず、賃金の支払の基礎となつた日数が一日以上十一日未満の月について、その月を一月として計算し、被保険者期間に算入する。但し、被保険者の資格の得喪があつた月については、この限りでない。

(賃金日額の特例)

第三十八条の二十一 被保険者が離職した場合において、離職した日の属する月前の被保険者期間として計算された最後の六月(離職した日が月の末日である場合は、その月及びその前五月)の全部又は一部の月が特定賃金月額に係る月であるときは、第十七条の二の規定の適用については、当該特定賃金月額をその月にその者に支払われた賃金の総額とみなす。但し、その月が被保険者の資格の得喪があつた月であるときは、左に掲げる額をその月にその者に支払われた賃金の総額とみなす。

一 一の特定賃金月額の適用を受けた場合は、当該特定賃金月額を三十で除して得た額にその月に当該小規模事業主に被保険者として雇用された日数を乗じて得た額

二 二以上の特定賃金月額の適用を受けた場合は、それぞれについて前号の規定により計算して得た額の合算額

三 その月に第六条各号の事業主又は第八条第一項の認可を受けた事業主であつて、特定賃金月額に係る小規模事業主以外のものにも、被保険者として雇用され、かつ、賃金が支払われた場合は、その賃金の総額と前二号に掲げる額との合算額

前項の規定の適用を受ける者については、第十七条の二第二項の規定の適用については、当該特定賃金月額は、月、週その他一定の期間によつて定められた賃金の額とみなす。

(保険料額の特例)

第三十八条の二十二 第三十一条及び第三十四条第一項の規定の適用については、各月につき、小規模事業主が賃金を支払つたすべての被保険者に係る特定賃金月額(支払われた賃金が被保険者の資格の得喪のあつた月に係るものであるときは、当該特定賃金月額を三十で除して得た額に当該月においてその者が被保険者として雇用された日数を乗じて得た額)の合計額を当該小規模事業主がその雇用する被保険者のすべてに支払つた賃金の総額とみなす。

(保険料の納期の特例)

第三十八条の二十三 小規模事業主は、第三十四条第一項に規定する納期限にかかわらず、命令の定めるところにより政府の承認を受け

て、一月、四月、七月及び十月の各月の末日までにその各月の前三月間(以下四半期といふ)の保険料(日雇労働被保険者に係る保険料を除く。以下本条において同じ。)を政府に納付することができる。

政府は、前項の承認の申請をした小規模事業主について現に保険料の滞納があり、若しくはその他の事由により保険料の徴収に支障が生ずるおそれがあると認めるとき、又は当該申請が次項前段の規定による取消のあつた日から一箇年以内に提出されたものであるときは、前項の承認をしないことができる。

政府は、第一項の承認を受けた小規模事業主について保険料の滞納又はその他の事由により保険料の徴収に著しい支障が生ずるおそれがあると認めるときは、当該承認を取り消すことができる。第一項の承認を受けた小規模事業主が五人以上の労働者を雇用するに至つたときも、同様とする。

前項前段の規定による承認の取消があつた場合には、取消があつた日の属する四半期の保険料であつて、その取消の日の属する月以前の月に係るものについては、その取消の日の属する月の翌月末日を納期限とする。

第三項後段の規定による承認の取消があつた場合には、当該事業主は、取消があつた日の属する四半期の保険料の納付については、第一項の承認を受けた小規模事業主とみなす。

(読替規定)

第三十八條の二十四 前条第一項又は第四項の規定による保険料の納付については、第三十四條第一項中「その月」とあるのは「納付すべき保険料に係る期間」と、同条第三項中「第一項に規定する」とあるのは「第三十八條の二十三第一項又は第四項の規定による」と、第三十四條の二第二項中「前条第一項」とあるのは「第三十八條の二十三第一項若しくは第四項」と読み替えるものとする。

第三十四條の二第二項の規定により決定される保険料を納付すべき事業主が前条第一項の承認を受けた小規模事業主である場合は、第三十四條の二第二項中「確認があつた日の属する月の前月以前」とあるのは、「確認があつた日の属する四半期（確認があつた月が一月、四月、七月又は十月であるときは、当該月の前月の属する四半期）の前月以前」と読み替えるものとする。

前条第一項又は第四項の規定により納付する保険料に係る追徴金については、第三十四條の四第二項第二号中「第三十四條第一項」とあるのは、「第三十八條の二十三第一項若しくは第四項」と読み替えるものとする。

第五章の三 失業保険事務組合

合

(失業保険事務組合)
第三十八條の二十五 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第三條の事業協同組合

又は事業協同小組合その他の事業主の団体(法人でない団体で代表者又は管理人の定めないものを除く。以下同じ)は、その構成員である第六條各号の事業主又は第八條第一項の認可を受けた事業主であつて命令の定める数以下の労働者を雇用するものの委託を受けて、本章の定めるところにより、被保険者の資格の得喪の届出、保険料の納付その他の失業保険に関する事項(日雇労働被保険者に関する事項を除く。以下失業保険事務という。)を処理することができ

る。事業主の団体は、前項に規定する業務を行おうとするときは、労働大臣の認可を受けなければならない。

前項の認可を受けた事業主の団体(以下失業保険事務組合という)は、第一項の業務を廃止しようとするときは、その旨を労働大臣に届け出なければならない。

労働大臣は、失業保険事務組合がこの法律若しくはこれに基く命令の規定に違反したとき、又はその行ふべき失業保険事務の処理を怠り、若しくはその処理が著しく不当であると認めるときは、第二項の認可を取り消すことができる。

(通知)

第三十八條の二十六 失業保険事務組合が処理する失業保険事務について、行政庁が当該事業主に対してすべき被保険者の資格の得喪の確認に関する通知、保険料の納入

の告知その他の通知は、失業保険事務組合に対してするものとする。

(失業保険事務組合の責任)

第三十八條の二十七 第三十八條の二十五第一項の委託に基き、事業主が保険料その他この法律の規定による徴収金の納付のため、金銭を失業保険事務組合に交付したときは、失業保険事務組合は、その交付を受けた金額の限度において、政府に対してこれらの納付の責に任ずるものとする。

第三十四條の四第一項又は第三十六條第一項の規定により、政府が追徴金又は延滞金を徴収する場合において、その徴収について失業保険事務組合の責に帰すべき事由があるときは、その限度において、当該失業保険事務組合は、政府に対して当該徴収金の納付の責に任ずるものとする。

政府は、前二項の規定により失業保険事務組合が納付すべき保険料その他この法律の規定による徴収金については、当該失業保険事務組合に対して第三十五條第四項の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合に限り、その残余の額を当該事業主から徴収することができる。

失業保険事務組合は、第二十三條の二第一項(第二十七條第三項において準用する場合を含む。以下同じ)の規定の適用については、事業主とみなす。

(帳簿の備付)
第三十八條の二十八 失業保険事務

組合は、命令の定めるところにより、その処理する失業保険事務に関する事項を記載した帳簿を事務所に備え付けなければならない。

第四十條第一項中「又は第二十三條の二第一項の規定による処分」を「第二十三條の二第一項の規定による処分又は特定賃金月額に関する処分」に改め、同条第三項を削る。

第四十一條を次のように改める。

(不服理由の制限)

第四十一條 被保険者の資格の得喪の確認又は特定賃金月額に関する処分が確定したときは、これらの処分についての不服を当該処分に基づく失業保険金の支給に関する処分又は保険料その他この法律の規定による徴収金の賦課の処分についての不服の理由とすることができない。

第四十六條を削り、第八章中第四十七條の前に次の一條を加える。

(不利益取扱の禁止)

第四十六條 事業主は、労働者が第八條の規定による被保険者となることを希望し、又は第十三條の四の規定による被保険者の資格の取得の確認の請求をしたことを理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取扱をしてはならない。

第四十九條第一項中「又は雇用していた事業主」を「若しくは雇用していた事業主、失業保険事務組合又は失業保険事務組合であつた事業主の団体」に改める。

第五十一條第一項中「又は雇用した事業所を」若しくは雇用していた事業主の事業所又は失業保険事務組

合若しくは失業保険事務組合であつた事業主の団体の事務所」に改める。

第五十三條第三号中「第三十四條第一項」の下に「又は第三十八條の二十三第一項若しくは第四項」を加え、同条中第九號を第十號とし、第八號を第九號とし、第七號を第八號とし、第六號の次に次の一号を加える。

七 第四十六條の規定に違反した場合

第五十三條の次に次の一條を加える。

第五十三條の二 失業保険事務組合が左の各号の一に該当するときは、その行為をした失業保険事務組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者は、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第三十八條の二十八の規定に違反して帳簿を備え付けず、又は帳簿に失業保険事務に関する事項を記載せず、若しくは虚偽の事項を記載した場合

二 前条第九號又は第十號に該当する場合

三 第三十八條の二十五第一項の委託により処理する失業保険事務に関し、前条第二号から第四号まで又は第八號に該当する場合

合 第五十五條中「法人の代表者」を「法人(法人でない失業保険事務組合を含む。以下本項において同じ)の代表者」に、「前二條」を「前三條」に改め、同条に次の一項を加える。

前項の規定により法人でない失業保険事務組合を処罰する場合においては、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその失業保険事

六四四

機関」を前号に掲げるものの外、二
以上の行政機関」に改め、同号を同
条第三号とし、同条第一号の次に次
の一号を加える。

二 経済全般の運営の基本方針及
び毎年度の経済計画大綱の策
定

第四号第十三号の次に次の一号を加え、同条第十九号中「前五号」を「第十三号の二及び第十五号から前号まで」に改める。

十三の二 経済全般の運営の基本方針及び毎年度の経済計画大綱を策定すること。

第五号を次のように改める。

(内部部局)

第五号 企画庁に、長官官房及び左の五局を置く。

調整局

計開局

開発局

調査局

経済研究局

第六号第十一号を次のように改める。

十一 削除

第七号第五号の次に次の二号を加え、同条第八号中「前七号」を「前各号」に改め、「長官官房及び」を削る。

五の二 経済全般の運営の基本方針及び毎年度の経済計画大綱の策定に關すること。

五の三 国際経済協力に關する基本的な政策及び計画の企画立案及び総合調整に關すること。

第八号(見出しを含む)中「総合計画局」を「計開局」に改める。

第九号(見出しを含む)中「総合開発局」を「開発局」に改める。

第十号第三号を削り、同条の次に次の一条を加える。

(経済研究局の事務)

第十号の二 経済研究局において、左の事務をつかさどる。

一 経済構造及び経済循環の基礎的な調査及び研究に關すること。

二 国民所得及び国富の調査及び分析に關すること。

三 前二号に掲げるものの外、経済に關する総合的かつ基本的な事項の調査及び研究に關すること。

第十一号の次に次の一条を加える。

(特別な職)

第十一号の二 企画庁に、参与三人以内を置く。

二 参与は、内外の経済動向の分析、経済全般の運営の基本方針の策定その他重要な庁務に關して、長官に對し意見を申し述べる。

三 参与は、非常勤とする。

第十二号の見出しを削り、同条第一項中「九人」を「五人」に改め、同条第二項中「決定について長官を補佐する。」を「決定に參與する。」に改め、同条第三項中「総合開発局」を「開発局」に改める。

第十三号の次に次の一条を加える。

(附屬機関)

第十三号の二 次条に規定するものの外、本庁に、附屬機関として、経済研究所を置く。

二 経済研究所は、左の事務をつかさどる機関とする。

一 経済構造及び経済循環の基礎的な調査及び研究に關すること。

二 国民所得及び国富の調査及び分析に關すること。

三 前二号に掲げるものの外、経済に關する総合的かつ基本的な事項の調査及び研究に關すること。

四 経済研究所は、東京都に置く。

五 経済研究所の内部組織については、総理府令で定める。

第十四号の見出しを削る。

附則

(施行期日)

一 この法律は、昭和三十三年七月一日から施行する。ただし、第十一号の次に一條を加える改正規定は、公布の日から施行する。

二 臨時金利調整法(昭和二十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第八号第一項第二号中「経済審議庁調整部長」を「経済企画庁調整局長」に改める。

(審査報告書は都合により追録に掲載)

外務省設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十三年四月二十二日

衆議院議長 益谷 秀次

参議院議長 松野 平蔵

(小字及び一は衆議院修正)

外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十六条」を「第十六条の二」に改める。

第三号中「左」を「次に」に改め、同条第五号を次のように改める。

五 国際連合その他の国際機関との協力及び国際会議への参加

第三号第八号中「あつ」を「あつせん」に改め、同条第九号中「ものの外」を「もののほか」に改める。

第五号第一項中「国際協力局」を「国際連合局」に改める。

第六号第三項を次のように改める。

三 アジア局及び経済局に、それぞれ次長一人を置く。

第十号中「左の」を「次の」に改め、同条に次の一号を加える。

四 外務省の所掌に係る海外経済協力に關すること。

第十二号を次のように改める。

(国際連合局の事務)

第十二号 国際連合局においては、次の事務をつかさどる。

一 国際連合に關すること。

二 国際連合憲章第五十七条に規定する専門機関その他の国際機関に關すること。

三 原子力の平和的利用に關する国際協力に關すること。

四 国際会議への参加及び国際行政に關すること。

「在外公館等借入金整理準備審査会」を「在外公館等借入金整理準備審査会」に改める。

第二章第二節第十六条の次に次の一条を加える。

(外務省大阪連絡事務所)

第十六条の二 外務省大阪連絡事務所は、外務省の所掌事務につき、公私の団体その他関係者との連絡を行う機関とする。

二 外務省大阪連絡事務所は、大阪府に置く。

三 外務省大阪連絡事務所に、所長を置く。

四 所長は、所務を掌理する。

五 前各項に規定するものを除くほか、外務省大阪連絡事務所に關し必要な事項は、外務省令で定める。

附則

この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

(藤田進君登壇、拍手)

○藤田進君 たいだいま議題となりました経済企画庁設置法の一部を改正する法律案外一件につきまして、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、経済企画庁設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、衆議院において修正議決の上、当院に送付されたものでありまして、まず、本法律案の政府原案の改正の要点を申し上げますと、その第一点は、経済企画庁の任務及び権限と

昭和三十三年四月二十五日 参議院會議第二十八号 議事日程追加の件 国民年金制度実施に関する請願外百二十九件

して、経済全般の運営の基本方針及び毎年度の経済計画大綱の策定に関する事務を明示したこと、その第二点は、内部部局として経済研究局を新設したこと、その第三点は、特別の職として参事を設けたこと、その第四点は、調整局の所掌事務の整備、審議会の定数及び職務の改正、総合計画局及び総合開発局の名称の変更等、所要の改正を行なったことであります。

右の政府原案に対し、衆議院におきまして、次の三点につき修正がなされました。

その第一点は、経済研究局を置く規定を削除したこと、その第二点は、総合計画局及び総合開発局の名称の変更を取りやめたこと、その第三点は、付属機関として経済研究所を置くこととしたこと、以上三点であります。

内閣委員会は、河野経済企画庁長官その他関係政府委員の出席を求めて、本法律案の審議に当りましたが、その質疑応答の詳細は、会議録に譲りたいと存じます。

本日の委員会において質疑を終り、討論もなく、よって直ちに採決いたしましたところ、賛成者多数をもって、衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、外務省設置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、衆議院において修正議決の上、当院に送付せられたものであります。まず、本法律案の政府原案の改正の要点を申し上げますと、その第一点は、アジア局に次長一人を置く

こと、その第二点は、経済局の所掌事務に所要の改正を加えること、その第三点は、国際協力局の名称を国際連合局に改めるとともに、同局の所掌事務に所要の改正を加えること、第四点は、付属機関として外務省大阪連絡事務所を設置すること、以上四点であります。

右の政府原案に対し、衆議院におきまして、次の二点につき修正がなされました。

その第一点は、アジア局に次長一人を置く規定を削ること、その第二点は、施行期日について所要の修正を加えたことであります。

内閣委員会は、藤山外務大臣その他の政府委員の出席を求めて、本法律案の審議に当りましたが、その質疑応答の詳細は、会議録に譲りたいと存じます。

本日の委員会におきまして、質疑を終り、討論もなく、よって直ちに採決をいたしましたところ、全会一致をもって、衆議院送付の原案通り可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。

まず、経済企画庁設置法の一部を改正する法律案全部の問題に供します。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長(松野鶴平君) 次に、外務省設置法の一部を改正する法律案全部の問題に供します。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よって本案は、全会一致をもって可決せられました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、社会労働委員長報告にかかると国民年金制度実施に関する請願外百二十九件の請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長阿具根登君。

国民年金制度実施に関する請願(三件)
清掃法第十八、第十九条改正に関する請願
簡易水道事業費国庫補助増額等に関する請願(二件)
保健所費国庫補助増額に関する請願(二件)
環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律施行に伴う経費国庫補助等の請願
栄養指導車配置に関する請願
結核対策に関する請願(四件)
結核予防予算増額等に関する請願(二件)

結核治療費全額国庫負担制度確立に関する請願
結核治療費国庫補助増額に関する請願
結核治療費全額国庫負担に関する請願

結核治療費全額国庫負担等に関する請願(二件)
精神衛生対策促進に関する請願
国立療養所の給食費引上げに関する請願(六件)
国立病院等の給食費引上げ等に関する請願(四件)
国立岐阜療養所の看護員増員に関する請願

国立病院等における看護婦産休のための定員確保の請願
病院の完全給食等の内容明示に関する請願
国立病院等の完全給食制度の内容向上等に関する請願
国立らひ療養所の医師充員等に関する請願
国立病院等の医師不足解消等に関する請願

療養所の医師等増員に関する請願
国立療養所の看護人員増員に関する請願(二件)
国立療養所の統合等に関する請願
国立病院等の燃料費増額に関する請願
国立療養所施設関係予算増額に関する請願

療養所等の設備改善に関する請願
療養所に隣接する基地の爆音防止等の請願

結核療養所の軽快作業ベッド増設等に関する請願
国立療養所建物修繕費増額に関する請願
国立療養所入所費の軽減又は無料取扱拡大に関する請願
国立病院等の作業療法の内容充実等に関する請願
保育事業予算増額に関する請願(十件)

結核児童療養制度確立等に関する請願
私設保育所保育の待遇改善等に関する請願
子どもセンターの法制化に関する請願
児童防止法完全実施に関する請願
災害救助法の一部改正に関する請願

生活保護法に基づく支弁経費を全額国庫負担とするの請願
生活保護法の保護基準等に関する請願
生活保護法の最低生活基準額引上げ等に関する請願(十一件)
生活保護法による最低生活基準額引上げの請願
生活保護法の長期入院患者に期末扶助金支給の請願(三件)

生活保護法による入院患者の生活扶助金引上げの請願(二件)
後援施設等の整備拡充に関する請願(四件)

後保護施設予算増額等に関する請願

結核後保護施設に関する恒久的制度の確立に関する請願

結核回復者寮増設に関する請願

結核回復者男子寮増設に関する請願

国民健康保険事業に対する国庫補助増額等の請願

国民健康保険事業に対する国庫補助増額の請願

国民健康保険事業費国庫補助増額等に関する請願

国民健康保険費国庫補助増額に関する請願

国民健康保険費国庫補助増額等に関する請願

国民健康保険費国庫補助増額等に関する請願

国民健康保険費国庫補助増額等に関する請願

国民健康保険費国庫補助増額等に関する請願

国民健康保険費国庫補助増額等に関する請願

国民健康保険費国庫補助増額等に関する請願

国民健康保険費国庫補助増額等に関する請願

国民健康保険費国庫補助増額等に関する請願

国民健康保険費国庫補助増額等に関する請願

国民健康保険費国庫補助増額等に関する請願

国民健康保険費国庫補助増額等に関する請願

未帰還同胞問題完全解決に関する請願(二件)

インドネシア共和国等所在の遺骨収集に関する請願

失業対策事業労働者の賃金引上げ等に関する請願

失業対策事業費全額国庫負担に関する請願

失業対策事業就労者に年末手当支給等の請願

日雇労働者の生活保障に関する請願

結核回復者の就職確保等に関する請願(六件)

結核回復者の就職確保に関する請願(四件)

国立らい療養所軽快退所者の就職あつせん等に関する請願

最低賃金法等制定に関する請願

審査報告書は都合により追録に掲載

〔阿具根登君登壇、拍手〕

○阿具根登君 たいだいま議題となりました請願につきまして、社会労働委員会における審査の結果を御報告申し上げます。

委員会におきましては、審査の結果、第五百三十号、国民年金制度実施に関する請願外百二十九件の請願は、おおむね願意妥当なものと認めまして、いずれも議院の決議に付して内閣に送付すべきものと決定した次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願は、委員長報告の通り採決し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よってこれらの請願は、全会一致をもって採決し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、通信委員長報告にかかる日吉、橋原両局間電話架設に関する請願外六十五件の請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと答へる者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

また、委員長の報告を求めます。通信委員長長吉田重文君。

日吉、橋原両局間電話架設に関する請願

北海道礼文村浜中に無集配郵便局設置の請願

広島県尾道市東御所町に特定郵便局設置の請願

三重県御蔵村高向に無集配特定郵便局設置の請願

鹿児島県鹿屋市西原簡易郵便局の無集配特定郵便局昇格に関する請願

茨城県長倉局電話増設促進に関する請願

茨城県石神外宿簡易郵便局の無集配特定郵便局昇格に関する請願

茨城県内原村鯉淵地区の電話特別区域の普通区域編入に関する請願

高知県安田町小川部落に公衆電話架設の請願

福島県飯館村に農村公衆電話架設の請願

熊本県松橋郵便局の普通局昇格等に関する請願

熊本県伊藤局の集配局昇格に関する請願

郵政省九州電波監理局第一監視部職員宿舎増設に関する請願

郵便切手類売さばき所及び印紙売さばき所に関する法律の一部改正に関する請願(二件)

大阪市西成郵便局局舎新築に関する請願

栃木県鹿沼市村井町に無集配特定郵便局設置の請願

北海道室蘭電話電報局局舎増築に関する請願

新潟県佐渡弥彦固定公園記念切手発行に関する請願

京都府亀岡市千代川郵便局移転等に関する請願

鹿児島県鹿屋電報電話局局舎建設促進等に関する請願(二件)

簡易生命保険の制限額引上げに関する請願(十五件)

簡易生命保険、郵便年金積立金の融資範囲拡大等に関する請願(十六件)

北海道釧路市新橋大通に無集配特定郵便局設置の請願(二件)

茨城県赤塚村等の電話を水戸電話局区域に加入変更するの請願

岩手福岡、戸田間電話回線増設に関する請願

北海道岩見沢市二条西十丁目及び一条東一丁目付近に無集配特定郵便局設置の請願

群馬県蔵本町蔵本に特定郵便局設置の請願

鹿児島県竹之浦簡易郵便局の無集配特定郵便局昇格に関する請願

千葉市花岡町に無集配特定郵便局設置の請願

東京都深川東雲町に特定郵便局設置の請願

神奈川県川崎市上丸子山王町に特定郵便局設置の請願

福島県浅川町山白石に四等郵便局設置の請願

広島県松永市神村町に特定無集配郵便局設置の請願

お年玉つき郵便葉書の発売による寄付金を沖繩へ特別配分の請願

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

〔宮田重文君登壇、拍手〕

○宮田重文君 たいだいま議題となりました請願につきまして、通信委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本件請願は、特定郵便局の設置及び昇格並びに移転等を要するもの二十一件、郵便切手、印紙売捌所の手数料引き上げを要するもの二件、簡易生命保険の制限額引上げ及び積立金の融資範囲拡大を要するもの三十一件、記

昭和三十三年四月二十五日 参議院會議録第二十八号 議事日程追加の件 委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

六四八

念切手発行を要望するもの一件、お年玉つき郵便葉書の寄付金を沖縄へ特別配分を要望するもの一件、電話架設及び増設並びに区域変更等を要望するもの十件、電波職員の新増設を要望するもの一件であります。

本委員会におきましては、慎重審査の結果、いずれも願意を妥当と認め採択し、議院の會議に付し、かつ内閣へ送付すべきものと全会一致をもって決定した次第であります。

右、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松野鶴平君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

これらの請願は、委員長報告の通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(松野鶴平君) 総員起立と認めます。よってこれらの請願は全会一致をもって採択し、内閣に送付することに決定いたしました。

○議長(松野鶴平君) 参事に報告させます。

〔参事朗読〕

本日委員長から左の調査について継続調査の要求書を提出した。

内閣委員会

一、国家行政組織に関する調査

一、国防衛に関する調査

一、国家公務員制度及び恩給に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、檢察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、國際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、租税及び金融等に関する調査

文政委員会

一、教育、文化及び學術に関する調査

社会労働委員会

一、労働情勢に関する調査

一、社会保障制度に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査

商工委員会

一、經濟の自立と発展に関する調査

運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査

通信委員会

一、郵政事業の運営に関する調査

一、電気通信並びに電波に関する調査

建設委員会

一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

本日議院運営委員長から左の件について継続調査の要求書を提出した。

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件

○議長(松野鶴平君) この際、日程に追加して、委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。

ただいま参事に報告させました通り、各委員長から継続審査及び継続調査の要求書が提出されております。

委員長要求の通り、委員会の審査及び調査を閉会中も継続することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(松野鶴平君) 御異議ないと認めます。よって各委員長要求の通り、委員会の審査及び調査を閉会中も継続することに決しました。

午後四時二十六分休憩

〔休憩中衆議院が解散され、同時に閉会となった〕

○本日の會議に付した案件

一、社会労働委員会において審査中の日本労働協合法案について、本日速かに社会労働委員長の間報告を求めるの動議

一、日本労働協合法案の中間報告

一、日本労働協合法案

一、日程第一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第二 北海道地下資源開発株式会社法案

一、日程第三 相続税法の一部を改正する法律案

一、日程第四 日本開発銀行法の一部を改正する法律案

一、日程第五 日本電信電話公社法の一部を改正する法律案

一、日程第六 お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律の一部を改正する法律案

一、日程第七 法務省設置法の一部を改正する法律案

一、日程第八 農林省設置法の一部を改正する法律案

一、日程第九 厚生省設置法の一部を改正する法律案

一、日程第十 運輸省設置法の一部を改正する法律案

一、日程第十一 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法案

一、日程第十二 防衛庁設置法の一部を改正する法律案

一、日程第十三 自衛隊法の一部を改正する法律案

一、学校教育法第二十八條改正に関する請願外四十三件の請願

一、外国無煙炭輸入制限等に関する請願外三十件の請願

一、恩給改訂に関する請願外百八十一件の請願

一、国の債権の管理等に関する法律の一部を改正する請願外百五十四件の請願

一、社会福祉事業等の施設に関する措置法案

一、戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律案

一、失業保険法の一部を改正する法律案

一、經濟企画庁設置法の一部を改正する法律案

一、外務省設置法の一部を改正する法律案

一、国民年金制度実施に関する請願外百二十九件の請願

一、日吉、樺原両局間電話架設に関する請願外六十五件の請願

一、委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件

出席者は左の通り。

議長 松野 鶴平君

副議長 寺尾 豊君

議員 中山 福蔵君 田中 茂徳君

杉山 昌作君 島村 軍次君

竹下 豊次君 高瀬 莊太郎君

手島 榮君 中野 文門君

佐藤 尚武君 高良 とみ君

河野 謙三君 松平 勇雄君

武藤 常介君 上林 忠次君

永野 護君 迫水 久常君

松岡 平市君 田中 啓一君

梶原 茂嘉君 奥 むめお君

石黒 忠篤君 森 八三一君

西川 甚五郎君 藤野 繁雄君

堀 末治君 前田 久吉君

早川 慎一君 野田 俊作君

昭和二十三年四月二十五日 参議院會議録第二十八号

谷口弥三郎君	新谷寅三郎君	小幡 治和君	伊能 芳雄君	松本治一郎君	三木 治朗君	国務大臣	正力松太郎君
木内 四郎君	森田 義衛君	宮田 重文君	三浦 義男君	千葉 信君	戸叶 武君	国務大臣	津島 壽一君
加賀山之雄君	後藤 文夫君	高野 一夫君	高橋進太郎君	荒木正三郎君	市川 房枝君	政府委員	
田村 文吉君	村上 義一君	古池 信三君	岡崎 眞一君	八木 幸吉君	野坂 参三君	内閣官房長官	愛知 揆一君
本多 市郎君	鶴見 祐輔君	佐野 廣君	寺本 廣作君	岩間 正男君	長谷部ひろ君	法制局長官	林 修三君
笹森 順造君	江藤 智君	石井 桂君	関根 久藏君	竹中 恒夫君	大竹平八郎君	内閣總理大臣	増子 正宏君
仲原 善一君	成田 一郎君	野本 品吉君	関山俊一郎君	安部 清美君	鈴木 壽君	官房公務員制	
西田 信一君	堀本 宜實君	岩沢 忠恭君	上原 正吉君	大河原一久君	伊藤 顕道君	度調査室長	
鈴木 万平君	大谷藤之助君	伊能繁次郎君	石原幹市郎君	北條 雋八君	天坊 裕彦君	總理府恩給局長	八卷淳之輔君
稻浦 鹿藏君	吉江 勝保君	左藤 義隆君	鹿島守之助君	千田 正君	光村 甚助君	法務政務次官	横川 信夫君
塩見 俊二君	前田住都男君	井野 碩哉君	杉原 荒太君	秋山 長造君	加瀬 完君	外務大臣官房長	田付 景一君
三木與吉郎君	青柳 秀夫君	下條 康麿君	郡 祐一君	坂本 昭君	阿部 竹松君	大蔵政務次官	白井 勇君
雨森 常夫君	小西 英雄君	津島 壽一君	堀本 鎌三君	大矢 正君	松澤 靖介君	大蔵省主計局長	石原 周夫君
館 哲二君	井村 徳二君	木村篤太郎君	青木 一男君	椿 繁夫君	田畑 金光君	計局次長	村上 一君
山本 米治君	小林 武治君	泉山 三六君	林屋龜次郎君	海野 三朗君	中村 正雄君	文部大臣官房	齋藤 正君
劍木 亨弘君	大谷 賛雄君	横川 信夫君	吉田 萬次君	矢嶋 三義君	相馬 助治君	総務参事官	
佐藤清一郎君	木島 虎藏君	勝俣 稔君	大川 光三君	横川 正市君	小酒井義男君	厚生政務次官	米田 吉盛君
有馬 英二君	大谷 鑒潤君	森中 守義君	北村 暢君	河合 義一君	高田なほ子君	厚生省引揚	河野 鎮雄君
近藤 鶴代君	小柳 牧衛君	鈴木 強君	藤田藤太郎君	天田 勝正君	永岡 光治君	援護局長	
井上 清一君	小澤久太郎君	相澤 重明君	松永 忠二君	片岡 文重君	羽生 三七君	農林政務次官	瀬戸山三男君
斎藤 昇君	小山邦太郎君	占部 秀男君	森 元治郎君	重盛 壽治君	曾根 益君	通商産業	小笠 公昭君
木暮武太夫君	石坂 豊一君	山下 友敬君	平林 剛君	岡田 宗司君	山下 義信君	政務次官	最上 英子君
廣瀬 久忠君	西郷吉之助君	湯山 勇君	亀田 得治君	栗山 良夫君	内村 清次君	郵政政務次官	松田 英一君
植竹 春彦君	草葉 隆圓君	久保 等君	柴谷 要君	棚橋 小虎君	山田 節男君	電気通信監理官	岩田 敏男君
安井 謙君	大野木秀次郎君	大和 与一君	安部キミ子君	山田 節男君	内閣總理大臣	郵政省郵務局長	板野 學君
川村 松助君	黒川 武雄君	江田 三郎君	近藤 信一君	内閣總理大臣	岸 信介君	労働政務次官	二階堂 進君
小林 英三君	野村吉三郎君	東 隆君	大倉 精一君	法務大臣	唐澤 俊樹君		
苦米地義三君	平井 太郎君	竹中 勝男君	阿具根 登君	外務大臣	藤山愛一郎君		
増原 恵吉君	松村 秀逸君	藤原 道子君	吉田 法晴君	大蔵大臣	一萬田尙登君		
榊原 亨君	白井 勇君	中田 吉雄君	松澤 兼人君	厚生大臣	堀本 鎌三君		
最上 英子君	柴田 栄君	藤田 進君	小笠原三三男君	運輸大臣	中村三之丞君		
大沢 雄一君	宮澤 喜一君	成瀬 幡治君	小林 孝平君	労働大臣	石田 博英君		
平島 敏夫君	後藤 義隆君	島 清君	田中 一君	国務大臣	石井光次郎君		
高橋 衛君	西岡 ハル君	加藤シヅエ君	赤松 常子君	国務大臣	河野 一郎君		
横山 フク君	土田国太郎君						

昭和三十三年四月二十五日 参議院會議録第二十八号

六五〇

明治三十五年
三月三十一日第三種郵便物認可

定価 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
(配送料共)

発行所 東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段(四三)一三三番報課